

名古屋市総合計画 2018

平成29年度に向けた施策推進の方針

平成29年3月

名古屋市

目 次

1	はじめに	1
2	名古屋市総合計画 2018 の実施状況	2
3	計画策定後の主な状況変化等	4
4	次年度の施策推進における基本的な考え方	6
5	戦略別シート	9
6	施策別シート	12

1 はじめに

本市では、平成 26 年（2014 年）10 月、「世界のナゴヤ、本物ナゴヤ、ぬくとい市民」の実現をめざして、15 年先の将来を見据えたまちづくりの方向性を明確化するとともに、本市のめざす都市像を実現するために取り組む施策等を明示するため、新たな総合計画として「名古屋市総合計画 2018」を策定しました。

総合計画では、計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画の実施状況を把握し、公表[※]するとともに、計画策定後の社会経済情勢の変化やそれにもなう新たな課題、計画の実施状況をふまえて、翌年度以降の施策の方向性などを「施策推進の方針」としてとりまとめることとしています。

このたび、平成 29 年度に向けた「施策推進の方針」をとりまとめました。

今後、この方針に基づいて施策・事業を実施し、総合計画の着実な推進をはかっていきます。

※平成 28 年 9 月、「名古屋市総合計画 2018 平成 27 年度の実施状況」を公表しました。

2 名古屋市総合計画2018の実施状況

(1) 成果指標の傾向

計画掲載の132成果指標について、平成27年度の傾向は、およそ7割が向上しています。「めざす都市像等」別にみると、「魅力と活力にあふれるまち」以外は低下傾向となった指標は2割を下回るなど、おおむね順調に推移していますが、「魅力と活力にあふれるまち」においては、約3割の指標が低下傾向にあることから改善に向けた取り組みが必要です。

めざす都市像等	傾向別成果指標数			
	 (向上)	 (横ばい)	 (低下)	合 計
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	27	7	7	41
災害に強く安全に暮らせるまち	16	2	3	21
快適な都市環境と自然が調和するまち	23	3	6	32
魅力と活力にあふれるまち	16	2	8	26
市政運営の取り組み	9	1	2	12
合 計	91	15	26	132

(2) 事業計画の進ちよく状況

計画掲載の467事業について、平成27年度の進ちよく状況は、およそ9割の事業が順調に進ちよくしています。

めざす都市像等	進ちよく状況別事業数				
	☆☆☆ 順調	☆☆ やや遅れ	☆ 遅れ	一 見直し	合 計
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	140	10	0	1	151
災害に強く安全に暮らせるまち	72	5	0	0	77
快適な都市環境と自然が調和するまち	80	15	0	0	95
魅力と活力にあふれるまち	100	6	1	1	108
市政運営の取り組み	35	1	0	0	36
合 計	427	37	1	2	467

進ちよく状況が「☆☆（やや遅れ）、☆（遅れ）」の事業名（一覧）

めざす都市像等	事業名		
人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち	歯科口腔保健対策の推進	がん対策の推進	特定健康診査・特定保健指導の実施
	発達障害対応施策の実施	不登校に対する取り組み	体力向上の推進
	学校規模の適正化(小規模校対策)	子ども読書活動	生涯学習センターの運営
	審議会等における女性委員の登用促進		
災害に強く安全に暮らせるまち	民間建築物の耐震化	地下鉄構造物の耐震補強	都市防災不燃化促進事業の推進
	住宅市街地総合整備事業の推進	消防団員の充足率の向上	
快適な都市環境と自然が調和するまち	チャレンジファーマーの育成	藤前干潟の保全活用の推進	鳴海駅前第二種市街地再開発事業の推進
	組合施行土地区画整理事業の促進	市施行土地区画整理事業の推進	有料自転車駐車場の整備
	自転車走行空間の整備	市営住宅の建設	定住促進住宅における子育て支援
	高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	環境保全設備資金融資	住宅への創エネルギー機器の導入促進
	省エネルギー訪問相談	分別・リサイクルの推進	事業系ごみの減量・資源化の推進
魅力と活力にあふれるまち	ささしまライブ 24 地区の整備推進	名古屋駅周辺地下公共空間の整備推進	姉妹友好都市交流の推進
	美術館の運営	揚輝荘の保全・活用	デジタルコンテンツ博覧会NAGOYAの開催
	産業立地促進助成		
市政運営の取り組み	公共事業用地の代替地等の処分		

（３）実施状況をふまえた総括

平成 27 年度は、名古屋市総合計画 2018（計画期間：平成 26～30 年度）の 2 年目であり、計画に掲げた施策・事業を着実に推進した結果、おおむね順調に進ちよくしました。

今後、計画の実施状況をふまえて、順調に進ちよくしている施策・事業については、引き続き着実に推進し、より高い成果をめざすこととし、目標実現に向けてやや遅れがみられる施策・事業については、より一層積極的な対応をしていく必要があります。

3 計画策定後の主な状況変化等

(1) 本市の人口等の動き

平成 28 年 10 月 1 日現在の本市の人口は、前年より 9,156 人増の 230 万 4,794 人で、平成 9 年以降 20 年連続で増加し、過去最高となっています。

平成 28 年（平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 1 年間）の人口動向をみると、自然増減数（出生数－死亡数）において 994 人の自然減（前年比 22 人減）となり、平成 25 年以降 4 年連続で自然減となりました。親となる世代の減少などを背景に少子化が続く中、高齢化の進行による死亡数の増加とあいまって、本格的な自然減の局面を迎えつつあります。

一方、社会増減数（転入数－転出数）においては、転入者の増加により 10,150 人の社会増（前年比 1,440 人増）となり、平成 23 年以降 6 年連続で社会増となりました。ただし、地域別の社会動態をみると、東京圏（関東）のみ転出超過（平成 28 年は△3,473 人）となっており、平成 24 年以降 5 年連続で社会減が拡大しています。

なお、平成 28 年 10 月 1 日現在の人口構成比をみると、15 歳未満の年少人口の割合は 12.5%と前年と比べて 0.2 ポイント低下、15～64 歳の生産年齢人口の割合は 63.1%と横ばいであるのに対し、65 歳以上の高齢者人口の割合は 24.5%で前年より 0.3 ポイント上昇しており、少子化・高齢化にともなう人口構造の変化は着実にすすんでいます。

(2) 地方創生に関する取り組み

わが国における急速な少子化・高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国においては、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においても、近い将来、人口減少に転じることが予想される中、国が掲げる「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」という方向性をもとに、名古屋市総合計画 2018 におけるこれらに対応するための施策の着実な推進を支えるため、5 か年の目標などを示す「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 3 月に策定しました。

(3) 南海トラフ巨大地震への対応

駿河湾以西の太平洋岸の沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念される中、本市では、独自の被害想定をふまえた震災対策を早期にすすめるため、平成 26 年 10 月に「名古屋市震災対策実施計画」を策定しました。

平成 27 年 10 月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{きょうじん}靱化基本法」に基づき、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「名古屋市地域強^{きょうじん}靱化計画」を策定しました。

(4) リニア中央新幹線の開業等への対応

平成 39 (2027) 年度のリニア中央新幹線品川・名古屋間の開業に向けて、平成 26 年 10 月に中央新幹線品川・名古屋間の工事实施計画が認可されるとともに、平成 28 年 12 月にはリニア名古屋駅の本格的な工事が着手されました。

本市においては、平成 26 年 9 月に策定した「名古屋駅周辺まちづくり構想」に位置づけた取り組みごとに設置したプロジェクト調整会議において、関係事業者との協議・調整をすすめています。

(5) 観光文化交流の推進

平成 28 年の訪日外国人旅行者は 2,400 万人を突破し、訪日外国人旅行消費額も 3.7 兆円を超え、過去最高となりました。平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などを契機にさらなる訪日外国人の増加が見込まれる中、国においては、ビザ要件の戦略的緩和や受入環境整備、MICE の誘致・開催促進などの取り組みを加速し、訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とする目標を掲げています。

本市においては、平成 28 年 4 月に観光文化交流局を設置し、国内では首都圏や関西圏、海外ではアジア地域を中心とした観光プロモーションや国内外 MICE 見本市等への出展などにより、交流促進に積極的に取り組むとともに、第 20 回アジア競技大会の開催決定やリニア中央新幹線開業により大きく変貌する名古屋^{へんぼう}を見据えて、平成 29 年 3 月に名古屋魅力向上・発信戦略を策定しました。

4 次年度の施策推進における基本的な考え方

平成 29 年度は、名古屋市総合計画 2 0 1 8（計画期間：平成 26～30 年度）の 4 年目であることから取り組みをさらに加速化し、目標の実現に向けて力強く前進していく必要があります。

こうした認識のもと、引き続き名古屋市総合計画 2 0 1 8 に掲げる「4 つの都市像」の実現に向けた取り組みおよび「市政運営の取り組み」をすすめることとし、とりわけ「重点戦略」を推進する取り組みについては、優先的に対応することとします。

≪「4つの都市像」と「市政運営の取り組み」≫

都市像1 人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち ●人権と絆が大切にされるまち ●子ども、若者、女性や高齢者、障害者など誰もが不安なく自立して過ごせるまち ●一人ひとりがいきいきと自分らしく生活できるまち	都市像2 災害に強く安全に暮らせるまち ●地震や豪雨など災害に強いまち ●犯罪や事故が起こりにくいまち ●地域が一体になって安全確保に取り組むまち
都市像3 快適な都市環境と自然が調和するまち ●快適な都市環境の中で気持ちよく暮らせるまち ●自然が身近に感じられるうるおいのあるまち ●都市と自然が調和する心がやすらぐまち	都市像4 魅力と活力にあふれるまち ●魅力と活力にあふれ、住みたくなるまち ●魅力と活力にあふれ、行きたくなるまち ●市民が誇りに思えるまち
市政運営の取り組み ●市民主体の市政運営 ●将来を見据えた市政運営	

≪「重点戦略」と「重点戦略を推進する取り組み」≫

重点戦略1 子育て世代に選ばれるまちをつくとともに、地域の活力を高めます	
安心して子育てできる環境づくり	多様化する子育て世代のニーズに応えるため、妊娠期から出産・育児、子ども・若者の自立まで、切れ目のないきめ細かな支援を行います。また、子ども一人ひとりの個性を大切にし、児童・生徒が安心していきいきと学校で過ごすことができる環境を整えます。
助け合いながら暮らせる地域づくり	コミュニティ機能の低下によって引き起こされる孤立化など、地域の問題を解決するため、行政だけでなく、地域住民、NPO、大学等が連携・協力して取り組む地域での体制づくりをすすめます。また、多くの元気な高齢者が豊富な経験を活かせるような活躍の場を創出し、社会の支え手として活躍できるよう支援していきます。

重点戦略２ 市民・企業・行政の総力で大規模災害に備えます	
自ら備え自ら守る自助力の向上	市民・企業に対して大規模災害に対する意識啓発を行い、適切な避難行動のガイドラインを示すとともに、防災教育を充実させ、防災対策の促進や適切な避難行動の普及を幅広い世代に対してはたらきかけることで、市全体の自助力を向上させます。
みんなで助け合う地域コミュニティの醸成	地域の特性に応じた避難行動の検討・支援や、災害時に援護が必要な人の安否確認および避難誘導などを行う助け合いの仕組みづくりをすすめるとともに、避難所の開設・運営を効率的にすすめることにより、みんなで助け合うコミュニティづくりをすすめます。
都市防災機能強化による強靱な名古屋の創出	大規模災害に備え、被害を未然に防ぎ、また被害の最小化をはかるため、他の施策の指針となる計画を策定します。 また、都市基盤施設の耐震化や、関係行政機関とともに基幹となる広域防災拠点の整備検討など、災害時における被害を最小化し、圏域の早期復旧・復興もリードできる安定的な経済・社会活動の確保をはかります。
重点戦略３ 国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります	
リニア中央新幹線を見据えた都心部の魅力づくり	ターミナル機能の強化や象徴的な都市空間の形成をはかり、国際的・広域的な拠点として、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」をめざします。都心のシンボル空間の形成をめざして、久屋大通公園などの公共空間の再生、民間再開発の促進、 ^{あいおい} 界隈性の充実による魅力にあふれたまちづくりをすすめます。
「また来たい」ナゴヤの創出と地域の活性化	名古屋らしい魅力を創出し、魅力を国内外に発信するとともに、観光案内などを強化しておもてなしを充実します。
ものづくり経済圏の中核都市ナゴヤの実現	日本の真ん中という地の利や、ものづくり産業の集積を活かし、次世代産業の育成や、国内有数の産業交流拠点の形成をすすめます。

戦略	1	子育て世代に選ばれるまちをつくとともに、地域の活力を高めます
----	---	--------------------------------

基本的な考え方	○若い世代・子育て世代に選ばれるまちづくりを最優先にすすめる。 ○元気な高齢者を増やし、地域における助け合いの仕組みづくりをすすめることで、地域の活力を高める。
---------	--

■今後の課題および取り組み方針

【安心して子育てできる環境づくり】

- 国定義に基づく保育所等利用待機児童数ゼロは3年連続達成したものの、希望する保育所等を利用できない児童がいまだ多数いることから、民間保育所等の整備補助や、賃貸方式による民間保育所の設置、保育補助者の雇用支援等の拡充など、引き続き、待機児童対策をすすめます。
- 児童生徒が抱えるいじめや不登校につながる問題の未然防止や早期発見につなげるため、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）を増員するとともに、それらの資質向上のためスーパーバイザーを配置するなど、子ども応援委員会の体制強化をはかります。
- 民間児童養護施設への自立支援担当職員の配置を拡充するとともに、子ども・若者総合相談センターにおける相談体制の強化や、地域療育センターにおける診療体制の充実をはかるなど、子ども・若者の自立に向けた支援につとめます。

【助け合いながら暮らせる地域づくり】

- 高齢者が医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、在宅医療・介護連携支援センターや、在宅療養者の情報を多職種間で共用することができるICTツール（はち丸ネットワーク）をとおり医療と介護の連携体制を構築するとともに、民間特別養護老人ホームの整備補助をはじめとした介護基盤の整備をすすめることなどにより地域包括ケアシステムの実現をはかります。

基本的な
考え方

○市民・企業・行政の総力を結集し、災害による被害を出さないようにするための防災と、被害を最小限に抑えるための減災をすすめる。

○市民一人ひとりが自分や家族の命を守る「自助」、地域における助け合いで守る「共助」、そして行政が担う「公助」により、防災力を総合的に高める。

■今後の課題および取り組み方針

【自ら備え、自ら守る自助力の向上】

○災害時における被害の軽減をはかるため、家具固定等の震災対策の啓発活動につとめるとともに、家具の固定ができるボランティアの養成につとめます。

○住宅の耐震診断や耐震補強における利用率向上をはかるため、利用者にとってより使いやすい制度設計につとめます。また、耐震化に躊躇^{ちゅうちよ}される方に対し耐震化の必要性について訴えかけるため、地域における啓発活動につとめます。

【みんなで助け合う地域コミュニティの醸成】

○市民一人一人が主体的かつ適切に避難し、災害時における人的被害の軽減がはかれるよう、津波浸水学区などにおける地域避難行動計画の策定を支援するとともに、避難所開設運営訓練を展開し、地域防災力の向上につとめます。

○大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結に向け、事業所の理解・協力を得るための意識啓発につとめます。

【都市防災機能強化による強^{きょうじん}靱な名古屋の創出】

○災害に強いまちづくりをすすめるため、市営住宅、橋りょう、排水施設、上下水道施設、地下鉄施設等の耐震化をすすめます。

○区役所や消防施設の機能強化のため、非常用電源設備の更新・強化をすすめます。
また、避難所となる施設の窓ガラスの飛散防止対策や、大規模ホールにおける天井落下防止工事をすすめます。

○災害発生時における消火活動に支障をきたすことがないよう、防火水槽の耐震補強をすすめます。

戦略	3	国際的な都市間競争を勝ち抜く、大きく強い名古屋をつくります
----	---	-------------------------------

基本的な考え方	○名古屋大都市圏全体の市民・企業など多様な主体で連携をすすめる。 ○本市を核とした自治体間の連携基盤を強化し、圏域の成長の方向性を共有するとともに、広域的な取り組みを積極的に展開する。 ○集積する産業や商業などの強みを強化することで、圏域の中心都市としての重要性を高める。
---------	---

■今後の課題および取り組み方針

【リニア中央新幹線開業を見据えた都心部の魅力づくり】

○リニア中央新幹線の開業を見据え、名古屋駅周辺地区において、都心機能・交流機能を高めるため、名古屋駅ターミナル機能の強化や象徴的な都市空間の形成をめざすとともに、栄地区において、久屋大通の再生事業をはじめとする栄地区まちづくりプロジェクトを推進するなど、名古屋大都市圏の中核都市にふさわしい、圏域をけん引する国際競争力を有する都心部の形成をはかります。

【「また来たい」ナゴヤの創出と圏域の活性化】

○交流人口の増加に向けた名古屋の都市魅力向上・発信をすすめるため、名古屋城と有松・四間道・名駅・栄などと連携強化をはかるなど名古屋城を核とした都市魅力向上・発信につとめます。

○レゴランド・ジャパンの開業にあわせて必要な都市基盤施設の整備をすすめるほか、港エリアへの来場者の回遊性を高め、港エリア全体の魅力創出がはかれるよう、あおなみ線・水上交通を軸に沿線のにぎわいをつなぐ「みなと回遊ループ」の実現に向けた取り組みをすすめます。

○オリンピック・パラリンピックのホストタウンや、アジア競技大会の開催を見据え、名古屋を拠点としたスポーツチーム（でらスポ名古屋）など、本市が有するスポーツ資源を活用し、スポーツによるナゴヤの魅力の創出・発信につとめます。

○国際展示場および国際会議場の整備をすすめるほか、民間企業によるミーティングやインセンティブ旅行の名古屋開催に対する助成制度を新設するなど、MICEの誘致推進につとめます。

【ものづくり経済圏の中核都市ナゴヤの実現】

○今後、大きな成長が見込まれる航空宇宙産業やこの地域の強みであるものづくり企業の技術を活かした医療介護機器・ロボット開発など医療・福祉・健康産業の振興につとめます。

○圏域の産業競争力を強化するとともに、産業人材の流出の抑制につとめるため、意欲ある中小企業のイノベーション活動を促進します。

施策 1

生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します

めざす姿

生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略をふまえ、レセプト（診療報酬明細書）や健診情報などのデータ分析に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施するため、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を、平成 27 年 12 月に策定しました。
- 平成 28 年 6 月に予防接種法施行令が改正され、B 型肝炎予防接種が平成 28 年 10 月から定期接種となることが決定しました。
- 自殺対策の一層の推進をはかるため、平成 28 年 3 月に自殺対策基本法の一部改正が行われ、4 月より施行されました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	健康寿命	男性 78.30 年 女性 82.90 年 (24 年)	男性 78.65 年 女性 83.17 年 (26 年)	平均寿命の延びを上回るよう延伸 (30 年)	平均寿命の延びを上回るよう延伸 (40 年)	▲
2	がん検診受診率 ①胃がん ②大腸がん ③肺がん ④子宮がん ⑤乳がん ⑥前立腺がん	①10.7% ②22.7% ③18.8% ④52.9% ⑤36.6% ⑥28.4% (25 年度)	①11.8% ②25.7% ③21.5% ④55.2% ⑤41.3% ⑥32.5%	①32% ②37% ③36% ④59% ⑤44% ⑥40%	①50%以上 ②50%以上 ③50%以上 ④65%以上 ⑤50%以上 ⑥50%以上	▲
3	自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)	17.9 (24 年)	18.0 (26 年)	13 (30 年)	13 以下 (40 年)	▼

■これまでの取り組み

1	健康づくり・予防医療の推進
○B 型肝炎（平成 28 年 10 月から定期接種）、ロタウイルス、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（一般）、任意高齢者肺炎球菌といった任意予防接種の費用助成事業を継続して実施しました。 ○食育推進計画（第2次）に基づき、各種媒体やイベントなどを活用して普及啓発を行うなど、関係機関や団体と連携して食育の推進につとめるとともに、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする食育推進計画（第3次）を、平成28年3月に策定しました。 ○歯科^{こうくう}口腔保健対策として、保健所や歯科医療機関においてライフステージにあわせた歯科^{こうくう}口腔保健指導、歯科検診などを実施しました。平成27年度においては、歯科^{こうくう}口腔保健指導の実施件数が111,621件、歯周疾患検診の受診者数が13,824人でした。 ○がん対策については、自己負担金500円で受診できるワンコインがん検診や無料クーポン券の配布などにより、がん検診の受診促進をはかりました。また、がん検診ガイドを送付し、がんの予防など	

の普及啓発を行うとともに、がん相談・情報サロンを運営し、がんに関する相談対応などを行いました。

○健康なごやプラン21（第2次）に基づき、健康への関心意識の向上をはかるため、保健所において地域健康づくり事業を実施するとともに、受動喫煙防止のためのキャンペーンや健康講演会などを開催し、その普及啓発を行いました。

○国民健康保険特定健康診査では、定点年齢（40歳から5歳刻みで70歳まで）の方について、心電図検査と貧血検査を無料で実施し、健診内容の充実をはかりました。また、平成27年度においては、区役所など公共施設で行う休日健診を38回実施しました。

○平成27年7月にクオリティライフ21城北内の健康・交流広場（ウエルネスガーデン）の整備が完了し、供用を開始しました。

2 こころの健康づくりと自殺対策の推進

○精神疾患についての正しい知識の普及啓発やこころの悩みの解決などをはかるため、うつ病家族教室や精神保健福祉相談、認知行動療法の普及などの事業を実施しました。精神保健福祉センターおよび保健所の精神保健福祉相談はそれぞれ平成27年度においては、延べ813件および延べ54,552件でした。また専任の課長級職員のもと、自殺の予防、防止、遺された方への支援を行うための各事業を実施しました。平成27年度においては、こころの健康（夜間・土日）無料相談が52件、自死遺族相談が17件ありました。

■今後の課題および取り組み方針

○市民に広く接種機会を提供するための予防接種事業を実施するには、安定したワクチンの供給・実施体制の確保が必要であり、引き続き任意予防接種の定期接種化を検討するよう国に要望していきます。

○歯周疾患検診の受診者数の増加に向けて、従来から行っている市公式ウェブサイトや広報なごやなどに加え、さまざまな媒体を活用した周知広報を行うことにより、さらなる受診勧奨につとめます。

○がん検診については、個別勧奨・再勧奨の強化や、医療保険者との連携による啓発など、目標達成に向けて受診率向上のためのさらなる取り組みをすすめます。

○健康づくりに対する市民の意識向上や醸成をはかるため、健康増進事業、キャンペーンやPRイベントなどの実施により、市民の健康づくりへの取り組みのためのきっかけづくり・気づきを促していきます。

○国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）やデータヘルス計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）に沿って、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、重症化予防事業や健康ポイント事業などの保健事業を効果的・効率的にすすめていきます。

○引き続き、精神保健福祉相談などの精神保健福祉事業を行うとともに、自殺対策基本法の改正の趣旨をふまえた取り組みを推進することなどにより、こころの健康づくりを支援します。また、自殺対策に特化した計画の策定に向けた調査等を実施します。

■関連する個別計画

- ・健康なごやプラン21（第2次）
- ・食育推進計画（第3次）
- ・国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

施策 2

適切な医療を受けられる体制を整えます

めざす姿

いつでも安心して適切な医療を受けることができる

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	適切な医療が受けられると感じる市民の割合	84.5% (25 年度)	85.3%	90%	90%以上	↑
2	かかりつけ医を持つ市民の割合	61.5% (25 年度)	63.4%	65%	70%	↑
3	「①市立大学病院」および「②市立病院」における救急搬送件数	12,735 件 ① 3,236 件 ② 9,499 件 (25 年度)	15,008 件 ① 4,332 件 ② 10,676 件	16,400 件 ① 3,800 件 ② 12,600 件	16,600 件 ① 4,000 件 ② 12,600 件	↑

■これまでの取り組み

1	救急医療体制の確保
○市立大学病院において、救急科を中心として各診療科医師の応援を受け、引き続き救命救急センターを運営しました。平成 27 年度は 4,332 件、救急搬送患者を受け入れました。 ○平日時間外や休日でも必要な医療サービスを受けられるよう、第一次救急医療体制においては、平日 4 か所・休日 17 か所、第二次救急医療体制においては、平日 11 か所・休日 16 か所の医療機関による救急医療体制を確保しました。 ○新聞への広告掲載や、保健所での乳幼児健診における保護者へのガイドブック配布などにより、かかりつけ医を持つよう市民への呼びかけを行いました。 ○精神障害者の地域生活の安定と症状の重篤化の軽減をはかるため、精神障害者およびその家族などからの電話による緊急的な精神医療の相談を 365 日 24 時間体制で実施し、平成 27 年度においては、延べ 4,667 件の電話相談を受けました。 ○老朽化した休日急病診療所の改築に対し、補助を行いました。	
2	市立病院における医療機能の強化
○東部医療センターにおいて、平成 27 年 3 月に救急・外来棟を開設し、救急搬送受入件数を増加させるなど救急医療の充実をはかるとともに、療養環境の向上をはかるための新病棟の整備に向けた設計・準備工事を完了し、建設工事をすすめるなど医療機能の充実をはかりました。 ○西部医療センターにおいて、ハイリスクを含めた分娩を積極的に受け入れるなど地域周産期母子医療センターとして小児・周産期医療を実施するとともに、愛知県がん診療拠点病院の指定を受けるなどがん医療の充実につとめました。	
3	最先端の医療の提供
○市立大学病院において、平成 27 年度は国の定める先進医療を 6 技術、先進医療をめざす新規医療技術を 2 技術、それぞれ実施しました。また、総合周産期母子医療センターの指定を受けるため、NICU を 8 床から 12 床、GCU を 12 床から 15 床とする増床工事を行い、平成 27 年 4 月に県から指定を受けました。	

- 市立大学病院において、平成 26 年度より、初期研修医が基礎的な医療を学ぶ地域医療研修として選択できる、なごやかモデル研修を臨床研修プログラムに新たに組み入れ、平成 27 年度から実施しました。
- 市立大学病院臨床シミュレーションセンターにて平成 27 年度に引き続き平成 28 年 12 月に開催した ALS0（周産期救急プログラム）に、研修医が参加し、履修しました。
- 市立大学にて平成 28 年度に設置したサージカルトレーニング施設「先端医療技術イノベーションセンター」において、医師が御献体を活用した最先端の腹腔鏡下等手技のトレーニングを、実施できるようになりました。
- 陽子線治療センターにおいて、平成 27 年度から導入をすすめていた IMPT（強度変調陽子線治療）による治療を平成 28 年 6 月から開始するとともに、平成 28 年 4 月に保険適用となった小児腫瘍に対する治療に取り組むなど医療機能の充実をはかりました。
- 市立大学病院は、平成 28 年 4 月に、愛知県国家戦略特別区域における保険外併用療養の特例対象医療機関として認定され、新たに先進医療を実施しようとする場合に、いち早く提供できるようになりました。

■今後の課題および取り組み方針

- 救急病院における外来のみの患者の割合は減少傾向にありますが、なお、救急病院の負担は大きいものがあります。医療従事者の負担軽減をはかり、救急医療体制を維持していくため、引き続きかかりつけ医を持つことなど、救急医療の適正な受診に関する普及啓発につとめます。
- 市立病院は、公立病院としての役割を果たすため、東部医療センターにおいて療養環境の向上をはかるための新病棟の整備を着実にすすめるとともに、西部医療センターにおいて小児・周産期医療および外科療法・化学療法・陽子線を含めた放射線療法を組み合わせたがん医療の充実につとめます。
- 市立大学病院の救命救急センターの運営において、救急搬送患者の受入体制を整えるため、救急科医師等の増員や看護師配置など人員体制の強化、救命救急センターの運用の効率化および施設・設備の整備の充実が課題となっており、医師等の確保および運用効率化と施設・設備整備についての検討等を行います。
- 市立大学病院における医療機関の役割分担と紹介・逆紹介の重要性について、引き続き患者さんにも周知・啓発を行うこと、および地域医療機関との連携の強化が課題です。登録医制度への参加を促すとともに、紹介・逆紹介のさらなる推進を図り、医療機関相互の連携強化と役割分担を行うことで、適切な医療提供体制の推進をはかります。
- 市立大学病院が先進医療に資する大学病院として、先進医療の実施をより円滑に推進し高度先進医療を安定的に提供できるようにするため、臨床研究の充実に向けた体制の強化をすすめていくことが課題です。そのため、臨床研究支援部門の執務スペースの拡張、専門職員・事務職員の充実強化など、臨床研究支援部門の体制を整備するとともに、臨床研究にかかるセミナーやワークショップ等、教職員の教育の機会を増やすことを予定しています。
- 市立大学病院において、将来の名古屋市の医療を担う若手医師を輩出するため、ALS0 のような大学病院でしか経験することができない高度医療にふれる機会を増やし、より高い意識を持つ研修医の採用および研修医の知識・モラルの向上をめざします。

■関連する個別計画

- ・公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標
- ・名古屋市立病院改革プラン 2017

施策 3

安心して介護を受けられるよう支援します

めざす姿

介護が必要になったときに安心して介護を受けることができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者が『互いに長寿を歓び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現をめざした、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間とする「はつらつ長寿プランなごや2015」を平成27年3月に策定しました。
- 平成27年4月の介護保険制度改正により、予防給付の介護予防訪問介護および介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行することとされました。本市においては、平成28年6月から事業を開始しています。
- 地域包括ケアシステムの構築のうえで重要となる4事業（地域ケア会議推進、在宅医療・介護連携推進、認知症施策推進、生活支援体制整備）が地域支援事業に位置付けられ、新しい総合事業とともに、高齢者が安心して地域で住み続けられる基盤整備を介護保険の事業として行うこととされました。
- 医療・介護の人材確保や施設整備のための地域医療介護総合確保基金が県に設置され、平成26年度から対象となっている医療分野に引き続き、介護分野については平成27年度から、市町村の取り組みに対する助成が開始されています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	小規模多機能型居宅介護および複合型サービス事業所数	76 か所 (25 年度)	85 か所	100 か所	150 か所	↗
2	利用している介護サービスに関する満足度	97.0% (25 年度)	96.7%	97.0%	97.0%	→

■これまでの取り組み

1	介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援
○小規模多機能型居宅介護事業所などの事業所数は、平成 27 年度末で 85 か所となりました。なお、平成 27 年度においては、整備補助を 2 か所に行いました。	
2	在宅での生活が難しい高齢者への支援
○介護保険事業計画に基づき、施設・居住系サービスの整備を推進し、平成 27 年度末には、特別養護老人ホーム 107 か所、介護老人保健施設 73 か所、特定施設入居者生活介護 105 か所、認知症高齢者グループホーム 190 か所となりました。なお、特別養護老人ホームの整備を促進するため、平成 27 年度においては、整備補助を 7 か所に行いました。	

3 介護サービスの質の向上および人材の確保

- 福祉・介護人材育成支援事業において、福祉・介護従事者の定着促進をはかるための研修事業を実施し、平成 27 年度は、3,784 人が受講したほか、事業者が行う研修などへの経費の一部助成を 791 件行いました。また、介護人材確保事業として、新しい総合事業における生活支援型訪問サービスの担い手を育成する高齢者日常生活支援研修および小規模介護事業所に勤務する新規職員や復職者を対象とした小規模介護事業所・復職者支援研修を実施し、それぞれ 630 人および 385 人が受講しました。さらに、介護の仕事のイメージアップをはかるため、小中学生向けリーフレットを 4,500 部作成・配布するとともに、介護の日のイベントを開催し、139 人の参加がありました。
- 介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業について、介護サービスの提供者と利用者がそれぞれ評価する事業を行う事業者の連絡組織を支援しました。参加事業所数は平成 27 年度で 810 事業所となっています。
- 介護事業者への指導について、実地指導件数は平成 26 年度の 758 件から平成 27 年度の 783 件へ、監査件数は平成 26 年度の 175 件から平成 27 年度の 231 件へと、ともに増加しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 「はつらつ長寿プランなごや 2015」に基づき、介護保険制度改正への対応を含めた施策を推進していきます。
- 特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い方ができるかぎり早期に入所できるよう「はつらつ長寿プランなごや 2015」で定める整備目標の達成に向け、特別養護老人ホームの整備をすすめます。
- 保険給付のサービスを充実させるとともに、新しい総合事業を円滑に実施することで、利用者の心身の状態や生活状況に応じた必要な支援が切れ目なく提供される環境を作っていきます。
- 団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）に向け、介護や生活支援を必要とする高齢者数はますます増加すると見込まれており、これらの方を支える介護や生活支援の担い手の確保および育成が重要な課題となっています。そこで、さらなる介護人材確保対策について事業者などと連携をはかりながら検討を行い、地域医療介護総合確保基金を活用しながら多面的に施策を展開していきます。
- 介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業について、参加事業所数が前年度と比べて横ばいであったため、今後、事業者の積極的な参加を促す方策を検討していきます。

■関連する個別計画

- ・はつらつ長寿プランなごや 2015

施策 4

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します

めざす姿

高齢者が働き、学び、楽しみ、地域活動を行うなど生きがいをもった生活を送っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築し、高齢者が『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現をめざした、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年を計画期間とする「はつらつ長寿プランなごや 2015」を平成 27 年 3 月に策定しました。
- 本市をはじめとする都市部においては、団塊の世代がすべて 75 歳以上になる平成 37 年頃までに、他の地域と比較して急激に高齢化がすすみ、特に 75 歳以上の高齢者が急増すると考えられています。
- 要支援・要介護認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、高齢者全体の約 8 割を占めています。
- 団塊世代の多くは、退職後の就労意欲が高く、地域における社会活動への参加意欲もあり、培った能力や経験を生かすことを望んでいます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	健康であると感じている高齢者の割合	71.2% (25 年度)	67.7%	80%	80%	↓
2	就労や地域活動・ボランティア・NPO 活動等に参加している高齢者の割合	45.7% (25 年度)	48.7%	50%	55%	↑
3	敬老パスによる市営交通機関の 1 日当たり乗車人員	183,237 人 (25 年度)	192,160 人	200,000 人	210,000 人	↑

■これまでの取り組み

1	高齢者の社会参加の支援
○高齢者の社会参加を支援するため、65 歳以上の高齢者に、市営交通機関などに乗車できる敬老パスを交付しました。敬老パスによる市営交通機関の 1 日当たり乗車人員は、平成 26 年度の 189,062 人から、平成 27 年度は 192,160 人と約 3,100 人増加するなど、利用者数が増加しています。 ○地域で社会奉仕活動や健康づくり、文化活動などを行う老人クラブに対して、補助を実施しました。平成 27 年度末現在で、老人クラブ数が 1,536 クラブ、会員数が 73,133 人となっていますが、前年度と比べいずれも減少しています。 ○福祉会館を運営し、高齢者の各種相談に応ずるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供しました。平成 27 年度の年間利用延べ人員は 813,944 人で、前年度と比べ増加しており、利用者満足度も 95.6%と高い水準を維持しています。	

2 高齢者の活躍の場の提供

- 高齢者が働くことを通じて生きがいを高め、福祉増進と活力ある地域社会を形成することを目的として、シルバー人材センター事業へ補助を実施しました。平成 27 年度の年間就業延べ人員は 736,215 人と、前年度と比べ増加しています。
- 高齢者が人生の第 2 のステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関しての相談や情報提供、技能講習などの就労支援を実施するため、高齢者就業支援センターを運営しました。平成 27 年度においては、技能講習を 20 回実施し、就業率は 65.7%と前年度より減少しましたが、利用者満足度は 92.4%と高い水準を維持しています。
- 高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域活動の核となる人材を養成するために、高年大学^{こじょう}鯉城学園を運営し、講座、学園行事、クラブ活動などを実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 高齢者になっても健康で自立した日常生活を営み、積極的に社会参加できるよう、支援することが必要であり、また高齢者が、培った能力や経験を社会の中で最大限生かし、いつまでも生きがいを持ってはつらつとして暮らすことのできるような環境づくりが必要です。その実現のため、今後も「はつらつ長寿プランなごや 2015」に基づき、さまざまな施策を実施していきます。
- 敬老パスについては、予算（概算分）が暫定上限額を超えると見込まれる場合には、新たな見直しを行うこととしていることから、持続可能な制度に向けた検討をすすめていきます。

■関連する個別計画

- ・はつらつ長寿プランなごや 2015

施策 5

障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します

めざす姿

障害者が必要な支援を受けながら、自らが希望する生活を送っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 26 年 3 月には、障害者基本法に基づき、平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間として、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会をめざす障害者基本計画（第 3 次）を策定しました。また、平成 27 年 3 月には、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条に基づく市町村障害福祉計画である第 4 期障害福祉計画を策定しました。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等（130疾病）が追加され、障害福祉サービスなどの利用が可能となりました。平成27年1月には難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、対象疾病が151に拡大し、さらに同年7月には332疾病に拡大されました。今後、難病患者における障害福祉サービスなどの利用の増加が見込まれます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	ホームヘルプサービスを利用して地域で生活する障害者の数	5,301 人 (25 年度)	6,080 人	8,000 人	12,000 人	↗
2	在宅重症心身障害児者の日中活動（通所サービス）の利用率	84.8% (25 年度)	84.7%	88%	90%	→
3	市内の障害者雇用促進企業認定数	54 件 (25 年度)	58 件	76 件	120 件	↗

■これまでの取り組み

1	地域における自立した生活の支援
○平成 27 年度においては、運営補助を 309 か所に実施するなど、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保につとめました。また、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害・一定範囲の難病等）に関わらず、すべての障害についてワンストップで対応する障害者基幹相談支援センターを各区 1 か所に設置し、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務などを行いました。 ○障害者虐待相談支援事業として、障害者虐待相談センターの運営や短期入所ベッドの確保などを行いました。平成27年度においては、同センターには115件の相談が寄せられ、ベッドについては92日の利用がありました。また、障害者の意思疎通を支援するため、聴覚障害者などに対して手話通訳者や要約筆記者などを派遣しました。そのほか、障害者が自立して安心して暮らせるよう各種事業に取り組みました。 ○障害者の福祉の増進をはかるため、29,247人（平成27年度年間平均）に対し医療費助成を行いました。 ○難病患者の地域における自立した生活を支援するため、平成27年度は、保健所において難病訪問・相談支援事業を3,567人に実施し、難病患者医療生活相談事業を79回実施しました。	

2	重症心身障害児者への対応
○在宅の重症心身障害児者などの日中活動の場を拡充するため、平成 27 年度においては、重症心身障害児者などの受け入れを行った生活介護などの通所施設 62 か所に運営補助を実施しました。 ○平成 27 年 4 月には、重症心身障害児者が安心して生活できるよう、医療的ケアや療育を実施する重症心身障害児者施設を開設・運営しました。	
3	障害者の就労の促進
○福祉施設から一般企業などへの就労を促進するため、平成 27 年度においては、3 か所の障害者就労支援センターなどへの運営補助、就労定着のための支援、就労支援機関とのネットワークによる就労支援の仕組みの構築・強化に取り組みました。	

■今後の課題および取り組み方針

○障害福祉サービスなどを利用して地域で生活する障害者数は増加傾向にあり、また、平成 27 年度には難病等の対象疾病がさらに拡大され、難病患者の利用の増加が見込まれることから、引き続き地域での生活を支える相談支援事業や障害福祉サービスなどの充実をはかります。 ○引き続き、障害者虐待相談支援事業や障害者の意思疎通支援を目的とする事業の実施に積極的につとめるとともに、障害者が自立して安心して暮らせるための各種事業を行います。特に、障害者を取り巻く情勢は大きく変化していることから、情勢を注視しながら、障害特性に応じた支援のあり方を検討していきます。 ○難病の患者に対する医療等に関する法律の施行および障害者総合支援法の対象疾病の拡大に伴い、難病患者の地域における自立した生活を支援するために、難病患者に対する各種支援施策などについて検討をすすめます。 ○重症心身障害児者数は増加傾向にあるため、引き続き補助金を活用し、生活介護などの通所施設での受け入れ体制を支援することにより、その利用促進をはかります。 ○引き続き重症心身障害児者施設を運営し、医療的ケアや療育を実施するとともに、重症心身障害児者の地域生活の拠点施設となるよう充実をはかります。 ○障害者の雇用状況は依然として十分とは言えず、引き続き、障害者就労支援センターなどへの運営補助や、就労定着支援などを行うことにより、障害者の就労の促進をはかります。	
---	--

■関連する個別計画

・ 障害者基本計画（第 3 次）	・ 第 4 期障害福祉計画
------------------	---------------

施策 6

地域住民が互いに助けあい、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます

めざす姿

地域住民が住みなれた地域で助けあい、安心して尊厳のある生活を送ることができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 少子化・高齢化は更にすすみ、市内人口に占める 14 歳以下の子どもの割合は 12.5%、高齢者の割合は 24.4%（ともに平成 28 年 4 月 1 日現在）になっています。
- 地域における人と人とのつながりが希薄化する中、コミュニティ機能は低下しています。また、孤立・虐待防止など求められるニーズは複雑・多様化している一方で、これらに関わる地域福祉の担い手は不足しています。
- 平成 27 年 4 月の介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの基盤整備にかかる事業（地域ケア会議推進、在宅医療・介護連携推進、認知症施策推進、生活支援体制整備）が、介護保険特別会計の地域支援事業に位置づけられました。また、要支援者またはその恐れのある方への多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、地域の実情に応じて、多様な担い手による多様なサービスを市町村の裁量で実施できる介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）が創設され、本市では平成 28 年 6 月より事業を開始しました。
- 平成27年3月には、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、地域福祉を推進するため、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「なごやか地域福祉2015」を策定しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	困った時に相談できる人が隣近所や地域にいる高齢者の割合	63.3% (25 年度)	64.9%	70%	75%	↗
2	地域力の再生による生活支援推進事業の実施区数	8 区 (25 年度)	12 区	16 区	16 区	↗
3	認知症サポーター養成講座受講者数	51,717 人 (25 年度)	81,611 人	80,000 人	140,000 人	↗

■これまでの取り組み

1 地域包括ケアシステムの構築

- 市立大学での地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業における教育プログラムの運用と内容の充実の一環として、平成 27 年度は卒前教育プログラムおよび大学院教育プログラムを行うとともに、卒後研修として在宅医療・地域包括ケア研修プログラムを立ち上げ平成 28 年度の募集を行いました。さらに、総合診療科専門医研修として、総合診療科専門医研修プログラムを作成し愛知県に提出しました。なお、本事業にかかり導入した TV 会議システムを活用し、コミュニティ・ヘルスケア教育研究センター等複数の拠点を結び、教育プログラム等を実施しました。
- 市立大学での地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業における人材養成拠点の確立の一環として、コミュニティ・ヘルスケア教育研究センターに常勤の地域連携コーディネータおよびキャリア支援コーディネータを配置し、地域の機関・組織との連携体制を構築しました。また、活動成果の広報および発信の一環として、積極的な広報により新聞、テレビで本事業の活動が紹介されるとともに

に、学会、市民公開講座での講演の場でも積極的に本事業の取り組みを紹介しました。また研究活動においては、「なごやかモデル」AIP 未来医療研究会の開催等を行いました。

- 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成 27 年度においては、区地域包括ケア推進会議を 33 回、区認知症専門部会を 67 回実施し、関係職種が集まり、地域課題の把握などを行いました。また、在宅医療・介護の連携を推進するため、在宅医療・介護連携推進会議を 2 回実施するとともに、ICT ツールを導入したほか、平成 27 年 10 月には「在宅医療・介護連携支援センター」を市内 8 か所に設置しました。
- 地域力の再生による生活支援推進事業では、実施学区数を平成 25 年度の 24 学区から平成 28 年 3 月末には 50 学区に拡大し、地域の高齢者のちょっとした困りごとを地域住民が中心となって解決する仕組みづくりを推進しました。
- いきいき支援センターと連携し、身近で気軽に立ち寄れる相談窓口「高齢者いきいき相談室」を平成 27 年 10 月に 256 か所開設しました。
- 新しい総合事業の「ミニデイ型通所サービス」にかかるサービス提供の指針となるよう、認知症の予防も考慮した介護予防のプログラムである「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を策定しました。
- 認知症施策においては、市内 16 か所のいきいき支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期支援を包括的、集中的に実施するとともに認知症カフェに対する助成を実施しました。
- 成年後見制度のさらなる利用促進をはかるため成年後見あんしんセンターを運営し、平成 27 年度においては、1,567 件の相談を受けたほか、市民後見人候補者の養成を実施しました。

2 地域福祉の推進

- 高齢者虐待の相談支援事業として、高齢者虐待相談センターの運営を行い、平成27年度においては、同センターに397件の相談が寄せられました。
- 地域で高齢者を見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進するため、いきいき支援センターによる見守り支援事業を実施し、見守り対象者に対する支援ネットワークの構築を推進しました。
- 福祉給付金事業として、一定以上の障害がある高齢者や、ねたきり・認知症などの高齢者52,916人（平成27年度年間平均）に対し、医療費助成を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 地域包括ケアシステムの構築にかかる必要な基盤については、平成 28 年 4 月に在宅医療・介護連携支援センターを全市に展開するなど、集中的に整備をすすめてきました。今後は在宅医療・介護連携支援センターとともに整備した情報共有システムなど、各事業の普及につとめるとともに、在宅歯科医療・介護連携推進のためのモデル事業の実施区を拡大し、事業の充実をはかります。
- 認知症地域支援体制について、平成 28 年 4 月に認知症初期集中支援チームを市内 29 か所のいきいき支援センターに拡大して設置しました。今後はより多くの認知症の方の早期発見・早期対応につなげることができるよう、各事業の普及につとめます。
- 平成 28 年 6 月から新しい総合事業が開始されたことにもない、「地域力の再生による生活支援推進事業」は、「地域支えあい事業」へと移行しました。引き続き、実施学区の拡大を推進するとともに、担い手となるボランティアを充実させていきます。
- 新しい総合事業の開始にともない、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の研修を受講した介護事業者が「ミニデイ型通所サービス」へ参入するように、事業者に対する働きかけや市民への周知を行っていきます。
- 高齢者やその家族が身近で気軽に相談できる体制を強化するため、引き続き「高齢者いきいき相談室」の周知を行っていきます。

○市立大学での地域と育む未来医療人「なごやかモデル」事業において、引き続き、総合診療医など将来の超高齢化社会に対応できる医療人の養成に向け、事業評価委員会の評価結果をふまえ、コミュニティ・ヘルスケア卒前教育における住民家庭の定期訪問実習など取り組みのコアとなる人材育成活動の定着と充実に力を注ぐとともに、事業評価委員会からの指摘をふまえ、住民との協働による都市型AIPモデルの実践経験の蓄積と公開シンポジウムの開催などの情報発信にも力を注ぎます。

■関連する個別計画

・ なごやか地域福祉 2015 ・ はつらつ長寿プランなごや 2015

施策 7

安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

めざす姿

子育ての不安感や負担感・孤立感が軽減され、喜びを感じながら子どもを生み育てられる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 急速な少子化・高齢化、子ども・子育て支援の質・量とも不足した状況、子育ての孤立感と負担感の増加等の子育てをめぐる課題を解決するために、平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が施行されました。
- 私立幼稚園授業料補助について、平成26年度から幼児教育の無償化に段階的に取り組むとの国の基本方針が示されており、国の基準にあわせた就園奨励補助の拡充を行っています。また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたこととともない、私立幼稚園が認定こども園等へ移行し、補助対象となる園数および園児数が減少する可能性があります。
- 保育所等の利用申込児童数が、平成28年4月1日、前年と同様に大幅に増となるなど、今後も、保育所等の利用を希望する児童がますます増加することが見込まれます。
- 市政アンケートの結果、家庭の教育力が低下していると感じている市民の割合を平成27年度の40.1%から平成28年度の33.9%に低くすることができました。一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、「教育の原点は家庭にある」ことへの再認識が高まっています。
- 幼稚園心の教育推進プランの預かり保育については、保護者の「心の余裕ができた」「何かあったときに安心である」という意見が多かった一方、夏季休業中や平日全日を望む保護者の割合が多く、いつでも安心して利用できることが求められています。
- 子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日）が閣議決定され、重点施策としての教育の支援において、生活困窮世帯等への学習支援に取り組むこととされました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	子育てしやすいまちだと思う市民の割合	77.4% (25年度)	80.2%	80%	85%	▲
2	保育所等利用待機児童数※	0人 (26年度)	0人 (28年度)	0人 (31年度)	0人 (41年度)	▲
3	子育て支援に取り組んでいる企業数 (子育て支援企業認定数) (累計)	126社 (25年度)	142社	160社	230社	▲

※ 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度に基づき、国の定義が変更されたため、「保育所入所待機児童」については、「保育所等利用待機児童」に変更

■これまでの取り組み

1	安心して子どもを生み親として成長することへの支援
○子育ての悩みや不安に対する相談を電話により24時間365日受け付ける電話相談事業「なごやっ子SOS」の周知につとめ、増加する子育てに悩む保護者からの相談に対応しました。 ○家庭における子どもの教育に役立つ情報や機会を提供するため、親学推進協力企業制度などを通じた「親学」の推進をはかりました。また、「家庭教育セミナー」を全公立幼稚園・小・中・特別支援	

学校のPTAで実施しました。

2 子育ての負担感・孤立感の軽減

- 医療費の助成や地域の中での子育てを支援する事業を実施することにより、子育ての経済的負担や心理的負担の軽減につとめました。
- 幼児の豊かな感性を育てるために、公立幼稚園において、芸術鑑賞などの文化体験、自然体験、社会体験の子育て支援事業を実施しました。また、保護者の負担感や孤立感を軽減するために、公立幼稚園全園で預かり保育事業を実施し地域における子育て支援を促進するために、未就園の親子を対象とした遊びの会や園舎・園庭開放、子育て相談事業を実施しました。
- 私立高等学校授業料補助については、愛知県の授業料軽減補助において補助額の増額が行われたことから、市の補助額も増額するよう関係団体より市長に要望が出されており、平成27年度に制度全体のあり方を検討しました。

3 働きながら子育てしやすい環境づくり

- 公立保育所は、社会福祉法人への移管をすすめており、平成27年度においては平成33年4月に移管を行う予定の3園を公表するとともに、公立・民間保育所等が一体となって保育の質を高め合いつつ、地域のすべての子どもや子育て家庭等を支援する「エリア支援保育所モデル事業」を3か所で実施しました。
- 安心して子どもを生み育てられる環境をつくるため、平成28年4月に向けて、保育所を18か所新設する等、保育所等の利用枠1,882人分の待機児童対策を実施し、国の定義に基づく保育所等利用待機児童数ゼロを、平成26年4月1日から3年連続で、達成することができました。
- 平成27年度には中学1、2年生を対象に、ひとり親家庭の中学生の学習サポート事業を16区20か所で行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 国の定義に基づく保育所等利用待機児童数ゼロを達成することができましたが、特定の保育所等を希望するなどにより保育所等を利用できていない児童がいることをふまえ、引き続き待機児童対策をすすめていきます。また、保護者の希望に応じて保育所等を利用できる環境を整えるため、引き続き多様なニーズに対応するための事業をすすめていきます。
- これまで世帯属性（ひとり親家庭、生活保護世帯等）ごとに行われていた中学生の学習サポート事業を、平成28年度より一体的に実施するとともに規模を拡大して16区68か所で実施していますが、参加を希望する児童に広く支援が届くよう実施か所数を143か所に拡充し、また学習サポーターの処遇改善などを行うとともに、学習支援コーディネート事業の体制強化等の充実をはかります。
- 私立幼稚園授業料補助については、子ども子育て新制度による私立幼稚園の認定こども園等への移行の動向を注視していきます。
- 学校や地域の連携を維持しながら、各家庭へのより効果的な働きかけに取り組んでいきます。家庭の教育力の向上に向けて、今後も継続して事業を実施していきます。
- 子育て中の保護者が、地域の中で安心して子育てを行うことができるように、子育て支援事業の充実につとめていきます。また、「子ども子育て支援新制度」の目的の一つである、質の高い教育や保育の提供についても、小学校以降の学習との連続性の観点から就学までに取り組むべき教育の内容について研究をすすめていきます。

■関連する個別計画

- ・子どもに関する総合計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・公立保育所整備計画
- ・ひとり親家庭等自立支援計画

施策 8

子どもの健やかな育ちと若者の自立を支える環境をつくります

めざす姿

子どもが心身ともに健康に育ち、社会的に自立した大人に成長していく

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての子どもに安心・安全な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備が必要とされています。平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度に対応して、放課後児童クラブの設備および運営に関する基準条例が施行されました。
- 平成28年4月から、障害者差別解消法が施行され、行政機関は合理的配慮の提供の法的義務を負うこととなりました。そのため、障害のある児童生徒に対する教育を学校で行う場合に、適切な合理的配慮を求められ、特に医療的ケアや生活介助支援に必要な人的配置のニーズが高まっています。
- 平成27年4月から、国において、児童養護施設等の職員配置基準改正にともなう予算措置が行われたほか、学習支援についても小学生への対象拡大等制度が拡充され、社会的養護を必要とする子どもへの支援が充実されました。
- 「子ども・若者ビジョン」の策定から5年を経過したことを受け、国において、平成28年2月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。新大綱では、すべての子ども・若者が自尊心や自己肯定感を^{はぐく}み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、自立した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくという成長のあるべき姿を示しています。また、子ども・若者の育成支援を、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等、社会全体で取り組むべき課題と位置付け、すべての子ども・若者が健やかに成長し、すべての若者が自立・活躍できる社会の実現をめざすことを大綱の目標としています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	自分のことを好きと答える子どもの割合	76.3% (25年度)	76.0%	80%	85%	➡
2	地域における奉仕的活動や自主的な活動などに参加したことの割合	82.1% (25年度)	82.8%	85%	90%	➡
3	社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児の割合	57.5% (25年度)	59.7%	63%	65%	➡

■これまでの取り組み

1	子どもが心身ともに健康に育つための支援
○子どもたちが、豊かで健やかな放課後を過ごすことができる居場所の確保をはかり、子どもの健全育成につとめるため、トワイライトスクールを全小学校（トワイライトルームを含む）で実施するとともに、一体型であるトワイライトルームの実施か所数を増やしました。	

○留守家庭児童育成会に対し助成等を行いました。 ○青少年の健やかな育ちを支援する環境づくりを行うために、児童館、とだがわこどもランドや青少年交流プラザ等における事業展開や地域で活動する子ども会への助成等を行いました。	
2	特に支援を要する子どもへの支援
○里親説明会や里親の体験談を聞く会、里親月間の催しなど毎月 1 回里親制度の普及をはかる取り組みを行い、里親委託の推進・普及につとめるとともに、小規模グループケア実施施設や地域小規模児童養護施設を増やすことにより、施設の小規模化や施設機能の地域分散化を推進しました。 ○乳児院・児童養護施設「若葉寮」と児童養護施設「ひばり荘」の統合施設の整備を行いました。また、老朽化している障害児入所施設「あけぼの学園」の改築に向けて設計をすすめています。 ○南養護学校分校が平成27年4月に開校しました。また、天白養護学校整備についての検討を行うとともに、肢体不自由学級が設置された学校へのエレベーター整備を実施しています。 ○発達障害対応支援員の配置、発達障害対応支援講師の配置、専門家チーム派遣の実施、学校生活介助アシスタントの配置、児童生徒看護介助員の配置、障害種に応じた特別支援学級や通級指導教室の拡充により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を推進しました。 ○高等特別支援学校の整備については、設置にあたり有識者からのヒアリングと先進校の視察による教育課程の研究を行いました。 ○特別支援学校高等部産業科において、専門的な知識や技能のある職業指導講師による職業指導を行い、就労支援コーディネーターによる職場実習や就労先の開拓・確保につとめました。	
3	若者の社会的自立への支援
○ニートやひきこもり等困難を抱える子ども・若者を社会的な自立に向けて支援するために、子ども・若者総合相談センターを核としたネットワークなどによる総合的な支援や、若年者自立支援事業を実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○本市では、すでに全小学校で実施している放課後子供教室とあわせて、放課後児童クラブについても必要な受入可能人数を確保していく必要があるため、「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」に基づき対応していきます。同時に、そこで過ごすことが子どもにとって豊かで健やかなものとなり、子ども自身が楽しく過ごせる場所となるよう、満足度の向上にもつとめていきます。 ○里親登録者数は増加していますが、家庭的養護のさらなる推進のため、里親制度の普及啓発やファミリーホームの設置促進につとめます。また、児童養護施設等の入所児童および退所児童への自立支援の充実をはかっていきます。 ○老朽化している母子生活支援施設「にじが丘荘」の改築について設計をすすめていきます。 ○肢体不自由学級設置校へのエレベーター整備を実施するとともに、天白養護学校の整備等については、特別支援学校全体の狭あい化を見据えて計画をすすめます。 ○高等特別支援学校の整備について、整備方針の検討を実施していきます。 ○学校や児童生徒、保護者のニーズは依然として大きいことから、発達障害対応支援員の小中学校全校配置や発達障害対応支援講師の配置、専門家チームの派遣等、発達障害の児童生徒への対応について、施策の充実をはかっていきます。 ○特別支援学校高等部の入学者数が増加し、企業等への一般就労をめざす高等部産業科へのニーズが高まっているため、新たに高等特別支援学校の整備を推進していきます。	
---	--

○医療的ケアが必要な児童生徒に対する児童生徒看護介助員の配置の充実をはかっていきます。

○ニート、ひきこもり等の問題が長期化・深刻化する前に、いかに早い段階で支援機関へつなぐか、また、子ども・若者総合相談センターにおいて、複数の困難を抱える子ども・若者への対応に時間を要する中、いかに新たな相談者への対応を充実させるか等の課題に対し、支援体制を強化し、ひとりでも多くの子ども・若者の自立をはかっていきます。

■関連する個別計画

・子どもに関する総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画

施策 9

虐待やいじめ、不登校から子どもを救います

めざす姿

虐待やいじめ、不登校がなく、子どもの権利が守られている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 26 年 9 月、名古屋市いじめ防止基本方針が策定され、平成 27 年 4 月、名古屋市いじめ対策検討会議が条例化されたことにより、いじめに対するより一層きめ細かな対応が求められています。
- 児童虐待相談対応件数は、平成27年度には2,362件となり、過去最多となっています。
- いじめの認知件数は、平成27年度で1,815件となっています。
- 不登校について、平成27年度には小学校の不登校率が0.50%（553人）、中学校の不登校率が3.12%（1,606人）となっています。
- 平成 27 年 12 月に、中央教育審議会において答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」が取りまとめられました。今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門的人材が、教員と協働することで学校・児童生徒の置かれた状況をさらに改善していくことが求められています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数	11.9 人 (25 年度)	13.3 人	9.8 人	9.4 人	↓
2	いじめられたり、いじめを見たりしたとき、先生や家族、親、友達、相談機関に相談することができる子どもの割合	74.3% (25 年度)	78.5%	76%	80%	↑
3	虐待防止に向け地域で子どもを見守っていると思う市民の割合	33.4% (25 年度)	34.8%	45%	60%	↑

■これまでの取り組み

1	子どもの権利を守るための取り組み
	○子どもに関する施策の総合的な推進をはかるため、なごや子ども・子育て支援協議会を開催しました。 ○平成 27 年 3 月に、なごや子ども条例に基づく「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015～名古屋子どもに関する総合計画～」を策定しました。 ○なごや子ども条例の普及啓発をはかるため、各種イベントでなごや子ども条例の啓発グッズ、パンフレットを配布したほか、「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015」の PR 版冊子を小学 5 年生から中学 3 年生に配布しました。 ○子どもワークショップを年2回開催し、「主体的に参画する権利」の具現化につとめました。

2	子どもを虐待から守るための支援
○「名古屋市児童を虐待から守る条例」に定める 5 月と 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止の啓発や、関係職員などを対象とした研修会を実施しました。また、関係機関同士の連携を強化するため、なごやこどもサポート連絡協議会やなごやこどもサポート区連絡会議を開催しました。 ○児童福祉司や児童心理司を増員し、児童相談所の体制強化につとめたほか、社会福祉事務所において、児童相談所と兼務する児童福祉司を配置し、機能を強化しました。また、第 3 児童相談所（仮称）の設置に向けて、建設の設計を行い、整備をすすめています。 ○なごやすくすくボランティア事業を引き続き実施するとともに、家庭復帰支援事業を実施しました。さらに妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、特定妊婦訪問支援事業を実施しました。	
3	いじめ、不登校対策の充実
○なごや子ども応援委員会では、小中学校 251 校の児童生徒に対し、相談等の支援を行いました。その他、学校生活アンケートの分析・活用等の支援や、未然防止に関する取り組みを行いました。 ○いじめを未然に防止したり、早期に発見し対応したりするために、スクールカウンセラーを全中学校・高校に通年、小学校131校に年間140時間（通年）、59校に年間70時間、71校に年間30時間、特別支援学校には年間30時間を配置しました。また、いじめ問題行動等防止対策連絡会議を全中学校ブロックで開催し、全校でING（いじめのない学校づくり）キャンペーンなどを実施しました。 ○「ハートフレンドなごや」で教育相談を実施し、電話相談3,972回、メール相談276回、来所相談3,423回、訪問相談1,769回等ニーズに応じた様々な相談を実施しました。 ○不登校児童生徒を学校へ復帰させることを目的として、子ども適応相談センターにおいて、教育相談・適応指導を実施しました。また学校が不登校に対してきめ細かく対応できるよう、不登校対応支援講師を40校に配置するとともに、市公式ウェブサイトにおける不登校対策支援サイトを運営し情報提供につとめました。	

■今後の課題および取り組み方針

○児童虐待の早期発見・発生予防のため、広報啓発活動を含む幅広い事業を実施しているものの、児童相談所における児童虐待対応件数は年々増加していることから、今後もより一層、広報啓発活動等の事業を展開するとともに、関係機関の連携強化等をすすめていきます。 ○急激に増加している児童虐待相談等に迅速かつ的確に対応するために、児童相談所および社会福祉事務所の機能強化や第3児童相談所（仮称）の整備をすすめます。 ○学校現場には児童生徒の問題に関する多くのニーズがあるため、なごや子ども応援委員会の体制を強化していきます。 ○子どもの命を守り、健やかな成長をはかるためには、虐待・いじめ・不登校に適切かつ迅速に対応することが必要です。そのために、不登校対応支援講師等の継続配置、学校生活アンケートの継続実施、子ども・若者・教育に関する総合的な相談施設の整備による支援機能の強化などにつとめていきます。 ○子どもが抱えている問題の多様化に対応できるよう、児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化をはかります。	
---	--

■関連する個別計画

・子どもに関する総合計画	・不登校対策基本構想	・教育振興基本計画
--------------	------------	-----------

施策 10

子どもの個性を大切にし、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育みます

めざす姿

子どもが確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体が育まれている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 「国語力向上推進事業」を、実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力を育成するための「ことばの力育成事業」に変更しました。
- 平成 32 年度の小学校英語教科化に向け、小・中学校 9 年間を見通したグローバル人材の育成のための指導カリキュラムの作成を検討しています。
- 全国学力学習状況調査等で明らかになった学力の二極化に対応するとともに、貧困等の問題を背景に、家庭での学習が困難な児童生徒への支援をすすめる必要があります。
- 市立高校における名古屋市立大学との連携による夏季休業中の研究室訪問では、15 の研究室の参加協力を得るなど環境整備がすすみました。また、名古屋市科学館との連携では、向陽高等学校国際科学科をはじめとする市立高校生を対象とする研修会を実施し、幅広い科学の分野への興味関心を深めるなど連携が深まっています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	基礎的な学力が十分定着している子どもの割合	73.5% (25 年度)	74.3%	78%	80%	↗
2	学校生活において友達を思いやる気持ちを持つことができる子どもの割合	84.2% (25 年度)	84.0%	90%	90%	→
3	子どもの体力・運動能力における平均値（全国を 100 とした指標）	97.4 (25 年度)	96.9	100	100	→

■これまでの取り組み

1	確かな学力の向上
○前年度に引き続き、小学校1・2年生での30人学級を全校実施しました。 ○小学校・特別支援学校 264 校に「英語活動アシスタント」の派遣、小学校 259 校に「外国語活動アシスタント」の派遣、中高等学校 120 校に「外国人英語指導助手」の派遣、小中 9 年間を見通したカリキュラム策定の準備作業を行いました。 ○学習指導支援講師を小中特別支援学校 80 校に配置しました。 ○国語科補助教材の活用促進や国語科標準学力調査の実施、「なごやっ子漢字検定プリント」の配布・配信、ポスター「学校司書とともに」の配布、小・中学校での「本の帯コンクール」を行いました。 ○16小学校区において土曜学習プログラムを実施しました。 ○読書意欲と関心を高めるために、「なごやっ子読書ノート・カード」を小学校261校、中学校110校、特別支援学校4校に配付しました。 ○学力向上サポート事業を小中高等学校 27 校で実施しました。 ○タブレット型PCの操作方法や学習利用について学ぶ教員研修を実施し、2,142人が受講しました。 ○教員を対象としたICT活用研修プログラムを作成し、小中学校各1校で検証を実施しました。	

2	豊かな心と健やかな体の育成
○スクールダンスサイズの講習会を実施するなど、体力向上に関する啓発を行いました。 ○明るく充実した学校生活を通して豊かな心と健やかな体の育成をはかるため、充実した学校部活動が実施できるよう、部活動顧問や専門的な技術指導を行う外部指導者を派遣するとともに、各種大会を開催しました。 ○部活動指導者養成講習会を実施し、教員の指導力の向上につとめるとともに、部活動顧問派遣や外部指導者派遣を行いました。また、学校教育にかかる体育大会や部活動等の利用に供する平田・天白・中川学校体育センターを運営しました。 ○名古屋市立中学校生徒代表による交流団と、陸前高田市立中学校生徒代表による交流団の相互訪問、交流を実施しました。	
3	学びを支える教育環境の充実
○小・中学校の普通教室空調整備において、平成27年度目標123校のうち123校の整備を達成しました。 ○平成27年4月に開校した「なごや小学校」について、旧幅下小学校の敷地で新校舎の建設工事を行いました。 ○前年度に引き続き、全校で学校運営サポーターの制度を活用しました。	
4	魅力ある市立高等学校づくり
○特色ある理数教育推進を行うために、向陽高校国際科学科の設置を行いました。また、あいち科学の甲子園に4校が参加しました。 ○外国語教育を充実させるために、北高校国際理解コースの設置を行いました。また、普通科等の生徒16人をオーストラリアに、商業科・工業科・総合学科の生徒10人をマレーシアに派遣しました。 ○専門学科高校を充実させるために、キャリア教育推進会議を年3回行いました。 ○工業高校において有人飛行機の製作を行い、産業界・大学・地域との連携をはかりました。	

■今後の課題および取り組み方針

○人材配置の継続、事業の運用の工夫、カリキュラムの策定作業の進展、リーフレット「なかまなビジョン」の活用などにより、確かな学力の向上に引き続きつとめていきます。 ○子どもたちの学習の基礎となることばの力を育成するため、言語活動の充実と子どもの読書意欲を高める取り組みを実施します。 ○学習用の ICT 機器のさらなる充実をはかります。また、ICT 活用研修プログラムについて、引き続き対象校での検証を基に、プログラムの改善をはかります。 ○本市の子どもの体力・運動能力は、全国平均を下回る状態が続いているため、今後も引き続き体力向上につとめます。 ○外部指導者や外部顧問派遣による部活動の充実をはかります。 ○平成 26 年度から試行実施している土曜学習プログラムの実施校区拡大に向け、企画運営主体となる団体の育成等に取り組みます。 ○東日本大震災からの年月の経過もふまえ、陸前高田市の子どもたちとの交流を継続していくため、新たな交流のあり方を検討していきます。 ○なごや小学校の新校舎を建設し、平成 29 年 4 月に供用を開始します。 ○小規模校対策について地域や保護者に対して理解が得られるように引き続き説明を行っていきます。その中で統合合意に向けた検討会の設立をすすめ、論議を深めていきます。 ○今後も引き続き、学校運営サポーターの制度の活用をすすめていきます。	
---	--

■関連する個別計画

・教育振興基本計画	・魅力ある市立高等学校づくり推進計画	・小規模校対策に関する実施計画
-----------	--------------------	-----------------

施策 1 1 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援をすすめます

めざす姿 誰もが意欲を持ち、安定した働きやすい環境で働くことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 緊急雇用創出事業は、平成 26 年度末をもって終了しました。
- 平成 27 年 1 月、愛知労働局長を本部長とする愛知労働局「働き方改革」推進本部が設置され、「働き方改革」の実現に向けた、地域の経済団体・労働団体のトップへの働きかけや気運醸成の動きがありました。
- 経済状況の回復や有効求人倍率のゆるやかな改善、被保護者就労支援事業などによる就労自立により、生活保護受給世帯のうち、稼働年齢層であるその他世帯数が、平成 26 年度の 7,970 世帯から平成 27 年度には 7,548 世帯に減少し、被保護者就労支援事業の対象者数減少につながりました。一方で生活保護受給期間が長期化している方への就労支援は就労意欲の喚起が難しく、さらに生活保護受給が長期化する傾向にあります。
- 平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業が必須事業とされたことから、これまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援が始まりましたが、任意事業とされている就労準備支援事業、家計相談支援事業などの実施率が全国的に低い状況であることから、今後ますますその支援の充実が求められています。
- 生活困窮者自立支援法の施行にともない、既存のホームレス支援施策は、同法に基づく事業に位置づけられました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	働く意欲があるが、現在働く場がなく困っている市民の割合	5.9% (25 年度)	4.0%	5.3%	4.8%	↗
2	仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.5% (25 年度)	33.1%	38%	42%	↘
3	ホームレス自立支援事業における就労自立率	42.6% (25 年度)	57.9%	47%	53%	↗

■これまでの取り組み

1	就労支援の推進
○なごやジョブサポートセンターおよび区役所において、国と一体となり求人ニーズを確実に把握した上で求職者を紹介する就労支援を実施しました。平成 29 年 3 月には、なごやジョブサポートセンター内に子育て女性の就労支援窓口「ママサポートコーナー」を設置し、子育て中の女性に対する就労相談や職業紹介を実施しました。	
2	働きやすい環境づくり
○働く意欲のある人誰もが働きやすい職場環境をめざすワーク・ライフ・バランスを推進するため、実践企業の育成や市公式ウェブサイトなどでの啓発などを実施しました。	

3	生活保護受給者や生活困窮者に対する支援
○生活保護受給者で15歳以上65歳未満の稼働年齢層の方のうち、就労阻害要因がない方に対して、各区社会福祉事務所に配置した就労支援員により、求職活動支援、就労開始後の就労定着支援など、きめ細かい就労支援を行うとともに、現在、14の区役所に設置されているハローワーク就労支援コーナーにてハローワーク職員による求職相談、求人紹介などを行いました。 ○求職活動の長期化などの理由により就労意欲が低下した方に対しては、民間事業者による就職支援セミナーやカウンセリングによって就労意欲の喚起を行うとともに、求人開拓・職業紹介などにより、就職支援を実施しました。 ○平成27年度においては、5,507人に対して就労支援を行い、2,256人が就労を開始しました。そのうち、278人が就労収入の増加により、生活保護から脱却しました。 ○生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化をはかるため、仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援を一体的に行うモデル事業を平成26年度に実施しました。また、生活困窮者自立支援法施行による事業の本格実施に伴い、平成27年8月に同センターを3か所に拡大し、生活困窮者の支援の強化をはかりました。	
4	ホームレスの自立支援
○ホームレスからの脱却と生活の再建に向けて、宿所および食事の提供とともに、生活相談、健康相談や職業相談などの支援を、自立支援事業あつたおよび自立支援事業なかむらで行いました。また、就労訓練事業として、自立支援事業の利用者に軽作業を提供し、自立に向けての支援を行いました。	

■今後の課題および取り組み方針

○有効求人倍率は2倍前後で推移しており、企業では人材不足が課題となっています。このため、引き続き、働きたい方個々にあわせたきめ細かな支援を行い、人を求める企業との効果的なマッチングをはかるなど、就労支援をすすめます。 ○誰もが働きやすい労働環境をつくるため、働き方や仕事のすすめ方を見直すことにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現させることが求められています。このため、引き続き仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する啓発や広報を行うとともに、新たに企業に対する相談支援を行います。 ○生活保護の受給が長期化している方については、就労支援を行っても、依然として就労に至らない場合もあります。これまで以上に就労支援事業対象者への積極的な参加勧奨を行い、就労支援事業参加者数の増加、積極的な就労支援の実施、就労開始者数の増加をめざしていく必要があります。特に、生活保護受給開始から間もない方については、受給開始直後から積極的に就労支援事業参加を勧奨し、就労意欲が低下する前に就労復帰できるよう重点的に支援を行っていきます。 ○仕事・暮らし自立サポートセンターにおいては、既存の相談機関などとの連携を強化し、これまで制度のはざまにあった方も含めて、生活困窮者へのさらなる支援の強化につとめます。 ○自立支援事業から途中退所した、正規就労や自活の経験がない若年層のホームレスなどが、自立率を押し下げています。就労を主眼とした支援だけでなく、就労と福祉等の援護の両面から複合的・段階的な支援を行い、就労自立のほか、個々の実態に合った多様な自立も含めた自立率の向上につとめます。	
---	--

■関連する個別計画

・産業振興ビジョン2020 ・第3期ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

施策 1 2	生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいを支援します
めざす姿	市民が生涯にわたって、学びをはじめとしたさまざまな活動に取り組み、その成果を社会に生かし活躍している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○図書の出版点数が平成 25 年 82,589 点から平成 26 年 80,954 点と少しずつ減少傾向にあることと、インターネット普及率も平成 26 年度 82.8%と高い数字になっており、また 25 年度末からは 60～70 代の利用率も増加しており、図書等に触れる時間も減少傾向にあると考えられます。
○成人の運動・スポーツ実施率（週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）は、平成 27 年度は 55.6%と、全国平均である 47.5%（平成 24 年度）を上回っていますが、年代別の実施率をみると、20 歳代から 50 歳代が他の世代と比較して低く、仕事や育児などで忙しく時間がないことや、きっかけや機会を得ることが難しいことが理由として考えられます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	図書館における市民 1 人当たりの貸出点数	5.29 点 (25 年度)	5.26 点	5.7 点	5.7 点	↓
2	生涯学習に関する活動をしている市民の割合	34.2% (25 年度)	30.6%	38%	41%	↓
3	学んだ成果を社会に生かしていると実感している市民の割合	26.9% (25 年度)	25.3%	30%	32%	↓
4	成人の週 1 回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合	55.1% (25 年度)	55.6%	60%	65%	↑

■これまでの取り組み

1	生涯学習の機会と場作り
○各図書館で貸出を伸ばすためにPDCAサイクルによる検討を行い、魅力ある行事の企画運営、転入者への案内配布など様々な取り組みを実施しました。 ○子ども読書活動推進計画の取り組みのひとつである読書フェスティバルでは、子どもに向けて本の紹介を行いました。また、学校図書館連携窓口では「学習支援図書セット貸出」114件に加えて「特別支援教育資料貸出」を実施し、283点貸出しました。 ○子ども読書活動推進計画では、学校と図書館との連携を強化し、子どもの読書活動を総合的に推進しました。 ○瑞穂図書館の建設工事が完了し、平成 27 年 7 月に移転開館しました。	

2	学びを社会に生かす人づくりと人の輪づくり
○生涯学習センターでは、各種講座、「なごや学マイスター講座」や「なごやか市民教室」などを実施するとともに、11館で指定管理者制度を導入しました。 ○女性会館では、各種講座・講演会等を実施（16講座・26講演会）するとともに指定管理者制度を導入しました。	
3	スポーツの振興
○スポーティブ・ライフ月間における取り組み、市民スポーツ祭やマラソンフェスティバルなどの各種大会・イベントを実施するとともに、名古屋を拠点に活動するトップスポーツチームとの連携事業を実施するなど、スポーツに関する意識啓発・実施機会の提供に取り組みました。 ○平成28年度に第100回日本陸上競技選手権大会を開催しました。また、平成29年度は第93回日本選手権水泳競技大会とISUグランプリファイナル国際フィギュアスケート競技大会2017が名古屋で開催されることとなりました。 ○平成38年の第20回アジア競技大会の愛知・名古屋での開催が決定しました。 ○日本ガイシスポーツプラザ、パロマ瑞穂スポーツパークおよび各スポーツセンターなどのスポーツ施設を管理運営し、スポーツの活動の場を提供しました。 ○瑞穂公園事業用地の一部を取得、体育館建設の基本設計、陸上競技場改築等にかかる調査を実施するとともに、各スポーツ施設の応急保全を実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○図書資料の貸出、調査相談などの実施や行事・講座・展示の開催などを通じて、多様な資料や情報を入手することができる機会と場を提供します。	
○生涯にわたる読書の習慣を身につけるため、読書が好きな子どもを増やし、本を読まない子どもを減らすよう、家庭・図書館・学校等で読み聞かせを実施します。	
○第2次子ども読書活動推進計画が平成28年度で計画期間の最終年度を迎えるため、平成29年度以降の第3次計画を策定し、子どもの読書活動のさらなる充実をはかります。	
○施設の老朽化がすすんでいる図書館について、アセットマネジメント推進プランをふまえて順次整備を推進します。	
○今後も生涯学習センターや女性会館での講座・講演会の開催や市民の学習活動を支援し、学習の成果を社会に還元する取り組みを実施します。	
○スポーツ推進計画について、策定から5年が経過するため、次年度は目標値達成に向けて課題を整理し、施策の見直しを行う予定です。	

■関連する個別計画

・教育振興基本計画	・スポーツ推進計画	・第2次子ども読書活動推進計画
-----------	-----------	-----------------

施策 13

人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります

めざす姿

差別や偏見がなく、一人ひとりの人権が尊重されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- さまざまな機会を通じて人権啓発に取り組んでいますが、情報化の進展に伴いインターネット上での人権侵害が増加するなど、時代の変化にともなう新たな課題も発生しています。
- 平成 28 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合	59.1% (25 年度)	66.8%	65%	70%	↑
2	なごや人権啓発センターの年間来館者数	—	26,019 人	20,000 人	20,000 人	↑

■これまでの取り組み

1	人権啓発の推進
○なごや人権啓発センターにおいて、憲法週間や人権週間などの時期に人権啓発のための映画会や講演会を実施するとともに、展示や市内小・中学校（平成 27 年度 85 校・5,797 人）等の社会見学を受け入れるなどの啓発活動に取り組みました。 ○文化センターおよび教育集会所において、生活の充実、教養の向上および社会的交流の促進に資し、あわせて同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と意識の高揚をはかることをねらいとした、地域住民対象の講座を開催しました。また、社会教育関係団体や地域団体の指導的立場の方を対象にした研修会等を開催しました。	
2	人権教育の推進
○平成 27 年 3 月に策定した教育振興基本計画に基づき、学校教育や社会教育において人権教育を推進しました。 ○あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認めあう人間性豊かな幼児、児童、生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を全校で実施しました。 ○学校での人権教育を推進するため、教職員の様々な研修や PTA を対象とした人権についての学習会などを開催し、全小中学校での人権教育の推進につとめました。また、生涯学習センター等においても人権講座を開催しました。	
3	平和に関する啓発の推進
○戦争に関する資料の収集・保存を行い、収集した資料を展示する「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」を、平成 27 年 7 月 11 日に開設し、戦争に関する実物資料の常設展示を実施しています。 ○インターネットを活用したインターネット戦争資料展や、小中学生を対象とした平和学習支援事業を実施しました。また、戦後 70 年事業を平成 27 年 8 月 9 日に開催しました。	

- 「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」の開設1周年にあわせて、小中学生等を対象として、夏休み特別企画（「戦争体験談を聞く会」および「専門家による特別講座」）を実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- なごや人権啓発センターにおいて、引き続き教育委員会と連携し、小・中学校の児童・生徒など子どもたちをはじめ、より多くの市民に対して人権尊重意識の高揚をはかるため、多様な機会や場を通じてさまざまな人権啓発を実施していきます。
- 学校の教育活動全体を通して人権教育を推進していきます。また、特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加、いじめや不登校防止、国際理解教育においても人権教育の視点を重視して取り組みます。
- 生涯学習においては、差別意識の解消と人権意識の高揚をはかる人権教育を推進していきます。
- 学校や社会教育施設での人権教育を推進していくために、研修などを通して関係職員が人権教育についての認識を深めていけるような取り組みを行っていきます。
- 戦争体験を次世代に引き継ぎ、戦争の残した教訓や平和の大切さを学ぶことにより、平和を希求する心を育み、平和な社会の発展に寄与するため、「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」での実物資料の展示を通して、平和に関する啓発を推進していきます。

■関連する個別計画

- ・ 新たなごや人権施策推進プラン ・ 教育振興基本計画

施策 1 4 男女平等参画を総合的にすすめます

めざす姿

女性と男性が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 内閣府による男女間における暴力に関する調査では、女性の約4人に1人が配偶者から被害を受けたことがあると回答しました。また、本市におけるDV相談延べ件数は増加傾向にあります。
- 夫婦共働き世帯数が夫のみ働いている世帯数を上回る中で、夫婦間における家事や子育ての分担は依然として女性に偏っています。
- 男女の地位の平等感について、本市の7割以上の人が「男性の方が優遇されている」と感じています。
- 市政において政策・方針決定過程への女性の参画については徐々にすすんでいるものの、本市の審議会などにおける女性委員の登用率は、3割台を推移している状況です。
- 平成28年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が全面施行され、地方公共団体の役割として推進計画の策定や協議会の設置運営等が求められています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	DVを人権侵害と認識する人の割合	84.7% (25年度)	87.8%	90%	95%	↗
2	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	57.2% (25年度)	57.1%	100%	100%	→
3	市の審議会等への女性委員の登用率	35.4% (25年度)	35.5%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下	→

■これまでの取り組み

1	男女の人権の尊重
○市民の誰もが性別に関わりなく安心して暮らせるよう、女性のための総合相談を行い、3,572件の相談を受けました。また、DVなどあらゆる暴力や性別に関わる人権侵害をなくすため、デートDVや多様な生き方についての講座を実施するなど、理解の促進をはかりました。 ○配偶者からの暴力被害者支援のため、配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所などで相談を実施し、延べ16,027件（うちDVに係る相談延べ12,969件）の女性福祉に関する相談を受けました。また、DV防止の総合的な推進体制を整えるため、関係機関との連絡会議を開催するとともに、各種研修を実施しました。	

2	男女共同参画社会の実現に向けた意識変革
○幅広い市民に対して男女平等のための意識改革をすすめるため、各区における男女平等参画推進事業や若年層向け男女平等ハンドブックの配布など、あらゆる機会を通じて男女平等参画に向けた意識啓発事業や教育・学習などを実施しました。 ○総合的な拠点施設である男女平等参画推進センターにおいて、定期講座や市民交流事業などの啓発事業および展示やウェブサイトなどの情報提供等を実施したほか、市民・団体等による平等参画の推進に関する取り組みの支援を行いました。	
3	あらゆる分野における女性の活躍推進
○市政における庁内の連絡調整組織「男女平等参画推進協議会」において、審議会における女性委員の登用や女性職員の管理職登用の推進について、関係する部署へ働きかけを行いました。 ○企業における女性の活躍を支援するために、「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」において、女性がいきいきと活躍できるような取り組みをしている企業5社を認定し、その中で特に優れた取り組みをしている企業4社を表彰しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○DV やセクシュアル・ハラスメントなどの重大な人権問題は依然として存在しており、予防啓発や被害者支援などの取り組みをすすめていく必要があります。また、多様化する相談に適切に対応できるよう、今後も関係機関とのさらなる連携や職員の資質向上につとめていきます。 ○市民を対象としたアンケート調査では、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は57.1%と目標値までへだたりがある現状であるため、男女平等参画への理解をさらに深めるため、あらゆる機会を通じて啓発や教育・学習を推進していきます。 ○さまざまな場面での意思決定・政策立案過程への女性の参画は徐々に進んできたものの、対等な関係性の構築には至っていないため、今後も積極的に審議会における女性委員登用の働きかけを行うなど、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。 ○本市の女性労働力率をあらわすいわゆる「M字カーブ」の底は全国平均より深く、雇用等における男女平等をより一層推進していく必要があります。そのために、行政・経営者団体・大学・市民団体等が参画する男女平等参画推進会議「イコールなごや」を女性活躍推進法に基づく協議会に位置づけ、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進について、各主体が課題を共有し、課題解決に向けて主体的に取り組み、検証していく仕組み「名古屋モデル」を構築し、今後は「名古屋モデル」に基づいた啓発事業等を展開していきます。	
--	--

■関連する個別計画

・男女平等参画基本計画 2020 ・配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）
--

施策 15 災害に強いまちづくりをすすめます

めざす姿 地震や大雨などに備えた災害に強いまちになっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成27年12月に愛知県・三重県により三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画が一部変更されました。
- 東日本大震災を受け設けられた「社会資本整備交付金（全国防災）」が平成27年度に終了しました。
- 愛知県が管理する天白川などの河川堤防の耐震化は、平成26年12月に公表された「第3次あいち地震対策アクションプラン」に基づき平成27年度より着手しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	災害に強いまちづくりができていると思う市民の割合	47.4% (25年度)	49.5%	55%	65%	↑
2	民間住宅の耐震改修助成件数（累計）	3,674戸 (25年度)	3,978戸	5,500戸	5,500戸以上	↑
3	緊急雨水整備事業の整備率	77.6% (25年度)	85.7%	98%	100%	↑

■これまでの取り組み

1	地震に強いまちづくり
○民間住宅の耐震化を促進するため、平成27年度は木造住宅無料耐震診断762件・耐震改修助成165戸、非木造住宅の耐震診断助成658戸を行いました。また、非住宅の民間建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物の耐震診断助成6件、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断助成13件・耐震改修助成1件を行いました。 ○建築物耐震改修促進計画については、国の基本方針の改正などもふまえ、平成28年12月に改定を行いました。 ○南海トラフ巨大地震の切迫性などの懸念から、国などは、耐震改修促進法の改正により要緊急安全確認大規模建築物などを対象とした耐震診断の義務化を行い、本市としても関係機関と調整の上、要緊急安全確認大規模建築物について診断結果の公表を行いました。 ○地震災害危険度評価図情報を公開するとともに、復興準備の取り組みとして復興イメージトレーニングを実施しました。 ○橋りょうの耐震補強について、平成27年度は、日の出橋はじめ12橋で実施し、平成27年度までに道徳橋はじめ8橋が完了しました。また、橋りょうの耐震改築について、平成27年度は、運河橋はじめ2橋で実施しました。 ○平成27年度までに、山崎川堤防の耐震化を全長1,740m実施しました。また、排水施設については耐震化の調査検討を実施しました。 ○街区の世界座標化は国と連携してすすめており、市事業分として、平成27年度は中川区・南区において、平成28年度は西区において、「街区の世界座標データ化」を実施しました。 ○名東図書館の耐震改修工事が完了しました。	

○犬山系導水路新A管の布設工事など水道基幹施設の改築・更新にあわせて耐震化を実施するとともに、配水管の更新および耐震化を平成27年度は100.0km実施しました。また、露橋水処理センターの改築工事など下水道基幹施設の改築・更新にあわせて耐震化を実施するとともに、下水管の改築・更新および耐震化を平成27年度は40.3km実施しました。 ○地下鉄構造物の耐震補強について、平成27年度は、地下鉄6駅および駅間10区間に工事着手しました。	
2	大雨に強いまちづくり
○平成27年度までに、堀川の護岸整備を967m実施、また河床掘削を4,600m³実施しました。 ○土地改良区の排水機場の長寿命化については、平成27年度末までに計画5機場のうち4機場で着手し、1機場で完了しました。 ○平成27年度までに、守山区志段味地区において雨水貯留施設（計6,000m³）および管きよの整備をしました。 ○緊急雨水整備事業として雨水調整池の建設を平成27年度は名古屋中央雨水調整池をはじめ10か所で実施し、4か所完了しました。また、広川ポンプ所建設工事を継続実施しました。	
3	臨海部の防災機能の強化
○高潮防波堤や防潮壁の改良など、名古屋港の防災機能の強化を促進しました。	
4	避難場所、避難路、緊急輸送道路の確保
○大曽根北地区はじめ3地区の住宅市街地総合整備事業において、老朽住宅の買収除却や公共施設整備を実施しました。 ○生活こみち整備促進事業について、平成27年度までに助成を累計35件実施しました。 ○電線類の地中化について、平成27年度は名古屋環状線はじめ2路線で実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○住宅の耐震改修助成戸数は減少傾向にあり、特に木造住宅の耐震化の促進が課題となっています。耐震化の施策を広く利用していただくため、利用者にとってより使いやすい制度となるようつとめるとともに、耐震化に躊躇^{ちゅうちよ}される方に対し耐震化の必要性などについて訴えかけるためにも、地域における耐震化の取り組みをはじめとした啓発活動につとめます。 ○耐震改修促進法改正に伴い耐震診断が義務化された指定幹線道路沿線の建築物等について支援を行うため、耐震診断・耐震改修の助成制度を設けており、確実かつ効果的な啓発による制度利用希望の動向の的確な把握が課題となっています。実施にあたっては関係局との連携を含めた一層の啓発につとめます。 ○都市計画情報提供サービスや市政出前トークで地震災害危険度評価図情報を提供し、地域が抱える災害リスクの共有化をはかるとともに復興準備の取り組みとして復興イメージトレーニングを実施します。 ○東日本大震災後に設けられた全国防災事業制度などの終了に伴い、防災・減災の補助事業費が不足しているため、単独起債の活用も含めた財源の確保につとめていきます。 ○橋りょうの損傷を限定的なものにとどめる対策として、災害発生時においても、応急対策活動を迅速に遂行するために重要な役割を果たす、緊急輸送道路上の橋りょうの耐震補強を引き続き実施していきます。 ○震度6強の地域かつ、津波浸水想定区域にあるポンプ所において、地震発生時でも所要の安全性を確保できるように必要な耐震対策を実施していきます。 ○南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震に備えるため、引き続き、山崎川堤防の耐震化を実施するとともに、大江川においても関係機関と調整し、地震・津波対策を実施します。 ○街区の世界座標化については、国との連携を強化して事業をすすめていく必要があることから、国に対	
---	--

して継続的に要望活動や協議、連絡調整を密に実施していきます。

- 8校9棟の学校施設につき天井落下防止対策工事を実施します。
- 大規模地震に備え、利用者の安全確保のため、図書館の耐震改修などの対策を実施します。
- 今後も大規模地震発生時に避難所となる生涯学習センターの窓ガラス飛散防止対策をすすめます。
- 上下水道施設の耐震化は老朽化対策とあわせて実施しているところですが、災害対策の効果を高めるためにも、改築・更新の優先度を考慮し計画的に事業をすすめます。
- 地下鉄構造物の耐震補強は、平成31年度を目標に耐震補強工事を着実にすすめていきます。
- 山崎川の名鉄本線橋りょうにおいては、桁下高不足による河積阻害が生じており、治水上においても早急な改善が必要であり、事業着手に向けて現況測量業務等を実施していきます。
- 土地改良区の排水機場の長寿命化については、引き続き事業主体である愛知県と調整し、事業のスムーズな進ちょくにつとめていきます。
- 浸水対策として緊急雨水整備事業を着実にすすめます。
- 臨海部の防災機能の強化に向け、引き続き名古屋港の防災施設の一層の機能強化を促進します。
- 都市防災不燃化促進助成（東郊線地区）について、住民の生命、身体の安全を確保するため、引き続き事業の促進につとめます。
- 大曾根北地区はじめ3地区の住宅市街地総合整備事業の完了に向けて、引き続き老朽住宅の買収除却や公共施設整備を実施し、地区の防災性の向上につとめます。
- 生活こみち整備促進事業の利用促進のため、老朽木造住宅の除却助成と併せてPRすることにより、利用率の向上をはかります。

■関連する個別計画

- ・地域防災計画 ・震災対策実施計画 ・震災に強いまちづくり方針 ・建築物耐震改修促進計画
- ・みずプラン32 ・緊急雨水整備事業 ・第4次水道基幹施設整備事業 ・第4次配水管網整備事業
- ・下水道基幹施設整備計画 ・第8次下水管路調査改築計画 ・河川整備計画

施策 16

防災・減災対策をすすめるとともに、地域防災力の向上を支援します

めざす姿

市民・企業・行政が連携して、大規模な災害に対する備えができている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成27年度の組織改正において、本市の防災をはじめとする危機管理について総合的かつ計画的に継続して推進していくとともに、より一層の地域防災力の向上に向けて地域との協力・連携を強化するため、防災危機管理局を設置しました。
- 南海トラフ巨大地震を想定した「震災対策実施計画」を平成26年10月（平成28年10月改定）に、これまでの風水害を教訓とした「風水害対策実施計画」を平成28年10月に、それぞれ策定しました。また、大規模自然災害に備えた「地域強^{きょうじん}靱化計画」を平成28年3月に策定しました。
- 想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮に対する防災・減災対策を推進することを主眼とした水防法の改正（平成27年5月）を受け、改正法への対応が必要とされています。
- 平成28年熊本地震を教訓とした震災対策をはじめとする防災・減災対策の推進が求められています。
- 「金山駅周辺まちづくり構想」の基本方針の1つとして地域防災力の強化が取り上げられており、その他地域（金山地域）における対策検討の必要性が高まっています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	家庭内において災害に対する備えができている市民の割合	59.6% (25年度)	59.5%	72%	89%	➡
2	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数	1,046件 (25年度)	1,195件	1,550件	1,700件	↗
3	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	64% (25年度)	94.4%	100%	100%	↗

■これまでの取り組み

1	大規模災害対策の推進
○南海トラフ巨大地震の被害想定や、東日本大震災をはじめとする地震被害の実情をふまえ、避難所への災害用トイレの備蓄基準を見直し、避難所の収容人数などに応じて段階的に購入し、備蓄をすすめています。 ○災害発生時に被災された市民へ食糧等を供給する目的で、市内5か所の備蓄倉庫、各区役所・支所および各避難所等に、食糧、毛布などの災害救助用物資を備蓄しています。平成27年度は、備蓄食糧約45万食を増備しました。さらに、紙おむつや生理用品等についても更新するとともに、毛布のクリーニングや備品の点検などを実施しました。 ○大規模地震発生時における名古屋駅周辺地区の滞在者等の安全確保に向け、官民連携の協議会において、平成27年度末に「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」を作成しました。平成28年度は、第2次計画の周知をはかるとともに、退避施設等の拡充や情報伝達に係る取り組みを盛り	

込んだ「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）」を作成しました。 ○港区役所と港土木事務所の同一庁舎化について効果検証を実施しました。 ○同報無線の更新・増設等に向け、平成27年度は実施設計を行い、平成28年度は整備工事に着手しています。 ○地域防災力の向上をはかるため、市内の9割以上の学区で避難所開設・運営訓練を実施しました。 ○地震および津波による被害を軽減するため、地域ごとの特性に応じた避難行動計画の策定および訓練を実施しました。	
2	災害対応力の向上
○非常用電源設備の機能強化に向け、市役所各庁舎の調査を平成27年度に行い、平成28年度は設計を行いました。また、区役所については、中村区はじめ7区において平成27年度に設計を行い、平成28年度に整備を行っています。また、昭和区はじめ3区において平成28年度に設計を行っています。 ○津波に対する消防部隊の活動方針を検証するとともに、大規模災害時における消防署等と消防団との連絡体制を確立するため、消防無線機を各消防団に配置しました。また、既存防火水槽を耐震補強するための設計および工事を実施するとともに、可搬式ポンプを更新しました。 ○大規模地震時に有効な消防水利の配置位置および使用方法等を把握するために、調査を行いました。 ○震災対応訓練を実施し、大規模震災時における消防隊の活動能力の向上につとめました。 ○非常用救急自動車を各消防署に整備し、各区に1両ずつ合計16両の整備を完了しました。 ○消防団の連絡体制を充実強化するため、携帯型デジタル簡易無線機を各消防団に増強配置しました。また、平成26年度から導入している消防団員参集把握システムの定着をはかるため、管理方法等の見直しを行いました。 ○消防署の非常用電源にかかる機器更新に向けた設計および工事をすすめました。 ○平成27年度に、職員用防災備蓄物資のあり方について検討し、平成28年度は中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区および緑区の区役所・支所、各局室の公所等に備蓄しました。 ○東日本大震災の被災地である陸前高田市、宮古市、気仙沼市に職員を派遣しました。また、市民の防災意識の向上をはかるため、震災の教訓をふまえた講演会を開催しました。	
3	地域防災力の向上
○小学校1・4年、中学校1年になごやっ子防災ノートを配布し、学校管理職対象に防災教育講習会を実施しました。 ○家具の転倒防止や備蓄等の防災対策の啓発については、啓発用リーフレットおよびDVDを活用し、消防職員や消防団員等が地域行事等に出向いて行う防災教室を2,859回実施するとともに、立入検査の機会を利用して11,669事業所の関係者に対して啓発を実施しました。 ○災害対策基本法の一部改正にともない、「避難行動要支援者名簿」を作成し、区役所、消防署などに配布するとともに、名簿を必要とする地域への提供を行いました。 ○防災安心まちづくり事業については、地域と事業所との連携がはかれるよう積極的な働きかけを実施し、平成27年度までに1,195件の覚書が締結されました。 ○自主防災組織に対し、防災訓練の実施を促すとともに、効果的な訓練を実施するために必要な支援を行いました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 震災、風水害に対する災害救助用物資や災害用トイレなどの備蓄について、平成30年度までの目標として、食糧169万食、毛布32万7千枚、仮設トイレ2,700基、簡易パック式トイレ315万回分等を避難所等へ段階的に配備するとともに、大規模災害時における、災害救助用物資の円滑な供給体制を構築していきます。
- 「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改定版）」の周知や、退避施設等のさらなる確保につとめるなど、計画の推進に向けて、引き続き官民連携による取り組みをすすめていきます。
- 同報無線の更新・増設等をすすめ、市民一人ひとりが適切に避難行動をできるように、災害時における情報伝達体制の充実をはかります。
- 避難所開設・運営訓練について、今後も地域の実情に応じた訓練を着実に実施していくとともに、避難所運営マニュアルを改正し、訓練内容のさらなる充実に取り組みます。
- 非常用電源設備の機能強化に向け、引き続き整備をすすめていきます。
- 消防施設としての機能維持のため、非常用発電機の更新をすすめます。
- 防火水槽の耐震補強については、平成27年度に策定した整備計画に沿って、平成30年度までに既存防火水槽133基の耐震補強工事を実施します。
- 大規模震災時に有効な消防水利の設置位置および使用方法等について、各消防部隊に周知をはかるためのマニュアルを作成します。
- 今後も各消防隊を対象として震災時の活動に関する継続的な訓練・教養を行うなど、大規模な地震災害等に対する活動能力の向上に取り組みます。
- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、災害初期において公設の消防力のみでは住民の生命の保護、地域の被害軽減は困難であり、消防は地域と一体となって災害に立ち向かう必要があると考えられるため、地域が取り組むべきことを普及啓発することはもとより、自主防災活動への積極的な参加を促すことが重要であると考えられます。そのため、引き続き積極的に地域に出向き消防署と地域の顔の見える関係を構築するとともに、地域の特性にあわせた効果的な自主防災訓練が実施できるよう支援していきます。
- 南海トラフ巨大地震等により地震火災が発生した場合に、地域住民主体で被害の軽減が実施できるよう、火災延焼危険の高い地域にスタンドパイプ消火資器材を試行的に導入し、初期消火体制の強化をはかります。
- 家具の固定ができるボランティアの養成および派遣を実施し、家具の固定が困難である世帯等に対する支援を行うことにより、震災対策の向上をはかります。
- なごやっ子防災ノートの配布とそれにかかる指導や防災教育講習会の実施により、防災意識は高まりました。今後は、自分の命は自分で守るという「自助」に加え、周りの人々と助け合う「共助」の意識を育むようつとめていきます。
- 助け合いの仕組みづくりについて、今後も、取り組み実績のある町内会・自治会のさらなる増加のために継続的な普及啓発活動につとめていきます。
- 大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結については、引き続き事業所の理解・協力を得るための意識啓発を実施していきます。また、立入検査の際に、オフィス家具等の転倒・落下防止や事業所内の備蓄などの対策について普及啓発を実施していきます。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震の教訓をふまえ、大規模災害時オープンスペース利用計画や受援計画の策定をすすめるとともに、主要な避難所となる市立小中学校の段差解消に必要な簡易式スロープを配備するなど、本市の防災施策のさらなる強化につとめていきます。

- 主要な避難所となる市立小中学校において、震災時に給排水機能を確保するため、埋設給排水管の耐震性強化に向けた改修にかかる設計をモデル的に実施します。
- 水防法に基づく想定最大規模の浸水想定等をふまえ、大規模風水害時における広域避難のあり方について検討調査をすすめます。
- 災害対策基本法の改正に基づき指定した指定緊急避難場所および指定避難所への適切な避難行動を促すため、避難の仕方等をわかりやすく説明した啓発用のリーフレットや災害種別による避難可否等を表示した標識の設置等により、普及啓発につとめます。
- 金山駅周辺まちづくり構想をふまえつつ、金山地域の防災計画策定に向けて、検討をすすめます。

■関連する個別計画

- ・地域防災計画
- ・震災対策実施計画
- ・風水害対策実施計画
- ・業務継続計画（震災編）
- ・地域強^{きょうじん}靱化計画

施策 17

災害時に市民の安全を守る体制の強化をすすめます

めざす姿

さまざまな災害から市民を守る消防・救急体制が整っている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 全国的に救急出動件数が増加する中、本市においても平成27年中の救急出動件数は対前年比2,301件増の119,996件となりました。今後も、高齢化の進行等を背景に救急需要の増大が予測されます。
- 平成27年6月26日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、火薬類取締法および高圧ガス保安法における許可等の事務・権限が都道府県から指定都市へ、それぞれ平成29年度および平成30年度から移譲されることとなりました。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	住宅火災 1 件当たりの焼損面積	16.0 m ² (21-25 年)	12.8 m ² (27 年)	15.0 m ² (30 年)	15.0 m ² 以下 (40 年)	↗
2	救急車の平均現場到着時間	6.3 分 (25 年)	6.3 分 (27 年)	6.0 分以下 (30 年)	6.0 分以下 (40 年)	→
3	心肺停止傷病者に対する応急手当の実施率	58.9% (25 年度)	61.5%	60%	60%以上	↗

■これまでの取り組み

1	火災予防体制の充実
○年2回の火災予防運動を含むあらゆる機会をとらえ、ポスターやチラシなどを活用して、住宅用火災警報器の設置および維持管理についての啓発を実施しました。 ○高齢者世帯等を訪問し、防火・防災について啓発を実施するとともに、希望に応じて住戸内に立ち入り、火災予防・災害対策上の危険性がないかなどの診断および助言を行う「防火・防災診断」を実施しました。 ○社会福祉施設等に対する立入検査を実施し、不備事項に対する是正指導を実施するとともに、あわせて事業所関係者に対して消防訓練を指導しました。	
2	消防・救助体制の充実
○市立大学病院において、DMAT 隊員を増員するとともに、災害に対応するための災害対策本部設置訓練を実施したほか、政府が主催した大規模地震時医療活動訓練や中部ブロック DMAT 実動訓練に参加し、DMAT の増強につとめました。また、平成 28 年熊本地震に対する災害医療活動として医療救護班および災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣するとともに、伊勢志摩サミットへ DMAT を派遣しました。 ○災害拠点病院である東部医療センターおよび西部医療センターにおいて、DMAT の配置、食料などの災害対応備品の維持・更新および災害対応訓練を実施するとともに、東部医療センターにおいて、敷地内ヘリコプター離発着場の整備を含めた新病棟の整備に向けた設計・準備工事を完了し、建設工事をすすめました。また、平成 28 年熊本地震に対する災害医療活動として DMAT を派遣しました。	

- 消防車両を12両更新しました。
- 特殊災害に対する活動能力を向上させるため、NBC災害にかかる専門的知識や消防活動に関する教養を実施しました。
- 瑞穂消防署改修工事をすすめました。
- 消防団詰所の整備を実施しました。
- 消防団員を起用したPR動画の作成や、アイドルグループの消防団サポーター任命のほか、各区において消防団員募集キャンペーンを実施し、消防団への入団促進をはかりました。また、平成28年度から、消防団の新たな枠組みとして、救急や可搬式ポンプなどに関する専門的な知識・技術を有する基本消防団員を構成員とする「名古屋市マイスター消防団」や、名古屋市立大学および中京大学の学生で構成する「名古屋市大学生消防団」を新設しました。
- 電波関係法令等の改正にともなう消防救急無線のデジタル化整備事業を平成27年度に完了し、運用を開始するとともに、運用方法について職員に対する教養を実施し、周知徹底をはかりました。

3 救急救命体制の充実

- 救急隊増隊にかかる施設改修および救急自動車・資器材の整備を実施しました。
- 救急隊の出動準備を迅速化し、現場到着時間の短縮をはかるため、救急指令に予告機能を追加するプログラム改修を実施しました。
- テレビ・ラジオ等の媒体を活用し予防救急についての情報提供を行うとともに、「救急の日」である9月9日を含む1週間（救急医療週間）において、救急に関する様々な普及啓発活動を実施しました。また、救急車頻回利用者に対する個別訪問を継続実施しました。
- 救急救命士を35人養成しました。また、救急救命処置の範囲の拡大に伴い、愛知県が主催する追加講習への計画的な参加と消防局内での教養・チームトレーニングを実施しました。
- 救急隊員の知識・技術水準の向上等をはかり、救急業務の質を維持向上させるため、救急救命士に対する病院実習や、救急隊の活動に対する事後検証・症例検討を実施しました。
- 救命講習等を1,237回実施するとともに、できるだけ多くの方々に救命講習を受講していただくため、女性指導員によるウイメンズ救命講習の実施など、多様なニーズにあわせた講習を実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 高齢化の進行を背景に、今後も自力避難が困難な高齢者世帯が増加すると考えられることから、戸別訪問による防火・防災指導を継続実施します。また、防火・防災診断についても、より多くの方々に受けていただけるよう、積極的にPRしていきます。
- 住宅用火災警報器の設置については、今後も設置効果や奏功事例を紹介するなど、さらなる設置促進に取り組むとともに、設置から長期間が経過したものについては、作動確認や交換を促すなど、維持管理についても啓発を実施していきます。
- 増加する社会福祉施設の火災対策については、消防用設備等の適切な設置および維持管理が重要であるため、引き続き防火指導を徹底するとともに、火災発生時に施設職員が適切に対応できるよう、通報、消火および避難誘導等の消防訓練についても、引き続き訓練指導を推進していきます。
- 東部医療センターおよび西部医療センターにおいて災害拠点病院としての役割を担うため、引き続きDMATの配置、食料などの災害対応備品の維持・更新を行うとともに、他の医療機関などと連携した災害対応訓練の実施につとめていくほか、東部医療センターにおいて、敷地内ヘリコプター離発着場の整備を含めた新病棟の整備を着実にすすめることにより災害発生時の医療機能の充実につとめます。
- 消防施設としての機能の維持・改善のための庁舎の改修をすすめるとともに、確実かつ迅速に災害対

応するため、老朽化した消防車両を計画的に更新します。

- 多種多様化する特殊災害に対する消防・救助活動能力を向上させるため、各消防部隊に対し継続的に訓練および教養を実施していきます。
- 消防団の充実強化については、引き続き消防団の充足率向上に取り組むなど、消防団の活性化を推進するとともに、消防団の運営にかかる経費の見直しを行い、施設および装備等のさらなる充実をはかっていきます。
- 名古屋市マイスター消防団については、定数充足を推進し、名古屋市大学生消防団については、現在の中京大学と名古屋市立大学の2校以外に対しても、本制度を紹介することにより拡充の働きかけを行っていきます。
- 病院前救護の充実と救命率の向上のためには、救急車が要請に応じて迅速に到着することが重要であることから、引き続き現場到着時間短縮にかかる取り組みを推進していきます。また、増加し続ける救急需要に対応するため、救急隊の増隊に向けた施設整備をすすめます。
- 救命率の向上のためには、現場に居合わせた方々へ案内するAEDの設置情報を充実させることが重要であることから、一般財団法人日本救急医療財団の保有する設置情報を活用するための消防情報システム等の改修を行います。
- 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保・輸液等、拡大する処置を適切に運用できる体制を強化するため、引き続き愛知県が主催する追加講習への参加と、消防局内での教養・チームトレーニングを実施していきます。
- 救命の連鎖のためには、現場に居合わせた方々による適切な応急手当が重要であることから、より多くの方々に救命講習を受講していただけるよう、その重要性を広く社会に普及啓発し、救命講習等の受講機会の拡大をはかります。また、応急手当に関する知識・技術について、普及指導することができる応急手当普及員の養成についても注力していきます。
- 「火薬類取締法」および「高圧ガス保安法」における許可等の事務・権限が都道府県から指定都市へ、それぞれ平成29年度および平成30年度から移譲されることにともない、現行の火災予防業務と一体的に業務が実施できるよう、総合防災情報システムを改修するなど体制構築をすすめます。
- 市立大学病院において、資機材の整備、DMAT隊員のさらなる増員と共に、毎年行っている災害訓練へより多くの職員が参加することで災害対応について職員の意識を高めるよう取り組んでいきます。

■関連する個別計画

・地域防災計画 ・震災対策実施計画

施策 18

犯罪や交通事故のない地域づくりにつとめます

めざす姿

犯罪や交通事故がなく、安心・安全に暮らせる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 市内における刑法犯認知件数（総数）は、平成 15 年をピーク（93,123 件）に減少傾向となっており、平成 27 年の認知件数（30,805 件）は、平成 15 年の 3 分の 1 まで減少しましたが、自動車盗や住宅侵入盗などの一部の罪種は他都市と比しても高い水準のままです。
- 市内における交通事故死者数は、減少傾向にありましたが、平成 27 年は、前年より 11 人増加の 52 人となり、その 6 割以上を高齢者が占めています。一方、平成 27 年の高齢者の運転免許保有者は、約 55 万人と平成 23 年の約 48 万人から約 7 万人増加しており、高齢運転者が第一当事者となった自動車事故は 2,064 件発生しています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	犯罪がなく安心して暮らせると思う市民の割合	63.2% (25 年度)	67.1%	75%	91%	↗
2	重点 10 罪種の犯罪率 (人口 10 万人当たりの認知件数)	916 件 (25 年)	638 件 (27 年)	750 件 (30 年)	513 件 (40 年)	↗
3	年間交通事故死者数	48 人 (25 年)	52 人 (27 年)	35 人 (30 年)	25 人 (40 年)	↘

■これまでの取り組み

1	犯罪のない地域づくり
○愛知県警察や地域と連携した広報・啓発を実施するなど、生活安全市民運動を推進した結果、平成 27 年の重点 10 罪種の犯罪率（人口 10 万人当たりの認知件数）は、前年の 741 件から 638 件に減少しました。 ○スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を実施するとともに、なごやっ子あんしんメールによる不審者情報の配信を行い、子どもたちの登下校の安全確保をはかりました。	
2	交通事故のない地域づくり
○愛知県警察や地域と連携した広報・啓発を実施するなど、交通安全市民運動を推進したものの、平成 27 年の市内の年間交通事故死者数は、前年の 41 人から 52 人に増加しました。 ○交通事故の発生またはそのおそれがあり、交通安全対策を実施する必要がある箇所において、防護柵、路面標示、街路灯などを設置しました。 ○通学路において、歩道の整備、路肩のカラー化などを実施したほか、街路灯、防護柵の修繕等を実施しました。 ○小学校 1 年生を対象に、黄色い帽子の配付、子どもたちの登下校の見守りなど交通安全功労者の表彰、	

小学校へ交通安全指導用備品の配付を実施しました。

- すべての幼稚園や小学校で体験型訓練を中心に実施しました。また、中学校や高等学校では、自転車通学をしている生徒を中心に自転車の体験型訓練や安全点検を行い、授業や学級活動の時間に交通安全教育を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 重点 10 罪種のうち自動車盗と住宅対象侵入盗は減少傾向にあるものの、政令指定都市ワースト 1 位にあること、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が増加していることをふまえ、生活安全市民運動の中で、これらの点について広報・啓発していきます。
- 交通事故発生の原因や実態に即した効果的な対策を行うことにより、事故の発生を防止することが重要です。従来の交通安全対策を継続するとともに、警察と連携して交通事故発生を抑止につとめます。
- 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行（平成 29 年 4 月）に伴い、自転車事故を抑止するため、自転車の安全適正利用教育や交通ルールの広報啓発の充実等をはかっていきます。
- 登下校時は、学校・PTA・地域の見守りにより、交通事故率が低いものの、家庭生活で子どもが一人で行動するときの交通事故率は高い傾向にあります。家庭生活で子どもが一人で行動するときの交通事故率を登下校時と同程度まで抑えるために、交通安全教育を一層工夫していきます。
- 登下校時における子どもの安全対策は、市民の生活安全に関する施策全体の中で講じていく必要があります。学校における子どもの安全対策として、スクールガードリーダーによる巡回指導や、子ども安全ボランティアによる見守り活動等を継続して実施していきます。

■関連する個別計画

- ・第 10 次交通安全計画

施策 19 衛生的な環境の確保につとめます

めざす姿 感染症から市民が守られ、衛生的な暮らしが営まれている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成27年の結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）は22.4となり、平成26年よりも0.8低下しましたが、依然として政令指定都市の中では2番目に高くなっています。
- 第二斎場の整備が完了し、平成27年7月から2か所体制で市民の火葬需要に応えています。最新の第二斎場と老朽化した八事斎場では施設機能に大きな差があるため、八事斎場を再整備する必要があります。また、八事斎場の再整備にあたっては、プライベート空間の確保など住民ニーズに応えていくことが求められます。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	59.9% (25 年度)	66.2%	75%	75%以上	↗
2	結核り患率 (人口 10 万人当たりの新登録患者数)	26.5 (25 年)	22.4 (27 年)	24 (30 年)	24 以下 (40 年)	↗
3	近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	36.1% (25 年度)	34.7%	30%	25%	↗

■これまでの取り組み

1	感染症対策の充実
○平成 26 年 3 月に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画をふまえ、協力医療機関と実地訓練を行うとともに、医療資材の備蓄の更新をしました。 ○健康危機管理の拠点として、また本市の科学的かつ技術的中核機関として衛生研究所を運営し、平成 27 年度においては、552 件の食中毒調査検査を実施するなど、感染症などの発生防止や、発生時の原因究明に関する調査研究などを行いました。 ○東部医療センターにおいて、感染症病床(10 床)の再整備を含めた新病棟の整備に向けた設計・準備工事を完了し、建設工事をすすめました。	
2	火葬体制の充実
○今後の火葬需要の増加や大規模災害への備えとして、第二斎場の整備を完了し、供用を開始しました。また、老朽化した八事斎場の再整備をすすめるための検討を行いました。	
3	犬猫による迷惑防止対策の推進
○平成 27 年度は、市内の犬猫販売業者 235 施設に対し、253 回の監視指導を実施し、飼主へ適正飼養の必要性を説明するよう指導しました。また、保健所窓口では、犬の登録、注射済票交付、猫の避妊・去勢手術の補助券交付時などの機会をとらえて、飼主の理解度に合わせた啓発を実施するとともに、	

76 人の動物愛護推進員が、地域や保健所において動物の愛護や適正飼養、管理について啓発活動を実施しました。

- 平成 27 年度は、飼猫が屋外でのら猫との繁殖を繰り返さないよう、2,638 匹の手術補助を実施するとともに、のら猫を適正に管理するなごやかキャットサポーター188 名の宣言により、のら猫対策を推進しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 衛生研究所の移転改築（生活衛生センターとの統合を含む）にあたって、市民の健康を守るという目的に対し十分な能力を確保しつつ、災害に強い施設として、なごやサイエンスパーク内に整備をすすめます。
- 新型インフルエンザ等が発生した際の住民接種体制を新たに構築する必要があるため、国の動向をふまえ、関係機関と調整しながら、実施体制を検討します。
- 東部医療センターにおいて、第二種感染症指定医療機関として、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症の患者に対して、より適切な医療の提供ができるよう、全室に前室を設置するなど感染症対策をより充実させた感染症病床（10 床）を含む新病棟の整備を着実にすすめます。
- 八事斎場の再整備にあたっては、八事斎場の再整備に向けた調査の結果をふまえ、具体的な整備手法を検討していきます。
- 依然として、猫に関する苦情が寄せられていることから、猫の飼主に対し、避妊・去勢手術を行い繁殖の制限につとめることや、屋内飼養につとめることなどの指導を行うとともに、のら猫に関する施策を強化し、猫による迷惑防止対策を総合的に推進します。
- 犬猫の飼主への適正飼養啓発を推進するため、災害時に備え日頃からペットの飼主が遵守すべき法令やマナー等について、自らチェックできる携帯カード「きずなカード」を配布します。

■関連する個別計画

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画

施策 20 安全でおいしい水を安定供給します

めざす姿 いつでも安心しておいしい水を飲むことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 本市の水道水は、良質な木曽川の水源に恵まれ、市政世論調査でも、名古屋の良いところとして「名古屋の水道水がおいしい」という回答が毎年のように上位（平成27年度：3位）に入るなど、おいしい水道水として高い評価を得ています。
- 水道水の残留塩素濃度に関する指標については、安全でおいしい水をより精細に表す指標とするため、平成28年度より24時間・365日水質などを監視することができる水質・水圧遠方監視装置の測定結果を採用することとしました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	78.1% (25年度)	78.8%	80%	85%	↗
2	配水管内の水道水残留塩素濃度が 0.2～0.5mg/ℓの範囲となる地点の割合	94.6% (25年度)	92.3%	96%	97%	↘
3	小規模貯水槽水道の水質や構造に関する指導実績率	1巡目 75.8% (25年度)	1巡目 100% 2巡目 11.1%	2巡目 63%	新たな指導方法を検討	↗

■これまでの取り組み

1	日本一おいしい水の供給をめざす取り組み
○病原性微生物などの対策や、豪雨による濁度上昇や原水水質の急変への対応、放射性物質の検査など、徹底した水質管理により水道水の安全性を確保するとともに、配水施設の適正な管理や塩素注入量の適正化など水道水の品質にかかる総合的な取り組みを行っています。 ○安全でおいしい水の安定供給のため、配水施設の適正管理として、平成 27 年度は配水池の清掃を 2 池、送・配水幹線の内面清掃を 1 km、配水管内クリーニングを 34 km実施しました。 ○貯水槽水道の利用者が安全でおいしい水を飲めるように、平成 27 年度は小規模貯水槽水道の点検・指導の 1 巡目を完了するとともに、2 巡目を 1,986 件実施しました。 ○よりおいしい水を利用できるように老朽管改良時に適正な口径を選択し、更新することによる流達時間の短縮や遠方監視による残留塩素濃度管理により、残留塩素濃度の適正管理に取り組みました。 ○受水槽を経由することなく配水管から直接新鮮な水を供給する直結給水の普及促進を継続しました。	
2	水源水質の良さを守る取り組み
○木曽三川流域の健全な水環境を守っていくため、平成 27 年度は「木曽三川流域自治体シンポジウム」、「木曽川（飛騨川）水系水処理ネットワーク会議」等を開催し流域自治体相互の連携を強化しました。	

- 上中流域の持続可能な地域経済の振興に向けて、平成 27 年度は「木曽三川流域“地方創生”商談会」等を官民協働により実施しました。
- 住民参加により「木曽川さんありがとう」、「木曽三川水源林保全体験」等を実施し、水環境保全への理解を深めました。

■今後の課題および取り組み方針

- 安全でおいしい水を安定供給していくため、今後も水道施設の更新を着実にすすめるとともに、配水管内クリーニングをはじめとする配水施設の適正管理や、直結給水の普及促進に取り組みます。また、小規模貯水槽水道の点検・指導については平成 27 年度までに 1 巡目を完了したところですが、引き続き 2 巡目を実施していきます。
- 流域自治体相互の連携を強化するとともに、官民協働による持続可能な地域経済の振興をすすめ、住民参加・交流による水循環保全への理解をすすめます。

■関連する個別計画

- ・みずプラン 32 ・第 4 次水道基幹施設整備事業 ・第 4 次配水管網整備事業
- ・第 5 次配水維持管理作業計画

施策 2 1

消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

めざす姿

消費生活に関するトラブルや心配事がなく、生鮮食料品が安定供給され、食の安全・安心が確保されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 地方公共団体における消費生活相談体制を強化することを旨として平成 26 年 6 月に改正された消費者安全法に基づき、名古屋市消費生活センター条例を制定し、平成 28 年 4 月 1 日に施行しました。
- 平成 28 年 4 月に愛知県から本市に権限移譲された食品表示法（JAS 法由来部分）の監視指導を実施しています。
- 厚生労働省では、将来的な義務化を見据え、HACCPの普及を効果的に推進するための取り組みがすすめられています。本市では、平成27年度から「名古屋市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例」に定める管理運営基準にHACCP導入型基準を追加し、食品等事業者に対してHACCPを用いた衛生管理の導入を積極的に推進しています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	53.3% (25 年度)	52.1%	59%	64%	↓
2	中央卸売市場卸売場（本場、北部市場）における低温化率	28.4% (25 年度)	34.7%	30%	35%	↑
3	食品衛生自主管理認定制度における認定施設数（累計）	23 施設 (25 年度)	40 施設	90 施設	190 施設	↑

■これまでの取り組み

1	消費生活の安定・向上
○消費者被害防止のため、平成 27 年度は消費者団体 9 団体の参加による消費生活フェアの開催や消費者啓発を行ったほか、消費者教育モデル校をはじめとする消費者教育に取り組みました。 ○計量法に基づく商品量目検査等について、平成 27 年度は市内の食品スーパーなどにおいて 2,026 件を検査したところ 61 件で不足があり、不足率は 3.0%となり、各店舗には改めて、内容量どおりの表記が重要であることを指導しました。 ○平成27年度の消費生活相談件数は15,209件であり、前年度（15,863件）と比べほぼ横ばいの状況でした。その中で消費生活相談員によるあっせん解決率は95%となり、前年度に比べ7ポイント上昇しました。	
2	安全・安心な生鮮食料品の安定供給
○青果・水産物を取り扱う本場・北部市場と、食肉を取り扱う南部市場の 3 つの中央卸売市場を運営し、平成 27 年度は 67 万トンを取り扱い、安全・安心な生鮮食料品の安定供給につとめました。 ○平成 27 年度には、各市場において基幹設備改修工事を行うなど施設整備をすすめました。 ○開設から 30 年以上が経過する中央卸売市場北部市場においては、平成 26 年度に策定した整備基本構想を基に平成 27 年度に各施設の具体的な整備内容をまとめた整備基本計画を策定しました。	

3 食の安全・安心の確保

- 平成 27 年度においては、食の安全・安心の確保のため、市内食品関係施設の監視指導を 109,774 件、市内で製造または流通する食品について 93,202 項目の検査を実施しました。また、食の安全・安心についての講習会を、事業者を対象に 199 回、消費者を対象に 439 回開催し、啓発を実施しました。
- 平成 27 年度においては、市民 91 名に食の安全・安心モニターを委嘱し、施設調査を 484 件実施しました。また、食品関係事業者の自主衛生管理の取り組みを促進するため、すぐれた取り組みを行っている施設を新たに 8 施設認定し、認定された施設は累計 40 施設になりました。
- 生産履歴記帳の推進や農薬の適正使用の啓発をはかるための講習会を実施したほか、広報なごやや JA なごやの広報誌に農薬の適正使用の啓発記事を掲載しました。
- 家畜伝染病の発生予防・まん延防止のため、市内畜産養鶏農家すべてに巡回指導、防疫用消毒薬の配布を行いました。
- 環境保全型農業の推進については、平成 27 年度より、展示ほの設置から、農業者・農業者団体の取り組みに対する助成である優良農地保全利用対策にシフトし、生物農薬、フェロモン剤、生分解性マルチフィルムなどの施用に対して助成しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 幼児期から高齢者までの各段階に応じた消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進するため、平成 28 年度に策定した第 2 次消費者行政推進プランの中に位置付けた消費者教育推進計画に基づき、消費者教育を推進します。
- 中央卸売市場北部市場については、平成 27 年度に策定した整備基本計画に基づき、品質管理の一層の高度化や物流の効率化など社会的ニーズに対応した市場機能の強化に向けた施設整備をはかるほか、中央卸売市場本場および南部市場についても基幹設備改修工事等を推進します。
- 新たな食品表示制度について事業者への周知および消費者への啓発を行うとともに、食品衛生法や食品表示法に基づき、食品関係施設に対する監視指導や食品の検査を実施することで、引き続き食の安全・安心の確保をはかります。
- HACCP 導入に取り組む食品関係事業者に対して必要な支援を積極的に行い、自主的な衛生管理のさらなる推進をはかります。
- 環境保全型農業の推進については、引き続き制度の周知などにつとめます。

■関連する個別計画

- ・消費者行政推進プラン ・食の安全・安心の確保のための行動計画

施策 2 2 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します

めざす姿 空気や水がきれいで、騒音や悪臭などがない快適な生活環境が確保されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 大気汚染や水質汚濁は全体的には改善傾向にあり、平成27年度における環境目標値の達成率は、大気（二酸化窒素）が94.1%、河川の水質（BOD）が80.0%でした。
- 本市に寄せられた公害に関する苦情件数は、平成27年度は1,629件で、騒音・大気汚染・悪臭が全体の約84%を占めています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	大気環境目標値の達成率（二酸化窒素）	94.4% (25年度)	94.1%	100%	100%	→
2	水質環境目標値の達成率（BOD）	60.0% (25年度)	80.0%	100%	100%	↗
3	名古屋は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などによる公害の心配がないまちと思う市民の割合	35.6% (25年度)	38.7%	40%	50%	↗

■これまでの取り組み

1	大気環境の向上
○市内の窒素酸化物、PM2.5などの大気汚染物質の常時監視と、有害大気汚染物質モニタリングを実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。また、PM2.5等による大気汚染を改善するための対策について検討をすすめました。 ○次世代自動車の普及啓発を実施するとともに、公用車への導入をすすめました。また、「名古屋市自動車公害対策推進協議会」を通して、総合的・計画的に自動車環境対策を推進しました。	
2	水環境の向上
○河川などにおける水質汚濁の状況の常時監視や、地下水の水質状況の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。 ○水質環境目標値のうち親しみやすい指標について市民モニターが調査を実施する市民モニタリングを実施しました。 ○地盤沈下の状況の常時監視および工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。 ○下水道未整備地域における下水道整備を引き続きすすめました。 ○合流式下水道の改善として、雨水滞水池の建設工事を平成27年度は3か所で実施するとともに、水処理センターにおける簡易処理高度化施設の整備を平成27年度は3か所で実施しました。また、高度処理施設の導入を平成27年度は2か所で実施しました。	

3 快適な生活環境の確保

- 大気・水質における規制対象物質とされていないものの環境リスクが懸念される物質について、環境汚染の未然防止に資する基礎資料とするため、市内における大気や河川、海域における調査を実施しました。
- 環境科学調査センターについては環境に関する総合的、専門的な調査研究機関として、大気などの常時監視データの測定・解析、公害の規制・指導にともなう調査、行政課題に対する調査研究、市民などを対象とした環境講座などを実施しました。
- 土壌汚染について事業者等に対し調査や措置にかかる規制・指導を実施しました。
- 市域の大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類の常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制・指導を実施しました。
- 環境中のアスベスト濃度を調査するとともに、解体工事現場への立入や行政検査などアスベスト飛散防止に向けた規制・指導を実施しました。
- 国の PRTR 制度に基づき、事業者が行う対象化学物質の環境中への排出量などの届出受付およびデータの集計・公表を実施するとともに、化学物質の適正な管理を一層推進するため化学物質に関する講演会を開催しました。

■今後の課題および取り組み方針

- さらなる大気環境の向上をめざすため、常時監視・規制指導を行うとともに、環境基準を達成できていない PM2.5 の対策等をすすめていきます。
- 次世代自動車の普及啓発や最新規制適合車への代替促進など自動車環境対策を推進します。
- 水質の環境目標値を達成するため、常時監視・規制指導を行うとともに、河川管理者などと連携して水質の改善をすすめていきます。
- 下水道未整備地域における下水道整備を引き続きすすめるとともに、下水処理水の放流先となっている河川や名古屋港の水環境の向上をはかるため、合流式下水道の改善や高度処理施設の導入などをさらにすすめていきます。

■関連する個別計画

- ・第3次環境基本計画
- ・水の環復活 2050 なごや戦略

施策 2 3

身近な自然や農にふれあう環境をつくります

めざす姿

市民が身近に緑・農・生き物にふれあうことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 中村公園について、選定委員会による調査審議を経て、平成28年4月より指定管理者制度を導入しました。
- 街路樹再生指針を平成27年8月に策定・公表しました。
- 都市農業振興基本法が平成27年度に成立し、都市農業の安定的な継続をはかるとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じた良好な都市環境の形成が今まで以上に求められるようになっていきます。
- 身近な自然との触れ合いの推進などを盛り込んだ「なごや環境学習プラン」を策定し、平成28年3月に公表しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	緑化地域制度によって確保された緑の面積	256ha (25年度)	367.7ha	450ha	850ha	↗
2	親しみがある公園があると思う市民の割合	66.2% (25年度)	65.9%	70%	75%	→
3	市民農園の設置区画数	3,716区画 (25年度)	3,792区画	4,000区画	4,000区画	↗
4	自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	3.5% (25年度)	3.8%	15%	15%以上	↗

■これまでの取り組み

1	緑に親しむ環境づくり
○特別緑地保全地区など既存の緑地保全制度を活用し、緑の拠点となる市内に残された樹林地の保全をはかりました。また、平成27年6月、名古屋市緑の審議会より「新たな緑地保全施策の展開について」の答申を受け、緑地保全の新たな取り組みの検討を行いました。 ○緑化地域制度によって確保された緑の面積は順調に増加しており、民有地緑化助成を受けた緑化面積も順調に増加しました。 ○街路樹の管理については、平成26年7月、今後の街路樹のあり方について名古屋市緑の審議会より答申を受け、安全の確保と街路樹が持つさまざまな機能や役割の発揮をめざして「街路樹再生指針」を策定し、平成27年8月に公表しました。 ○災害時に避難場所となる公園・緑地の整備をすすめるなど、長期末整備公園緑地の事業を推進する中で、志賀公園はじめ3公園の用地取得を完了し、昭和橋公園の事業に着手しました。 ○歩いていくことができる身近な公園について、平成28年度末までに振甫公園はじめ5公園を新たに整備しました。	

	○公園ごとの特色を生かした公園経営を推進する取り組みとして、各々の公園のニーズを把握し、その公園の特性をふまえて、「公園がめざすべき姿」と「それに向けた取り組み方針」について定めた公園の管理運営方針（パークマネジメントプラン）を平成27年度は市内の主要3公園で作成しました。 ○久屋大通公園希望の広場で「にぎわい広場社会実験」を実施し、公園パートナーによるにぎわい創出の取り組みを行うとともに、「なごやかベンチ」「まごころ遊具」「スポンサー花壇」といった寄附・協賛事業の充実をはかりました。さらに、平成27年度には「名城公園（北園）営業施設等」の事業提案の公募を行い、民間活力の導入を推進しました。 ○鶴舞公園をはじめとする指定管理者制度を導入している10公園では、平成27年度は5公園で目標を上回る利用者があり、8公園で前年度利用者数を上回りました。 ○多様な主体による樹林地の維持管理の推進、緑のまちづくり活動の推進をはかるため、緑のまちづくり活動団体への講師派遣、市民活動保険への加入等の支援を行うとともに、平成27年10月には、なごや西の森づくり事業として「とだがわの森感謝祭」を行いました。
2	水循環機能の回復
	○健全な水循環の回復に向け、平成27年3月に「水の環復活 2050 なごや戦略」第2期実行計画を策定し、水循環に関するさらなる理解の促進や雨水の貯留浸透などに取り組みました。 ○水循環への市民の理解の向上をはかるため、湧水を利活用した啓発事業に取り組んでいます。
3	農のある暮らしづくり
	○市民農園、市民水田の設置、支援を行いました。 ○地産地消の推進のため、平成27年度末までに延べ71か所の朝市・青空市開催を支援し、地産地消のイベントを延べ7回開催し、ブランド化をめざす農作物延べ6品目に対して育成支援を行いました。 ○農業用の水路整備については、総延長1.8kmの整備を行いました。 ○多面的な機能を持つ都市内の優良な農地を保全するため、農家など18事業主体に対し、35件の農業用施設・機械の導入に対する助成を行うとともに、農業経営の安定をはかるため、9品目を対象として野菜生産価格安定対策事業を行いました。 ○農業ボランティア育成講座は、平成27年度は28人の方が講座を修了し、平成26年度、27年度の農業ボランティア育成講座の修了生は累計55人となりました。 ○チャレンジファーマーカレッジを8人が受講し、修了しました。農地バンクによるチャレンジファーマーへの農地のあっせんについては、農地バンクの登録農地数を増やすために農家全戸にチラシ配布を行う等、登録の促進を行いました。しかしながら、十分な登録農地を確保することができなかったため、チャレンジファーマーの就農に結びつけることができませんでした。
4	生物多様性保全に向けた取り組み
	○市立大学生物多様性研究センターでは、平成27年度におよそ960点の標本を収集しました。さらに、国際的なDNAバーコードおよび証拠標本情報を公開するDNAデータベース（BOLD）へおよそ460点のデータを登録したほか、日本の同データベース（JBOLI）へおよそ360点のデータを登録・公開し、日本からのDNAバーコード情報の発信に貢献しました。また、庄内川に生息する魚介類をおよそ100個体収集し、そのDNAを分析することで魚介類の遺伝的多様性に対する理解をすすめることができました。さらに、環境局なごや生物多様性センターが編集している機関誌「なごやの生物多様性」に論文2報を発表するなど、生物多様性研究を推進しました。 ○なごや生物多様性センターでは、「なごや生物多様性保全活動協議会」などと協働して、市民参加型の生きもの一斉調査をはじめとした市内各地での生物調査や外来種の防除などの調査・保全活動を実施するとともに、センターまつりなど、分かりやすく気軽に参加できる講座やイベントの実施につと

め、生物多様性についての理解や関心の浸透をはかりました。

- 藤前干潟の重要性と魅力を発信するため、関係機関やNPOと協働で「藤前干潟ふれあい事業」を展開し、干潟体験や講演会などを開催しました。また、オーストラリア・ジロング市との湿地提携に基づく人的交流事業として、平成28年3月に中学生18名をジロング市に派遣し、湿地の保全・活用などについて学びました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市立大学生物多様性研究センターでは、標本収集と国際的なデータベースへのデータ登録をすすめていきます。また、生物多様性を保全することの大切さについて、主に学術的観点から情報発信していきます。
- 身近な樹林地の保全をすすめるため、これまでの緑地保全施策を継続していくとともに、新しい施策を引き続き検討し、実施していきます。
- 緑化地域制度によって確保された緑の面積は順調に増加しています。民有地の緑化に対する助成については安定した財源の確保につとめます。街路樹の維持管理については、街路樹再生指針に沿って、適正管理を一層すすめていきます。
- 災害に強いまちづくりが一層求められる中、長期未整備公園緑地の整備プログラムに基づき、災害時に避難場所等となる公園・緑地の整備を着実に推進します。
- 歩いていくことができる身近な公園が不足している地域について、街区公園等の整備を着実にすすめていきます。
- 指定管理者制度を導入している公園については、より多くの方々に利用していただけるよう、魅力的な催事や広報などに取り組みます。また、公園の維持管理については、限られた予算の中で安全を確保しながら、適切な管理につとめます。
- 公園経営の推進では、寄附に対する市民や企業の参画が伸び悩んでいる状況にあるため、新たな寄附事業のメニューを増やすなど、市民や企業が参画しやすい環境整備に取り組みます。
- 緑のまちづくり活動の推進等では、参加者の延人数は増えているが高齢化がすすんでおり、将来の参加者減少が危惧されているため、より多くの市民が活動に参加できる環境づくりに取り組みます。
- 水循環への市民の理解の向上をはかるため、湧水を利活用した啓発事業を実施します。
- 担い手の高齢化や農地の税制、生産物の価格変動など、営農継続への不安材料は多いものの、都市農業・農地の価値を見直す動きにあわせて、都市農業ならではの利点を生かした新規就農や参入、既存農業者の経営多角化への支援や、消費者住民との交流等による販売支援を行っていきます。
- 農業用水路の整備については、財政状況が厳しく、本市の予算だけでは十分な整備が行えない現状をふまえ、積極的に国や県の補助事業を活用し、整備の推進につとめていきます。
- 農地バンクによるチャレンジファーマーへの農地のあっせんについては、農地所有者に農地の登録を呼びかける等、農地バンクの登録農地数を増加させる取り組みを引き続きすすめていきます。
- 都市化の進展や農家の後継者不足によって、市内の農地は年々減少しています。目標値達成に向けて、新たな施策の検討が必要ですが、その一環として、農業ボランティアという農の営みを支援できる人材を常に確保していくため、事業のPR および定期的な募集を継続するとともに、チャレンジファーマーカレッジ修了者が継続して「農」に親しむことができるよう、情報を提供します。
- 藤前干潟の重要性と魅力を伝えるため、テーマや開催場所などを工夫し、「藤前干潟ふれあい事業」を展開します。また、湿地提携している豪・ジロング市の自然や環境の保全・活用について学んだことなど派遣効果の波及をはかっていきます。
- なごや生物多様性センターでは、生物多様性の保全に向けた市民活動の新たな担い手の創出をはかるため、NPO や事業者など様々な主体や、若者を中心に新たな参加者も巻き込んで互いに学びあい、気づきあえる場の提供につとめます。また、生態系に悪影響を及ぼす外来種やその防除の必要性について十分に啓発を行い、市民・事業者と協働し、他機関とも連携して防除に向けた取り組みをすすめて

いきます。

■関連する個別計画

- ・なごや緑の基本計画 2020 ・長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム
- ・公園経営基本方針 ・公園経営事業展開プラン ・なごやアグリライフプラン
- ・第3次環境基本計画 ・水の環復活 2050 なごや戦略 ・生物多様性 2050 なごや戦略
- ・街路樹再生指針 ・なごや環境学習プラン

施策 2 4

公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくりをすすめます

めざす姿

自家用車に頼らなくても、不自由を感じることなく買い物や通勤など日常生活を営むことができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成26年8月に都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度が創設されました。これは、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりをすすめていくための制度です。
- 平成27年2月に、交通政策基本法の規定に従い、「交通政策基本計画」が閣議決定され、この中では、交通に関する基本的な方針や、「自治体を中心にコンパクトシティ化等のまちづくりと連携し地域交通ネットワークを再構築する」などの施策目標等について定めています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	64.9% (25 年度)	66.5%	75%	80%	↗
2	市内の鉄道および市バスの1日当たり乗車人員合計	234 万人 (24 年度)	243 万人 (26 年度)	237 万人	243 万人	↗
3	市内主要地点の1日（平日）当たり自動車交通量の合計	133 万台 (24 年)	131 万台 (26 年)	124 万台 (30 年)	108 万台 (40 年)	↗

■これまでの取り組み

1	交通施策とまちづくりとの連携
○駅そばまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の活用に向けて計画内容の検討を行いました。 ○平成 23 年 9 月に、交通に関する基本計画として策定した「なごや新交通戦略推進プラン」で掲げたリーディングプロジェクト「みちまちづくり」を実現するため、平成 26 年 9 月に「なごや交通まちづくりプラン」を策定・公表しました。 ○駐車場附置義務制度の見直しの検討および一部見直し実施、市営路外駐車場の管理運営を実施しました。	
2	公共交通の利便性向上
○沿線活性化協議会において、あおなみ線ツアーズを開催する等各種支援を実施しました。 ○リニモについては、愛知県および沿線自治体等により経営支援のための出資を行いました。 ○バスターミナル利用者や指定管理者と適切な協議・調整を実施することにより適切に維持管理を行い、栄地区の交通拠点としてバス利用者の利便性、快適性、安全性の向上をはかりました。 ○総合駅等の維持管理を実施するとともに、金山総合駅連絡通路橋の耐震補強に関する設計を行いました。	

○地下鉄におけるワイヤレスブロードバンドエリア拡大については、桜通線・東山線の全車両内へWi-Fiエリアを拡大しました。 ○地下鉄の終電時刻の延長については、東山線において平成26年7月から実施しています。 ○新たな駅の魅力づくりについては、平成26年度に名古屋市立大学と、平成27年度に名古屋大学と連携し、駅の魅力づくりについて検討を行いました。学生と連携して実証実験を行うとともに、PRイベントの実施によりにぎわいの機会を創出することができました。また、平成26年7月から毎月1回程度「駅ちかコンサート」を開催しており、平成27年10月からは、駅構内コンサートの公演場所や回数を増加してより利用促進をはかるため、新たにオーディション方式による「Nagoya ポップアップアーティスト」を実施して地下鉄の利用促進をはかりました。	
3	交通エコライフの推進
○交通エコライフの推進をはかるため、交通まちづくりウェブサイトの運営管理、大学の新入生向けパンフレットを配布しました。 ○パークアンドライド駐車場について、広報誌やウェブサイトで周知することにより、利用の促進を行いました。	
4	交通結節点などを中心とした地域の活性化
○金山地域における新たな将来まちづくり構想を策定するため、行政職員、有識者等を委員とした「金山駅周辺まちづくり構想懇談会」を開催し、平成29年2月14日の第10回懇談会において案として取りまとめました。	

■今後の課題および取り組み方針

○「なごや交通まちづくりプラン」に基づき、「賑わい交流軸」の形成や、新たな路面公共交通システムの導入等の重要施策について検討を行い、歩いて楽しめるにぎわいのあるまちの実現をめざします。 ○栄バスターミナルについては、適切な維持管理を行うことにより、引き続き利便性・快適性・安全性の向上につとめます。 ○地下鉄の終電時刻の延長については、より多くのお客様に利用していただけるようPRにつとめます。 ○新たな駅の魅力づくりについては、他の大学との連携について検討をすすめるとともに、学生からの提案等を事業化に結びつけられるよう検証につとめます。 ○Nagoya ポップアップ・アーティスト活動において、より多くの開催につながるようPRにつとめます。 ○交通エコライフについては、引き続き市民意識への継続的な働きかけを行うことにより交通行動の転換を促進します。 ○平成28年度末に「金山駅周辺まちづくり構想」を策定・公表し、今後は具体的な事業の基本計画策定に向け調査をすすめます。 ○鳴海駅前第二種市街地再開発事業の整備完了に向けて、引き続き建物移転や公共施設整備等を実施し、居住環境の改善と地区の活性化につとめます。	
--	--

■関連する個別計画

・都市計画マスタープラン ・なごや新交通戦略推進プラン ・なごや交通まちづくりプラン ・市営交通事業経営計画（2015-2018）

施策 2 5 良好な都市基盤が整った生活しやすい市街地を形成します

めざす姿 良好な都市基盤が整備され、住む人が快適さや利便性を感じられるまちとなっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 都市基盤が十分に整っていない地域において、公共施設の整備改善、宅地の利用増進をはかるために、土地区画整理事業などに取り組んでいます。
- 長期にわたり整備されていない都市計画道路については、社会情勢をふまえた計画の見直しや整備着手時期の明確化に取り組んでいます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	都市基盤（道路、公園、上下水道など）が整備され、生活しやすいまちだと思う市民の割合	87.6% (25 年度)	87.0%	90%	90%	➡
2	地区計画の都市計画決定数および建築協定の認可地区数（累計）	99 地区 (25 年度)	106 地区	114 地区	144 地区	➡
3	主要な幹線道路における交通円滑対策が必要な区間数	24 区間 (25 年度)	24 区間	12 区間	7 区間	➡

■これまでの取り組み

1	市街地の整備・再生
○徳重東部第二土地区画整理組合はじめ 4 組合に対する事業費助成、千音寺土地区画整理組合に対する事業資金の貸付を行いました。また、上志段味、中志段味特定土地区画整理組合および茶屋新田土地区画整理組合に対し、事業費補助を行いました。 ○大曾根北地区はじめ 5 地区の市施行土地区画整理事業において、建物移転や公共施設整備等を実施しました。	
2	土地利用等の規制・誘導
○建築協定地区の締結に向けた支援を行うとともに、建築協定連絡協議会の運営支援として総会の開催、機関誌の発行、勉強会の開催などを行いました。 ○平成 27 年度は、区画整理事業の進ちょくにとまなう用途地域等の変更等により 4 地区において地区計画の決定を行いました。	

- 未着手都市計画道路の見直しについて、平成 27 年度は、高田町線・古渡松風線の都市計画変更を行いました。都市計画道路の整備について、平成 27 年度は、江川線はじめ 24 路線で実施し、平成 27 年度までに名碧線はじめ 3 路線で完了しました。
- 平成 27 年度は、「未着手都市計画道路の整備に関する懇談会」を開催し、平成 28 年度は、パブリックコメントを行った上で、「未着手都市計画道路の整備について（第 2 次整備プログラム）」を策定しました。
- 道路と鉄道の立体交差化のうち連続立体交差事業について、都市計画等手続に入る準備に必要な鉄道線形、施工方法の検討をすすめました。また、単独立体交差事業について、平成 27 年度は、小幡架道橋はじめ 3 か所で実施しました。
- 橋りょう整備について、平成 27 年度は、三階橋はじめ 3 橋で実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 土地区画整理組合への事業費助成、事業資金の貸付および事業費補助の実施により、今後も、道路や公園等の都市基盤の整備を促進していきます。また、中志段味特定土地区画整理組合が実施する事業再建計画の策定を支援していきます。
- 大曾根北地区はじめ 5 地区の市施行土地区画整理事業の整備完了に向けて、引き続き建物移転や公共施設整備を実施し、良好な都市基盤の整った安全な市街地の形成につとめます。
- 良好な市街地の形成に寄与できるよう、地域住民に対する適切な支援を行い、建築協定の締結・活用を促進していきます。
- 都市基盤の整備状況や周辺土地利用の状況等を勘案しながら、地域地区制度や地区計画制度の活用により適切な土地利用規制・誘導をはかっていきます。
- 「未着手都市計画道路の整備について（第 2 次整備プログラム）」に基づく都市計画変更の手続きに向けた関係機関との協議や地元説明会を実施し、見直しの推進がはかられるようつとめていきます。
- 道路と鉄道の立体交差化のうち連続立体交差事業において、鉄道事業者と協議をすすめ、鉄道施設の線形や施工方法など立体化の計画内容を整え、早期に都市計画の手続きに入れるようつとめていきます。

■関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン
- ・都市計画道路整備プログラム
- ・未着手都市計画道路の整備方針
- ・未着手都市計画道路の整備について（第 2 次整備プログラム）
- ・長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム

施策 26 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します

めざす姿 歩行者や自転車が安全で快適に道路を通行することができる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○本市では、駅周辺における放置自転車問題が深刻化していましたが、自転車等駐車対策の実施により、放置自転車等の台数は、平成27年度で約1.3万台とピーク時の昭和62年度の約5分の1まで減少してきており、一定の効果が得られています。一方、栄地区を中心とした都心部などでは対策をすすめてきましたが、いまだ通行障害や景観の悪化を引き起こしている状況があります。

○近年、環境負荷の低い交通手段として自転車が見直され、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが高まっていますが、自転車の走行空間の整備がまだ十分でないことや、走行ルールが遵守されにくいことから、平成26年において、歩行者と自転車の交通事故件数は50件、全交通事故に占める自転車事故の割合は25.0%と、全国の割合（19.0%）よりも高くなっています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	歩行者と自転車のそれぞれが、安全で快適に通行していると感じている市民の割合	21.8% (25年度)	21.1%	33%	50%	↓
2	歩行者と自転車の通行空間が分離されている道路の延長	94.5km (25年度)	98.4km	110km	150km	↑
3	鉄道駅およびバス停留所周辺の放置自転車等の台数	15,701台 (25年度)	12,942台	14,000台	12,000台	↑

■これまでの取り組み

1	安心して歩ける歩行空間の確保
○平成27年度は、有料自転車駐車場の整備（名城公園駅）、駐車指導、広報啓発などを実施するとともに、自転車等保管場所、無料自転車駐車場などの維持管理業務や放置自転車などの撤去保管返還処分並びにリサイクル業務を実施しました。	
2	自転車走行空間の整備
○平成27年度は、自転車走行空間を1.8km整備しました。	
3	新たな自転車利用システムの確立
○コミュニティサイクルの導入に向けて、栄地区の自転車駐車対策をすすめるとともに民間主体による持続可能な事業モデルの検討を行いました。	

■今後の課題および取り組み方針

- 有料自転車駐車場において、指定管理者による適切な管理運営業務の実施を確認するため、点検・評価を行っていきます。
- 歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりに貢献するため、有料自転車駐車場の施設整備につとめます。
- 自転車走行空間整備については、歩行者と自転車が互いに安心して通行することができる安全で快適な道路環境づくりにつとめます。
- 都心部において、自転車利用特性に応じた自転車駐車場の整備やコミュニティサイクル導入に向け、民間主体による持続可能な事業モデルの構築を検討します。

■関連する個別計画

- ・自転車利用環境基本計画

施策 27 バリアフリーのまちづくりをすすめます

めざす姿 高齢者や障害者など、誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 誰もが安全で快適に施設や公共交通機関を利用できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や福祉都市環境整備指針に基づき、バリアフリー化を推進しています。
- 平成28年4月から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）により、障害者の利用を想定して行うバリアフリー化や障害者理解のための啓発活動を行うことが求められています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	高齢者や障害者、子どもを連れた人などすべての人に使いやすい施設整備がされていると感じる市民の割合	37.4% (25年度)	38.3%	50%	60%	▲
2	高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	43.7% (25年度)	46.8%	50%	60%	▲
3	地下鉄における可動式ホーム柵の設置駅数	23 駅 (25年度)	45 駅	45 駅	79 駅以上	▲

■これまでの取り組み

1	施設、道路のバリアフリー化の推進
○福祉のまちづくり推進会議において、福祉都市環境整備などの進ちょく状況やバリアフリー法に基づく重点整備地区における整備の進ちょく状況の報告を行い、専門的見地から審議しました。 ○高齢者をはじめ市民の誰もが、安全で快適に生活しやすい都市を築くための福祉都市環境整備指針について、障害者差別解消法の制定や子育て世代への配慮をはじめとする社会情勢の変化への対応などをふまえ、高齢者、障害者、子育て世代の方といった配慮が必要な利用当事者の意見を聴きながら改定を行いました。	
2	公共交通機関のバリアフリー化の推進
○名鉄瀬戸線東大手駅において、段差解消のためのエレベーターなどバリアフリー化整備を行いました。 ○地下鉄車両のバリアフリー化や省エネルギー化のため、27年度は東山線（1編成）、鶴舞線（1編成）の車両を購入し、地下鉄車両のバリアフリー化率は75.6%に向上しました。 ○地下鉄駅のホームからの転落防止対策として、東山線においては平成27年度に可動式ホーム柵の整備	

を完了しました。また、名城線・名港線においても、可動式ホーム柵に対応するための車両改造に着手しました。

○駅施設のバリアフリー化を推進するため、平成 27 年度は名古屋駅および丸の内駅のエレベーター整備をはじめ、名城公園、車道、桜山および瑞穂区役所における券売機の車いす対応整備などのさらなるバリアフリー整備をすすめました。

○ノンステップバスの導入については、車両更新計画にしたがって平成 28 年度は 35 両の更新を行いました。また、更新車両をすべてノンステップバスとすることで、ノンステップバス導入率は 100%となりました。

3

意識のバリアフリーの推進

○意識のバリアフリーを推進するため、広報なごや特集号を発行したほか、「障害者と市民のつどい」を開催するとともに、障害者差別解消法の周知および障害者理解の推進をはかるため講演会を開催しました。

■今後の課題および取り組み方針

○民間鉄道事業者に対するバリアフリー化設備設置費用への補助については、バリアフリー法に基づく基本方針により、名鉄尼ヶ坂駅にエレベーターや転落防止設備を設置するなど、平成 32 年度までに、1 日当たりの利用者数 3,000 人以上の民間鉄道駅舎へ、エレベーターなどの設置を推進していきます。

○地下鉄駅エレベーターの整備や可動式ホーム柵の整備など、市バス・地下鉄のバリアフリー化を着実にすすめていきます。

○障害者差別解消法の対応として、障害者差別相談センターによる障害を理由とする差別相談対応や紛争防止などの取り組みを的確に実施するとともに、引き続き障害者に対する正しい認識の向上をはかるため、障害者理解のための広報啓発につとめていきます。

■関連する個別計画

・福祉都市環境整備指針

施策 28

良質な住まいづくりをすすめます

めざす姿

市民が多様な居住ニーズに応じた良質な住まいで暮らしている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成26年12月に改正マンション建替え円滑化法、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行され、平成28年3月には、国の住生活基本計画が改定されました。改定後の計画では、多様化する社会的弱者の居住の安定の確保、多様な居住ニーズに応じた住まいの実現、既存住宅ストックの価値の維持・向上と活用、まちづくりと住宅政策の連携による地域の価値向上などが見直しのポイントとなっています。本市においても、国の計画改定を受けて、住生活基本計画を平成28年12月に改定しました。今後、改定した計画に基づき、居住者、安心安全、ストック活用の観点から施策展開をはかります。
- 少子化・高齢化の進行や、仕事、結婚、子育て、介護などに関する意識の変化により、単身世帯の増加など、家族形態が変化しています。
- 家族形態の変化や平均所得の低下のほか、家族や親族による相互扶助の役割が低下し、住み続けることが困難になるなど、住宅に困窮する世帯が多様化しています。
- 住宅の寿命は約40年弱と短いことから、資源やエネルギー消費の面で地球環境への負荷が大きく、また住宅で生活する中でのエネルギー消費にともなうCO₂排出量は増加傾向にあります。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	住んでいる住宅に満足している市民の割合	68.5% (25 年度)	71.1%	72%	73%	▲
2	住まいに関する情報の提供件数	11,051 件 (25 年度)	11,694 件	12,000 件	14,500 件	▲
3	長期優良住宅の認定件数(累計)	11,693 件 (25 年度)	17,139 件	24,000 件	49,000 件	▲

■これまでの取り組み

1	質の高い住まいづくりのための支援
○市営住宅の建て替えについては、平成 26 年度以降、365 戸の建設に着手しました。 ○既設市営住宅（階段室型）へのエレベーター設置については、累計 10 棟で設置が完了しました。 ○長期優良住宅を新規に 2,817 件認定し、累計を 17,139 件としました。	
2	良質な住まいに安心して住み続けられるための支援
○住まいの相談コーナーにおける相談や、ホームページによる住まいに関する情報提供を、平成 27 年度は 11,694 件行いました。	

- 市営住宅の維持管理については、新規入居者の募集や経常的な修繕、外壁改修等の計画的な修繕等を実施しました。また、入居者の高齢化に対応するふれあい創出事業については、高齢者世帯を対象とした見守り支援を実施するとともに、各区の民生委員児童委員協議会会長連絡会やいきいき支援センターとの合同研修等に参加するなど福祉部局等との連携をはかりました。
- 中堅所得者の定住促進と子育て支援のため、定住促進住宅公共型の維持管理を実施するとともに、定住促進住宅公共型・民間型に入居する子育て世帯の家賃負担の軽減をはかりました。
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成については、供給計画の認定、建設費や入居者の家賃に対する助成を行い、高齢者が安心・快適に暮らすことができるようつとめ、認定累計戸数が796戸となりました。

■今後の課題および取り組み方針

- 住宅が量的に充足する中で、少子化・高齢化の進展に伴い、住宅の空き家化、老朽化が進展し、大きな社会問題になりつつあります。また、地球環境問題の深刻化などから、持続可能な社会への転換が求められている中で、住まいについても省資源・省エネルギーやライフサイクルコストの最小化が求められます。市営住宅の建て替えや既設市営住宅へのエレベーター設置、長期優良住宅の認定などを通じて、既存の住宅ストックを改善し有効活用するとともに、地球環境にやさしく長く住み継がれる住宅に更新していく住まい・まちづくりをすすめます。
- 少子化・高齢化の進展に伴い家族形態やライフスタイルが多様化する中で、住まいに対する人々の意識も変化してきており、それらに応じて住まいが適切に選択できる環境づくりが求められます。定住促進住宅における子育て支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成や住情報の提供・相談事業等を実施することにより、居住者の様々なニーズに対応できる多様な住まい・まちづくりをすすめます。
- 住まいをとりまく居住者の不安は、適切な住まいを確保することの困難さ、住まいをめぐる生活上のトラブル、災害や犯罪などの危険性、地域での孤立など様々なものがあり、それらの不安の要因を解消していくことが求められます。市営住宅や定住促進住宅の維持管理などを実施することにより、安全で安心して住み続けられることができる住まい・まちづくりをすすめます。

■関連する個別計画

- ・住生活基本計画

施策 29 市民・事業者の環境に配慮した活動を促します

めざす姿 市民や事業者と行政等が協働して環境問題に取り組むことで、持続可能な社会となっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 本市では、市民・事業者と行政などが協働し、ごみの減量や生物多様性の保全など環境に配慮した活動に取り組んでいます。
- 市民、事業者、教育機関、行政がそれぞれの立場で環境に配慮した活動に取り組むとともに、知識や経験、問題意識を持ち寄って学びあうネットワークづくりをすすめています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	43.4% (25年度)	35.3%	55%	60%以上	↓
2	エコ事業所認定数（累計）	1,843件 (25年度)	1,995件	2,500件	4,000件	↑
3	市民団体、事業者、教育機関など「なごや環境大学」を支える団体数の累計	322団体 (25年度)	366団体	430団体	540団体	↑

■これまでの取り組み

1	環境に配慮した活動の促進
○環境デーなごやを開催し、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域の特性に応じたさまざまな環境イベントを行う地域行事を実施するとともに、中央行事においては、ごみ減量、生物多様性、地球温暖化、フェアトレードなどをテーマにさまざまな取り組みやそのつながりを発信し、多くの方に体験・体感していただきました。 ○エコ事業所および優良エコ事業所を認定しました。また、特に優秀で他の模範となる取り組みを実践している事業所を表彰しました。 ○中小企業者が公害防止対策、自動車対策、地球温暖化防止等のためのエネルギー対策など環境保全対策を実施するために必要な資金の融資および利子補助を実施しました。 ○一定規模以上の事業の実施に際し、適正な環境配慮がなされることを確保するため、環境影響評価制度を適切に運用しました。	
2	環境教育・協働取組の促進
○なごや環境大学では、市民・企業・教育機関・行政などが企画する共育講座や特定の環境テーマで調査・研究を行う共育ゼミナールを実施し、人づくり・人の輪づくりをすすめました。また、平成27年3月の開学10周年を契機に、より一層のネットワーク拡大、活動内容の充実がはかれるよう、これまで培ってきた人とのつながりや経験、ノウハウを活かして、年間を通じた10周年記念事業を実施しました。	

- 環境学習センターでは、小中学校の授業の一環としての利用をはじめ、子どもから大人まで、楽しく環境問題を学べるよう、バーチャルスタジオやワークショップを中心とした体験型学習を実施したほか、周辺の教育関係施設とも連携して事業を推進しました。
- なごやエコキッズについて、新規開設園を対象に参加を呼びかけ、認定を行いました。
- 保健所において地域特性に応じた実践活動や普及啓発を実施しました。
- 持続可能な社会の実現に向けて、一人ひとりが今日の環境問題を自らの課題として捉え、分野や主体、世代を超えて、その解決に向け、主体的に行動する人づくり・人の輪づくりをすすめるため、なごや環境学習プランを策定し、平成28年3月に公表しました。

■今後の課題および取り組み方針

- なごや環境学習プランに基づき、なごや環境大学や環境デーなごやをはじめとする事業をより効果的に推進していくことで、一人ひとりが今日の環境問題を自らの課題として捉え、世代や分野を超えて主体的に取り組む人づくりをすすめていきます。
- 引き続きエコ事業所の普及啓発と働きかけを幅広い業種に対し行うとともに、事業者の環境配慮を市民にも知ってもらう取り組みをすすめていきます。
- 環境保全設備資金融資制度の利用を促進するため、より利用者のニーズにあった融資制度とするとともに、より効果的な周知を実施していきます。
- 環境学習センターについては開館から20年以上が経過し、設備の老朽化が著しいことから、施設の改修とあわせて、様々な世代や主体が交流できる場所としての機能強化や、名古屋の地域に根差した学習内容の充実を図り、持続可能な社会に向けた人づくりをすすめていきます。
- なごや環境大学については、これまで以上にネットワークが広がるよう、分野・主体・世代を超えた交流の場や、それぞれの主体が持つ知識や経験をつなぎあわせる場などをつくり出し、人づくり・人の輪づくりをすすめます。
- なごやエコキッズ、なごやエコスクール等への環境サポーターの派遣などを通じて、園と家庭が一体となった環境保全の取り組みや児童・生徒の主体的な取り組みを支援していきます。

■関連する個別計画

- ・第3次環境基本計画
- ・名古屋市役所環境行動計画2020
- ・なごや環境学習プラン

施策 30 低炭素社会づくりをすすめます

めざす姿

低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルが普及したまちで、市民と事業者が快適に暮らし活動している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 本市では、地球温暖化対策のため、平成 32 年度までに温室効果ガス排出量を基準年度である平成 2 年度から 25%削減する目標を掲げています。
- 本市における平成 25 年度の京都メカニズムクレジット反映後の温室効果ガス排出量は、基準年度と比べると 9.1%減少し、前年度と比べると 17.7%増加しています。京都メカニズムクレジット反映前の排出量（実排出量）は、基準年度と比べると 8.8%減少し、前年度と比べると 1.5%増加しています。
- 国は、平成 27 年 7 月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0%減（2005 年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。
- 「日本の約束草案」や京都議定書に代わる新たな温暖化対策の枠組みとして COP21 で採択された「パリ協定」をふまえ、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28 年 5 月に閣議決定されました。
- この計画では、2030 年度に 2013 年度比 26%削減するとの中期目標について、国の施策や各主体が取り組むべき対策を明らかにし、削減目標への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざすことを位置づけています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）	1,518 万トン （1,595 万トン*） （23 年度）	1,581 万トン （1,587 万トン*） （25 年度）	1,389 万トン （1,406 万トン*） （28 年度）	1,310 万トン 以下	↓
2	再生可能エネルギー（太陽光・風力）による発電設備容量	99,200kW （25 年度）	163,300kW	310,750kW	370,000kW 以上	↑
3	日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	47.2% （25 年度）	41.6%	80%	90%以上	↑

※ 括弧内は京都メカニズムクレジット（京都議定書で定められた、温室効果ガス削減をより柔軟に行うために、海外における排出削減量を自国の排出量削減分に割り当てることができる制度）反映前の数値

■これまでの取り組み

1 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進

- 低炭素都市の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大および省エネルギーの推進をはかるため、太陽光発電設備、太陽熱利用設備および燃料電池システムの設置費補助を実施しました。
- 再生可能エネルギーの導入を促進するため、建物ごとに太陽光発電・太陽熱利用設備を設置した場合の推定発電量等を地図上に表示するウェブサイト「ソーラーパワー診断マップ」を開発・公開しました。
- 市施設の屋根を太陽光発電事業者に貸す「屋根貸し方式」により再生可能エネルギーの積極的な導入につとめました。
- 環境デーなごやをはじめ、ショッピングセンターなどでのイベントや、出前講座等においてリーフレット等を配布し、エコライフの実践に向けた啓発を行いました。

- 省エネルギー訪問相談として、店舗やオフィスビルなどを訪問し、事業形態や資力に応じた省エネに関するアドバイスや最新の情報提供などを実施しました。
- 地球温暖化対策計画書等の作成指導、巡回訪問を行い、温暖化対策の指導や助言を実施しました。また、事業者の取り組み等を市公式ウェブサイトで紹介するなど情報提供を行いました。

2 低炭素なまちづくりの推進

- 再開発事業などのまちづくりにあわせ、自然環境との調和を保つ先進的な低炭素技術の率先導入などによる低炭素モデル地区事業として平成26年度に2地区の事業を認定しました。また、認定後は事業者に対して技術的なアドバイスを行う「アドバイザー会議」の開催や、低炭素モデル地区事業の広報等による支援を行いました。
- 大規模建築物の建築計画の届出、事業者による地域冷暖房施設の検討計画にかかる協議等により、地域冷暖房の導入促進につとめました。
- 建築物環境計画書の届出を145件受理し、累計を2,059件としました。
- 低炭素建築物の認定を1,019件実施し、累計を1,434件としました。

■今後の課題および取り組み方針

- 太陽光発電の買取価格が今後さらに引き下げられていく見込みであることをふまえて、市民や事業者に対して売電収入を得るだけではなく自家消費による節電効果のメリットなどを周知することで、買取価格低下による導入意欲の減退を防ぎ、さらなる再生可能エネルギーの普及につとめます。
- 利用段階で二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化対策上の重要なエネルギーとして注目されている水素の利用拡大を図るために、家庭用燃料電池システム設置に対する補助件数を拡大するとともに、本市において水素エネルギーを利活用するための基礎調査を実施します。
- 平成27年7月に国の新たな温室効果ガス排出量削減目標（2030年度に2013年度比26%削減）が示され、その中で、業務・家庭部門では大幅な削減が示されました。本市としても省エネルギー訪問相談や地球温暖化対策計画書制度、環境問題へ関心を持つきっかけづくりのさらなる充実を通じて、低炭素なライフスタイルとビジネススタイルへの転換を促進して、一層の省エネルギーの推進につとめます。
- なごや環境学習プランに基づき、なごや環境大学や環境デーなごやをはじめとする事業をより効果的に推進していくことで、一人ひとりが今日の環境問題を自らの課題としてとらえ、世代や分野を超えて主体的に取り組む人づくりをすすめていきます。
- 地球温暖化対策に関する国の動向等をふまえ、本市の低炭素都市なごや戦略実行計画の見直しをすすめていきます。
- 低炭素なまちと暮らしの姿を市民や事業者に見えかたちで示し、全市レベルでの低炭素なまちづくりへの誘導をはかるため、引き続き、認定した低炭素モデル地区事業の広報や、アドバイザー会議の開催等による事業者への支援を行っていきます。
- 都市部特有の課題であるヒートアイランド現象に対し、水の蒸発散機能に着目して、湧水を活用したヒートアイランド現象緩和の取り組みをすすめていきます。
- 大規模建築物の建築計画の届出、事業者による地域冷暖房施設の検討計画にかかる協議等により、地域冷暖房導入に対する民間事業者の意識啓発につとめていきます。
- 建築物環境計画書の届出制度および低炭素建築物の認定制度の、普及や情報提供を通じて、今後も低炭素で快適なまちづくりを促進していきます。

■関連する個別計画

- ・第3次環境基本計画
- ・低炭素都市2050なごや戦略
- ・低炭素都市なごや戦略実行計画

施策 3 1

3R を通じた循環型社会づくりをすすめます

めざす姿

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 11 年 2 月の「ごみ非常事態宣言」以降、徹底した分別・リサイクルに取り組んだ結果、宣言時と比べ平成 27 年度のごみの埋立量は約 8 割減の約 5 万トン、ごみの処理量は約 4 割減の約 62 万トンとなっています。
- 「発生抑制」の第一歩として、消費者・事業者との協働により、レジ袋有料化を実施しており、レジ袋辞退率は約 9 割を維持しています。
- 「リサイクル」については、市が収集する容器包装に加え、小型家電の資源化を拠点回収によりすすめています。また、集団資源回収など市民の自主的な活動で古紙等の資源が回収されており、回収量は平成 27 年度で約 9 万トンとなっています。
- 平成28年3月に、第5次一般廃棄物処理基本計画を策定しました。当計画では、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念として、協働をベースに2R（「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」）および分別・リサイクルの取り組みを推進していきます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	ごみ・資源の総排出量	94 万トン (25 年度)	91.8 万トン	93 万トン	91 万トン 以下	↗
2	ごみの処理量	63 万トン (25 年度)	62.1 万トン	59 万トン	54 万トン 以下	↗
3	ごみの埋立量	5 万トン (25 年度)	4.7 万トン	4 万トン	2 万トン 以下	↗
4	日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	82.3% (25 年度)	81.1%	85%	90%以上	↘

■これまでの取り組み

1	3R の推進
○3Rに取り組む意義や効果を伝え、実践行動につながるきっかけとすることを目的として、学生や単身者向けの映像・冊子を作成し、これらを活用して大学祭や学校の出前講座、スーパー店頭等で啓発を行いました。 ○食品ロスについて、「啓発ソング・ダンス」の制作や「フードドライブ」の実施、「30・10運動」の展開など、削減に向けた行動を市民・事業者発信しました。 ○レジ袋有料化の取り組みを支援するため、スーパーにおいて店頭キャンペーンを実施するなど、レジ袋有料化の意義や効果について市民に発信しました。 ○再使用可能な粗大ごみを回収して修理し、リユース家具として販売するなど、発生抑制や再利用の意識啓発をはかるための取り組みをすすめました。 ○集団資源回収活動等への支援を行うことにより、新聞・雑誌・ダンボールなどの資源を回収し、分別・リサイクルをすすめました。	

- 「古着・古布」の資源化を促進するため、ホームセンター等において、資源化意識の定着や排出方法の広報を目的とした店頭回収キャンペーンを実施しました。
- 分別推進員による資源とごみの分別排出指導や、特に6月および11月の「分別マナーアップキャンペーン月間」を通じた広報・啓発の強化により、年間を通して分別ルールの徹底をはかりました。
- 分別収集された容器包装廃棄物などの着実な資源化をはかるとともに、小型家電に含まれる鉄、アルミニウム、銅、貴金属など有用な金属を資源として有効活用するため、総合スーパーなどで小型家電の回収を行いました。
- 事業系ごみの減量・資源化をすすめるため、事業用大規模建築物の所有者および多量排出事業者から、条例等に基づく減量計画書の提出を受けており、こうした事業者への立入指導を、平成27年度は1,840件実施しました。中小事業者については、排出実態の把握による啓発・指導を実施しました。

2 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進

- 可燃ごみを南陽工場はじめ4焼却工場で、不燃ごみを大江破碎工場で安定的に処理し、溶融スラグ・メタル等の資源化および焼却工場の余熱を利用した発電を行いました。
- 北名古屋工場（仮称）の建設に向けて、事業者提案に基づいた実施設計のほか、着工に向けて関係機関との調整を行いました。
- 富田工場の設備更新に向けて、設備解体工事および焼却設備更新工事をすすめ、環境影響評価事後調査を行いました。
- 焼却・破碎工場の施設整備方針の作成に向けて、調査・検討を行いました。
- 安定的な埋立処分体制を維持するため整備をすすめていた第二処分場の供用を開始し、焼却灰の埋立処分を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 生ごみの発生抑制を推進するため、食品ロス削減の取り組みをすすめていきます。
- レジ袋有料化参加店舗ではレジ袋辞退率が約9割と、取り組みが定着しつつありますが、他の容器包装削減等の取り組みに発展させていくことが課題であり、「もったいない＝必要なものを必要なだけつくる、買う」という意識の啓発につとめ、消費者の選択という行動を通して2R（リデュース・リユース）の取り組みをすすめていきます。
- 分別・リサイクルの取り組みについては、平成23年4月のプラスチック製品の分別区分変更以降、資源分別率が低下している「プラスチック製・紙製容器包装」や、資源分別率が約1割にとどまっている「古着・古布」、「雑がみ」について、これらを重点品目として位置づけ、学生や単身者向けに作成した冊子・映像を活用し、排出者や居住形態に応じた集中的な広報・啓発を展開していきます。
- 事業系ごみの処理量は依然として横ばいの状態が続いているため、事業用大規模建築物の所有者や多量排出事業者に対する減量計画書の提出・立入指導等に加え、平成28年度から取り組んでいる中小事業者への啓発・指導を推進していきます。
- 北名古屋工場（仮称）および富田工場の稼働以降速やかに南陽工場を設備更新していくことが課題であり、そのための調査・検討を行い、焼却・破碎工場の施設整備方針の作成をすすめていきます。
- 愛岐処分場においては、長期的かつ安定的な埋立処分を行うために、浸出水処理施設の建て替えなど長期利用に向けた整備をすすめる必要があります。また、第二処分場については、本市初の海面埋立処分場であることから、特殊性をふまえ、より安定的な運営手法を確立していきます。
- 「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者との協働により約4割のごみ減量を達成している状況となっているものの、法改正の動向や、少子化・高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化などの社会情勢の変化等もふまえ、ごみ減量・ごみ処理のあり方を詳細に検証し、今後の施策を検討していきます。

■関連する個別計画

・第3次環境基本計画 ・第5次一般廃棄物処理基本計画

施策 3 2

世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めま す

めざす姿

世界の主要都市として、世界規模での交流が活発に行われている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 我が国への訪日外国人数は依然著しい伸びを示しており、平成28年は対前年比約21%増の2,403万人となりました。国は、2020年までの訪日外国人数を4,000万人とする目標を掲げています。
- 中部国際空港においても、LCCを中心とする中国・台湾路線の就航等により、訪日外国人が大幅に伸びる一方で、昨今の国際情勢の変化や為替の影響等により出国日本人数は伸び悩んでいる状況です。
- リニア中央新幹線について、東海旅客鉄道株式会社による用地説明会が開催され、用地測量および建物調査が開始されました。また、平成28年12月には、リニア中央新幹線名古屋駅の本格的な工事が着手されました。
- 名古屋港は、世界の約160の国や地域と貿易で結ばれており、平成27年の総取扱貨物量は14年連続国内第一位、貿易黒字額は18年連続国内第一位を記録するなど、日本のゲートウェイとして大きな役割を果たしています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	世界の主要都市として交流が活発に行われていると思う市民の割合	27.9% (25 年度)	28.2%	35%	55%	▲
2	中部国際空港の国際線旅客便就航都市数	27 都市 (25 年度)	40 都市	30 都市	33 都市	▲
3	名古屋港の総取扱貨物量	208 百万トン (25 年)	198 百万トン (27 年)	230 百万トン (30 年)	245 百万トン (40 年)	▲

■これまでの取り組み

1	主要都市にふさわしい都心のまちづくりの推進
○平成 26 年度に、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」を目標とするまちの姿とした「名古屋駅周辺まちづくり構想」を策定しました。平成 27 年度に、構想の実現のため、「わかりやすい乗換空間の形成」、「駅前広場周辺の再整備」、「東西ネットワークの強化」について、整備の考え方・方向性をまとめた整備方針（案）を作成しました。 ○栄地区では、平成 26 年 9 月に久屋大通（北エリア・テレビ塔エリア）の再生に向けた「整備の考え方」を公表しました。また、平成 26 年度から、久屋大通（北エリア・テレビ塔エリア）の事業化に向けて、公共空間を活用した社会実験を、将来的なエリアマネジメントを見据え、行政と地元企業からなる実行委員会形式で毎年実施しています。 ○久屋大通において、地元地域団体や NPO とともに、各種イベントの実行委員会に参画し、公共空間を活用したにぎわいづくりを行いました。 ○名駅南地区の整備については、都計笹島線の整備手法等の検討を実施しました。 ○納屋橋東地区および栄一丁目 6 番地区に事業費補助を実施し、納屋橋東地区は平成 27 年 3 月に、栄一丁目 6 番地区は同年 4 月に建築工事が着手されました。	

○ささしまライブ 24 土地区画整理事業については、建物等移転をすすめるとともに、昨年に引き続き椿町線アンダーパス等公共施設整備を行いました。	
○椿町線街路事業については、街路築造工事など公共施設整備を行いました。	
○名古屋駅周辺地下公共空間については、出入口関連設計等を実施しました。	
2	中部国際空港の利用促進および機能強化の推進
○中部国際空港株式会社や経済界等の関係団体とともに、空港の利用促進のための活動や航空会社へのエアポートセールス、空港の機能強化に関する国への要望活動など、空港の利用促進、機能強化に向けた取り組みを実施しました。	
3	名古屋港の整備促進
○金城ふ頭において、完成自動車取扱機能の強化・効率化をはかるため事業に着手するなど、名古屋港の港湾機能の強化を促進しました。	
4	広域交通ネットワークの早期形成
○名古屋西JCTの建設工事を実施しました。	
○守山スマートICにかかる用地取得および土工や橋梁の工事を実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○世界の主要都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めるため、引き続き関係事業者との協議・調整をすすめます。	
○栄地区の公共空間の再生のため、久屋大通（北エリア・テレビ塔エリア）について、平成 28 年度に有識者から意見をいただくための有識者懇談会を立ち上げるとともに、早期の事業化に向けて検討・調整中です。	
○久屋大通公園での地元地域団体や NPO によるイベントの開催支援を行い、公園と沿道の一体的な空間活用によるにぎわいづくりをはかります。	
○工事費の高騰等により民間再開発事業の事業性の確保が困難となっているため、都市再生特別地区などの活用や事業費補助の実施などにより、民間再開発事業を促進します。	
○ささしまライブ 24 土地区画整理事業において、地区南側に残っている移転対象物件の移転交渉を鋭意すすめ、船だまり周辺の整備をすすめていきます。	
○名古屋駅周辺地下公共空間の整備については、早期に地権者の理解を得て都市計画手続きに入ります。	
○地域として 2020 年までに訪日外国人の全国シェア 10%という目標を掲げているものの、現状では 5%台と低迷しているため、引き続き効果的なインバウンド施策を講じていきます。また、国際情勢の変化等により、アウトバウンド需要が低迷しているため、航空会社等と連携を密にした需要喚起等、長距離路線に重点を置いた利用促進策をすすめていきます。さらに、相次ぐ路線の就航により、一本の滑走路ではメンテナンス時間の確保等、安全な空港運用や路線誘致に支障が出る恐れがあるため、二本目滑走路の早期実現が必要であり、国への要望活動等を継続して行っていきます。	
○地域の国際競争力向上に向け、引き続き名古屋港の一層の機能強化を促進します。	
○名古屋高速道路、名古屋環状 2 号線の整備および守山スマート IC の整備において、施策推進のため関係機関との調整をすすめます。	

■関連する個別計画

・都市計画マスタープラン	・都心部将来構想	・栄地区グランドビジョン
・名古屋駅周辺まちづくり構想		

施策 3 3 国際的に開かれたまちづくりをすすめます

めざす姿 国際的な交流・貢献活動が活発に行われ、多文化共生のまちづくりがすすんでいる

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会や平成38年のアジア競技大会の愛知・名古屋での開催、平成39年のリニア中央新幹線の開業に伴い、外国人の訪名が増加することが予想されています。
- 平成28年5月末に外国人住民数が7万人を超えました。近年ベトナム・ネパール国籍の外国人数が急増しており、平成27年10月にはベトナム国籍の人数がブラジル国籍の人数を抜き、名古屋市内外国人住民数第4位になりました。
- 人的配置や各種教室の運営などの事業を実施することにより、日本語指導が必要な児童生徒や帰国児童生徒の学校生活への早期適応をはかっていますが、日本語指導が必要な児童生徒は年々増加しています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合	30.4% (25年度)	31.7%	40%	40%	↗
2	外国人留学生数	3,388人※ (25年度)	3,057人	5,900人	5,900人	↘

※ 外国人留学生数については、計画策定後外部機関による公表数字が変更されたため訂正

■これまでの取り組み

1	国際交流の推進
○姉妹友好都市との交流をすすめるため、平成27年度はトリノ市・シドニー市との姉妹都市提携周年記念事業を開催し、平成28年度は翌年度のメキシコ市との提携40周年に向け、各種交流事業を行いました。 ○市立大学において、イタリア・ローマ市にある国連食糧農業機関（FAO）へ平成27年度および平成28年度に各3名の学生をインターンシップ生として3ヶ月程度派遣しました。	
2	多文化共生の推進
○多文化共生施策の推進として、外国人市民懇談会や多文化共生推進モデル事業等を実施したほか、名古屋国際センターの運営を行いました。 ○平成27年度に外国人市民アンケートやなごや多文化共生まちづくり会議を、平成28年度に有識者懇談会を開催し、市民、外国人に関わる団体等や有識者からの意見を聴取して、第2次多文化共生推進プランを策定しました。 ○日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍している学校に、日本語指導講師を配置(前期31校、後期31校)しました。フィリピン語・ポルトガル語・中国語を母語とする児童生徒が多く在籍している小中学校28校に母語学習協力員を配置しました。初期日本語集中教室では日常会話を中心とした初歩的な日本語指	

導を、日本語通級指導教室では、学習言語習得のための指導を行いました。また、日本語教育相談センターでは、日本語指導に関する学校や保護者との相談活動や翻訳・通訳派遣を行いました。

3 国際貢献の推進

- なごや留学生フレンドシップ事業や、国際留学生会館の運営補助など、留学生の支援を実施しました。
- 市立大学大学院において、秋入学の実施により、平成27年度は4名、平成28年度は5名の留学生が入学しました。
- JICAからの依頼に基づき、主に開発途上国の政府、自治体等からの研修生を受け入れ、「本市の廃棄物管理」、「生物多様性の保全」、「環境的に持続可能な都市交通計画」、「都市公共交通コロキウム」、「共生社会実現のためのアクセシビリティの改善ーバリアフリー化の推進ー」、「上水道無収水量管理対策」など環境保全、公共交通、上下水道などに関する内容の研修を実施しました。また、JICA草の根技術協力事業「スリランカ配水管施工管理能力強化プロジェクト」、「メキシコ市下水処理改善プロジェクト」などにおいて、研修生の受け入れおよび職員の派遣を行いました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市立大学において、海外からの留学生受け入れ、また留学生の受け入れ後の環境整備のため、英文募集要項・英文シラバス等の作成、講義の英語化等の充実をはかります。
- 姉妹友好都市交流を活発にするため、より多くの市民に参加してもらえるような事業の実施および広報につとめます。
- 外国人来訪者が増加することが予想される中で、全庁的な多言語による情報発信などに取り組んでいきます。
- 本市への留学生の誘致や本市で生活する留学生と市民との交流を促進するため、より効果的な留学生支援施策を実施します。
- 今後も、日本語指導が必要な児童生徒の数は増加していくことが予測されるため、よりきめ細かな支援ができるよう、母語学習協力員など人的配置の拡充など、児童生徒の支援を一層充実させていきます。
- JICAなどの要請を受け、引き続き相手国のニーズや課題を正確に把握したうえで研修生を受け入れるなど、開発途上国への国際協力をすすめます。

■関連する個別計画

- ・多文化共生推進プラン

施策 3 4 若い世代が学び、遊び、働けるまちをつくります

めざす姿 若者が「学び、遊び、働く」場があり、いきいきと活動している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○今後、少子化の進行や都市間競争の激化、若者の他地域への流出などによる、経済規模の縮小や都市活力・魅力の低下が懸念されます。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	若い世代が「①訪れたい」「②暮らしたい」と思う魅力的なまちだと感じる若者の割合	①56.8% ②74.3% (25年度)	①58.4% ②67.9%	①65% ②80%	①80% ②90%	↘
2	18～30歳人口の社会増減数	7,478人 (25年度)	9,011人	5,500人	5,200人	↗
3	市内にある大学の学生のうち出身が東海3県外である割合	14% (25年度)	14%	18%	30%	→

■これまでの取り組み

1	若者の活力による魅力あふれるまちづくり
○NAGOYA 学生キャンパス「ナゴ校」の取り組みを通じて、学生が地域・企業・行政等との連携・協働をはかるための支援を行いました。 ○学生活動を支援するため、学生が自由に利用でき、学生が集える場として、学生共同活動拠点「N-base」を開設しました。	
2	大学と地域の連携によるまちづくり
○本市における大学・学生等との連携状況および大学との協定・覚書の締結状況の把握を行いました。 ○学生から選ばれるまちづくりをすすめるため、大学、地域、企業、行政が互いに共有し一体となって取り組む基本目標や、その方向性を定めた「学生タウンなごや推進ビジョン」を策定し、平成28年3月に公表しました。 ○「学生タウンなごや推進ビジョン」の推進体制として、市内大学・短期大学と共同して学生タウンなごや推進会議を設置しました。 ○「学生タウンなごや」のブランド化に向けて、大学やまちの魅力を取りまとめた情報誌「NAGOYA TOWN GUIDE FOR STUDENT」・ポータルサイト「N-chan」を制作しました。 ○市立大学において、学生が地域に出て、地域の人々とふれあいながら地域課題やその解決策について考察する科目である地域連携参加型学習を実施しました。また、発達障害のある子どものための親子教室を毎月実施したほか、児童養護施設などの施設で生活する児童・生徒に大学を紹介する「ようこそ大学へ！」プロジェクト、児童養護施設やひとり親家庭、生活保護世帯の児童・生徒等への学習支援、児童虐待防止啓発活動（ピアカンファレンスやピアサポート）を実施しました。 ○市立大学において、「医療・保健 学びなおし講座」や「三公立連携薬剤師生涯学習支援講座」などの「学びなおし、リカレント教育講座」のほか、市民への学習機会の提供として、全学部・研究科による「市民公開講座」、システム自然科学研究科および人間文化研究科による「サイエンスカフェ」、生涯学習施設との連携講座などを実施しました。また、「市民公開講座」の特別企画として、子育て世	

代を対象とした「ハッピー子育て講座」を実施しました。

3 次世代を担う産業人材の育成・確保

- 市立大学と名古屋工業大学との大学院課程における単位互換制度の実施について、平成 25 年度までの芸術工学研究科および薬学研究科に加え、平成 26 年度は医学研究科、経済学研究科、看護学研究科およびシステム自然科学研究科に拡充しました。また、市立大学と名古屋工業大学との連携大学院は、平成 26 年度 6 名、27 年度 5 名、28 年度 2 名の入学生を迎えました。
- 職人の「技」を広く市民に紹介し、ものづくりの素晴らしさを伝えるために「尾張名古屋の職人展」を開催しました。
- ものづくり産業の人材確保、技能継承教育の推進、中小企業の技術開発力の強化と技術系人材の育成のため、中小企業技術者研修および中小企業技能者育成講座を実施しました。また、ものづくり産業の人材育成の契機とするため、小・中学生を対象にものづくり教室など創作活動の場を提供する「名古屋少年少女発明クラブ」を運営し、ロボカップジュニアへの参加、ものづくりチャレンジ教室を実施しました。
- 各教科等の代表からなる検討委員会において、小中一貫キャリア教育カリキュラムの策定に着手し、各教科等における教育活動とキャリア教育で育てる資質能力との関連を明らかにしました。高校では、これまでも実施していた就業体験を市立高等学校全校（14校）で実施し、1,733名の生徒が参加し有意義な体験とすることができました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市立大学において、多様な生涯学習のニーズに対応した公開講座等を実施できるよう、引き続き全学的な取り組みをすすめていきます。
- 市立大学と名古屋工業大学との連携を引き続き図り、先進創薬、ナノテクノロジー等に精通した人材の育成により、機能性食品開発など新たなモノづくりの研究・開発に取り組んでいきます。
- 市立大学では、自然科学全般と数学・情報科学の基礎を身に付けた上で各専門分野を学修することで、自然科学全体を俯瞰できる能力を持ち、イノベーションの創出に貢献できる人材を育成するため、平成 30 年度の総合生命理学部（仮称）の設置に向けて取り組みます。
- 平成 27 年度に策定した「学生タウンなごや推進ビジョン」に基づき、既存の事業を整理しつつ、多様な主体と連携し、学生にとって魅力あるまちのブランドイメージ創出につなげていきます。
- 少子化の進行等による経済規模の縮小や都市活力・魅力の低下が懸念されている中で、当地域の強みである製造業の集積とその活発な経済活動を持続可能なものにするため、将来の産業人材を育成する必要があります。このため、中小企業を対象に、企業の魅力発信やインターンシップの受入支援など人材確保から定着・育成までの持続的な事業活動を支援するほか、「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」や「世界青少年発明工夫展 2017」の開催も活用しつつ子どもや若者がものづくりの楽しさや科学の面白さを体験できる機会を増やします。また、大学や産業界と連携し、産業界のニーズにあった教育・人材育成を行うことで、次世代を担う産業人材の確保をはかります。
- ものづくり現場での高齢化により技術者がもつ固有の技能が失われないよう、ものづくり産業人材の育成が必要です。若者がより技能職への関心を高められるよう、引き続き「尾張名古屋の職人展」を開催し、ものづくりの素晴らしさを伝えるとともに、技能にふれる機会を提供します。
- 各学校での具体的な取り組みをサポートするカリキュラム編成を着実にすすめていくことで、成果が上がるように取り組んでいきます。

■関連する個別計画

- ・産業振興ビジョン 2020
- ・公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標
- ・学生タウンなごや推進ビジョン

施策 3 5 歴史・文化に根ざした魅力を大切にします

めざす姿 歴史・文化が大切にされ、魅力向上に活かされている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 文化芸術立国をめざす国の指針「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に基づき、文化庁の方針が文化財の保存のみに重きを置いたものから保存・活用に取り組む方向へ転換したことから、名古屋市としても文化財の活用を重視した取り組みを実施していきます。
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）および「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」（平成 27 年 7 月）が策定され、今後は 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術の振興に取り組んでいく必要があります。
- 「名古屋市文化財保護条例」を「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」に改正し、文化財の活用をより重視した内容に改正、また活用をすすめるためにこれまで以上に文化財の保存を重視する必要があることから保存に関する改正も行いました。
- 平成 28 年に他市町村で国の重要無形民俗文化財となっている山車まつりがユネスコの世界遺産に登録され、山車まつりに対する注目が集まっています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	名古屋独自の魅力や文化で自信を持って紹介できるものがある市民の割合	70.9% (25 年度)	68.5%	75%	80%	↘
2	市の文化施設の利用率	84.9% (25 年度)	86.4%	85%	88%	↗
3	歴史的建造物の登録・認定件数（累計）	187 件 (25 年度)	208 件	250 件	300 件	↗

■これまでの取り組み

1	文化振興による豊かな感性の育成
○市民がまちかどで文化芸術に気軽にふれる機会を充実する事業として、やっとかめ文化祭を開催し平成 27 年度 54,080 人が来場し、平成 28 年度も同様に開催しました。またアッセンブリッジ・ナゴヤのプレイベントに平成 27 年度 10,403 人が来場し、平成 28 年度は本イベントを開催しました。さらに金山ぐるりタイムトンネルには平成 27 年度 27,012 人が来場しましたが、当初の予定どおり最終年度である平成 28 年度の開催をもって事業を終了しました。 ○名古屋フィルハーモニー交響楽団の演奏活動を支援し、平成 27 年度には 120 回の演奏会と、24 回のまちかどコンサートを実施しました。また、平成 28 年度は設立 50 周年記念事業を実施しました。 ○名古屋の魅力と文化力の向上をはかるため、名古屋を舞台とするショートストーリーを募集し、平成 27 年度には 256 編の応募がありましたが、事務の目的が達成され、一定の成果が得られたことから、平成 27 年度で事業を廃止しました。 ○平成 28 年度に現代美術の国際展あいちトリエンナーレ 2016 を開催しました。	

- 地域の文化活動拠点として、瑞穂区では瑞穂文化小劇場を、平成 27 年 7 月に開館しました。昭和区では昭和 cultura 小劇場を、平成 28 年 12 月に開館しました。
- 公会堂においては、平成 27 年度に改修設計を行い、平成 29 年度より改修工事に着手します。
- ランス美術館長を名古屋市美術館に招き、講演会を実施するとともに、当館学芸員がランス美術館を訪問し、所蔵品調査を実施しました。また、ランス美術館の作品を借りて、平成28年度に特別展「生誕130年記念 藤田嗣治展 東と西を結ぶ絵画」を開催しました。

2 歴史的資産を活用した名古屋独自の魅力づくり

- 名古屋まつりを通じて、市の伝統、文化、魅力にふれてもらうことを目的に、郷土英傑行列をはじめとした行列行事・会場行事を実施しました。
- 16 区 54 か所に銘板を設置し（平成 29 年 1 月末現在）、市民が地域の歴史・文化にふれることができる機会を提供することで、地域への愛着を育むとともに、地域の魅力向上をはかりました。
- 有松地区が平成 28 年 7 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことにあわせて、記念シンポジウムを開催するとともに、町並みを紹介するリーフレットを作成しました。
- 「名古屋市歴史まちづくり戦略」等に基づき、本町通や熱田界限等において歴史まちづくり事業を推進するとともに、文化のみちのエリアにある施設や揚輝荘の保存・活用、歴史的町並み保存事業により歴史的な資産の保存や活用についての取り組みを実施しました。また、歴史的建造物の登録・認定制度に基づき、登録を14件実施しました。
- 博物館では、「アンコールワットへのみち」をはじめとする国内外の優れた文化財や尾張地方の歴史や文化財を紹介する特別展・企画展を開催しました。また、はくぶつかん講座等の教育普及事業を実施し、62,672人が参加しました（平成27年度）。その他、2,670点の資料を新たに収集するとともに、4,589点の資料を展示や貸出などで活用をはかりました（平成27年度）。博物館の整備内容の検討を行いました。
- 秀吉研究では、全国の研究者の協力により平成29年2月に「豊臣秀吉文書集」第3巻（全9巻）を刊行し、秀吉清正記念館では、秀吉や清正とその時代に関する展示、教育普及事業などを行いました。
- 国の指針に基づき、文化財の活用を推進するための条例改正、文化財の指定や文化財保存修理事業への補助金交付、埋蔵文化財の発掘調査等の文化財保護事業、歴史の里の整備推進と普及啓発事業、山車行事継承事業の支援、見晴台考古資料館での埋蔵文化財の展示・活用事業等を実施しました。
- 名古屋城では、春まつり、宵まつり、菊花大会などの恒例催事に加え特別展を開催しました。また、本丸御殿の魅力を発信するため、市民・企業等と連携して各種事業を実施しました。
- 特別史跡名古屋城跡全体整備計画に基づき、石垣の修復整備、旧本丸御殿障壁画の保存修理、二之丸庭園の保存整備を行うとともに、重要文化財等展示収蔵施設の設計をすすめました。また、本丸御殿の第1期部分を公開しながら第2期以降の工事をすすめ、平成28年6月に第2期部分を公開しました。その過程を公開したほか、本丸御殿障壁画の復元模写を実施しました。
- 名古屋城天守閣整備事業について、民間のノウハウを活用する「技術提案・交渉方式」を採用し、公募型プロポーザルにより技術提案を求め、優先交渉権者を選定しました。また、優秀提案や収支計画などの情報をお知らせするために、市民向けの報告会を開催し、併せて、2 万人市民アンケートを実施しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 平成 28 年度に策定した文化振興計画 2020 で掲げる「文化芸術が活きるまち 名古屋」を実現するため、文化芸術を他分野に活用する考え方に基づき施策を推進していきます。

- 「やっとかめ文化祭」や「アッセンブリッジ・ナゴヤ」など、市民がまちかどで文化芸術に気軽にふれる機会を充実するなどの文化施策を着実にすすめるとともに、各種事業について創意工夫により定着をはかっていくことで、さらなる市民の意識向上につとめていきます。
- 文化施設の老朽化が進んでいることから、今後、計画的な改修を検討していきます。
- 歴史的建造物の保存活用につき、所有者等との話し合いが難航した事案をふまえ区役所や市民、歴まちびと等との連携の強化をはかるとともにクラウドファンディングを活用した新たな支援策等を推進します。
- 有松地区の重要伝統的建造物群保存地区選定にともない、伝統的建造物の修理等に対する補助制度を新たに創設するとともに、平成 29 年 11 月に有松地区を中心に「全国町並みゼミ」を開催し、町並みの魅力を広く発信していきます。
- 揚輝荘を城山・覚王山地区のまちづくりの交流拠点施設として活用すべく、北園整備に向けた調査を実施します。
- 名古屋城は特別史跡に指定されており、文化庁や特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議と調整をはかりながら整備をすすめていくとともに、必要な財源の確保につとめます。また、市民や企業との連携などにより、来場者の増加をはかります。
- 天守閣や本丸御殿の木造復元等の整備を市民の理解を得ながらすすめるとともに、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」を策定し、名古屋城の価値と魅力を最大限に高める保存活用をすすめます。
- 名古屋城を核とした魅力の向上・発信をすすめるため、名古屋城において民間事業者のノウハウを活用した効果的なイベントを開催し、集客力のさらなる向上をはかります。
- 名古屋城から大須、熱田を介し、有松・桶狭間までを「歴史・文化魅力軸」として、文化・観光拠点の魅力を向上させ、四間道、文化のみちなどとの回遊性を高めることで、来訪者の満足度の向上をはかります。
- 平成 29 年度開催予定の「ランス美術館展」に向けて、ランス美術館と調整・協力するとともに、ランス市との交流を促進します。
- 文化財の保存継承・活用については、山車行事の総合調査、名古屋市歴史文化基本構想の策定、また整備をすすめている歴史の里事業を全国的に PR するための取り組みをすすめていきます。
- 尾張地方の歴史・文化の魅力を市内外の多くの人に伝えるため、博物館において魅力的な展覧会等を実施し、入館者やイベント等の参加者数の増加をはかります。魅力的な展覧会を開催するとともに、効果的な広報や関連事業を行っていきます。また、開館から 39 年が経過する博物館が市民ニーズに応え、これからも魅力的な施設であり続けるため、新しい博物館のあり方を検討していきます。
- 古写真の収集状況等を勘案し、銘板を設置します。

■関連する個別計画

・名古屋魅力向上・発信戦略 ・文化振興計画 2020

施策 3 6 港・水辺の魅力向上をはかります

めざす姿 港・水辺が市民や訪れた人にとって魅力的で、にぎわいのある空間となっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 金城ふ頭では、モノづくり文化交流拠点構想を背景に民間の開発提案を活かして、人々が交流する拠点づくりを推進しています。
- ガーデンふ頭では、「親しまれる港づくり」を展開し、海洋文化・交流施設の整備、イベントの開催や客船等の寄港の誘致など、港らしさが感じられる空間づくりを推進し、名古屋港ポートビルの3・4階に設けられた名古屋海洋博物館は、平成27年3月21日にリニューアルオープンしました。
- 河川空間を利活用した水辺でのイベントが行われるなど、市民が水に親しむ機会が増加するとともに、都市部の貴重な水辺である堀川に注目が集まっています。
- 中川運河では、平成24年10月に「中川運河再生計画」を策定し、うるおいや憩い、にぎわいをもたらし運河の再生を推進しています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	ガーデンふ頭、金城ふ頭の施設等来場者数の合計	691 万人 (25 年度)	682 万人	1,000 万人	1,400 万人	↘
2	名古屋の港や臨海部が魅力的な空間であると感じる市民の割合	39.5% (25 年度)	36.8%	50%	70%	↘
3	中川運河の再生をサポートする人々（運河びと）の認定数	132 人 (25 年度)	201 人	400 人	1,000 人	↗

■これまでの取り組み

1	魅力向上に向けた拠点整備
○金城ふ頭開発として歩行者連絡通路、交差点改良、および集約駐車場の供用を開始しました。 ○ガーデンふ頭と隣接地区を合わせた港まちの魅力とにぎわいを生み出すための取り組みとして、平成27年度に築地ポートタウン計画の見直しを行いました。	
2	水辺のにぎわい
○うるおいと活気のある堀川の再生のため、堀川の市民団体との協働によるにぎわいの創出や浄化施策に取り組みました。その結果、水辺空間を活用した市民連携イベントでは約 18,000 人が来場するなど、各種イベントやオープンカフェ等のにぎわいが推進され、堀川の再生（浄化）をめざす市民団体である堀川 1000 人調査隊の隊員数が 53,300 人に達しました。 ○浅層地下水の導入や露出へドロに対する浄化実験を行うなどの各種浄化施策を実施することで、良好な水辺環境の創出につとめました。 ○民産学官で構成する「堀川まちづくりの会」において、堀川の魅力を発信するための取り組みを実施	

しました。

○川を大切にし、愛着を深めるための河川愛護活動に対して支援を行いました。

3 運河の再生

○中川運河の再生に向けた取り組みとして、中川運河再生推進会議の開催や、にぎわい施設の誘導、水環境の改善に向けた検討などを行いました。

○水上交通の活性化に向けた取り組みとして、水上交通網推進プラットフォームの開催や、体験乗船などを行いました。

■今後の課題および取り組み方針

○平成 29 年 4 月 1 日のレゴランド・ジャパンの開業にあわせて必要な都市基盤施設の整備をすすめるほか、港エリアへの来場者の回遊性を高めるとともに、港エリア全体の魅力創出がはかれるよう、あおなみ線・水上交通を軸に沿線のにぎわいをつなぐ「みなと回遊ループ」の実現に向けた取り組みをすすめます。

○リニア中央新幹線開業に向けた名古屋の魅力向上のため、都市部の貴重な水辺である堀川を活かしたさらなるにぎわいづくりが必要とされており、堀川の浄化に対する市民の期待および注目は非常に大きくなっています。これらのことから、引き続き堀川のにぎわいと浄化施策を着実に進めていくことで、水辺の魅力向上につとめていきます。なお、平成 29 年度は五条橋地区において覆砂を実施し、水辺環境の改善をはかります。

○中川運河の再生に向けた取り組みなどを引き続きすすめていきます。

■関連する個別計画

・都市計画マスタープラン ・中川運河再生計画 ・築地ポータウン計画

施策 3 7 魅力的な都市景観の形成をすすめます

めざす姿 市民が美しいまちなみや魅力的な景観に誇りと愛着をもっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

○平成27年2月に札幌市で屋外広告物の落下事故が発生したことを受けて、屋外広告物の安全対策が課題となっています。平成28年4月には国から有資格者による安全点検を義務化する条例ガイドラインが示されました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	名古屋の中で好きなまちの風景やまちなみがある市民の割合	67.2% (25 年度)	68.0%	70%	75%	↗
2	市民参加によって景観づくりをすすめている地区数	10 地区 (25 年度)	10 地区	11 地区	12 地区	→
3	違反広告物追放推進団体による簡易除却の実施回数	250 回 (25 年度)	186 回	210 回	210 回	↗

■これまでの取り組み

1	良好な景観形成の誘導
○景観法に基づく届出事務や助言指導を実施しました。 ○地域の課題に対応した景観誘導の推進のため、広告・景観審議会から平成 27 年 10 月に答申を受けました。答申を受けて、名古屋城の眺望景観の保全のための規制・誘導方策や、歩行者系サインマニュアルの改定について検討しました。 ○都心部におけるにぎわいづくりやエリアマネジメントへの屋外広告物の活用について、実験的な取り組みをすすめてきました。また、公共空間等における屋外広告物の活用について、広告・景観審議会から平成29年2月に答申を受けました。 ○景観計画における歴史的建造物、歴史的町並みの保全にかかる課題への対応について、広告・景観審議会から平成 28 年 8 月に答申を受け、歴史的町並みや歴史的建造物の保全にかかる具体的な取り組みを盛り込んで景観計画を変更しました。	
2	景観に配慮したまちづくりの推進
○お気に入りの風景・まちなみの投稿、公式 SNS での情報共有、市民投票への参加、市長表彰等を通して、市民に魅力ある景観づくりに関心をもってもらい、名古屋のまちへの愛着と誇りを高めることをねらいとするまちなみデザインセレクションについて、平成 28 年度には第 3 回「まちなみデザイン 20 選」を選定するとともに、「まちなみデザイン賞」を決定し、市長表彰を実施しました。	

3 違反広告物対策の推進

- 屋外広告物条例に基づく許可手続きや違反広告物の是正指導その他の事務を実施しました。
- 屋外広告物の安全点検について、広告・景観審議会から平成 29 年 2 月に答申を受けました。

■今後の課題および取り組み方針

- 都市の風格と魅力が感じられる都市景観の形成をはかっていくため、市民・事業者・行政がともに良好な都市環境を守り、育て、創出していくための取り組みを一層すすめていきます。
- 地域の課題に対応した景観誘導として、名古屋城眺望景観の保全や、公共空間等における屋外広告物の適正化や活用に向けて、規制・誘導の具体的検討をすすめます。
- 歴史的な建造物や町並みを大切に守り育てる取り組みをすすめてきましたが、一方で歴史的な建造物は少しずつ失われ続けており、良好な景観形成をすすめる上で課題となっています。このため、景観施策と歴史まちづくりとの連携を強化した取り組みをすすめます。
- 来訪者にわかりやすい案内サインを景観に配慮しつつ整備する必要があることから、歩行者系サインマニュアルの改定を実施します。
- 市民が名古屋のまちの景観的魅力について、誇りと愛着を持って語ることができるよう、魅力あるまちの風景や地域まちづくりへの関心を高める必要があります。魅力的な風景やまちなみを市民とともに発掘、発信、共有するため、第 4 回名古屋まちなみデザインセレクションを実施します。
- 安全で快適な歩行者空間の確保のため、違反広告物について適切な是正指導を行っていきます。
- 屋外広告物の安全対策のため、安全点検の義務化に向けた制度の見直しをすすめます。

■関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン
- ・都市景観基本計画
- ・景観計画

施策 38

観光・コンベンションの振興と情報発信により交流を促します

めざす姿

来訪者への案内やおもてなしが行き届き、国内外から多くの人が訪れにぎわっている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 我が国への訪日外国人数は依然著しい伸びを示しており、平成 28 年は対前年比約 21%増の 2,403 万人となりました。国は、2020 年までの訪日外国人数を 4,000 万人とする目標を掲げています。
- 「人工知能国際会議2020」の名古屋開催に向けて、名古屋観光コンベンションビューローを中心に誘致活動を行い、平成32年の名古屋開催が決定しました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	観光総消費額	2,895 億円 (24 年度)	3,204 億円 (26 年度)	3,300 億円	4,000 億円	↗
2	国際会議の年間開催件数	126 件 (24 年)	163 件 (26 年)	150 件 (30 年)	170 件 (40 年)	↗
3	観光客の満足度	80.7% (24 年度)	79.7% (26 年度)	85%	90%	↘

■これまでの取り組み

1	特色や魅力を活かした集客力の向上
○歴史的な魅力やなごやめしをはじめとする名古屋の魅力を発信するため、観光PRを通年実施しました。 ○観光客の誘致宣伝活動のため、平成27年度には10都市を対象にプロモーションを行いました。 ○「世界コスプレサミット」や「につぼんど真ん中祭り」などの大規模イベントの開催を支援しました。 ○東山動植物園をはじめとする「なごや東山の森」の魅力を向上させるため、平成 25 年度から引き続き、にぎわいのある快適な園内空間の整備や東山の森づくりを実施しています。また、平成 26 年度から国指定重要文化財である「名古屋市東山植物園温室前館」の保存修理工事、平成 27 年度からアフリカの森エリアの整備をすすめています。 ○科学館においては、平成 23 年度より行っていた生命館 5 階の展示更新を平成 26 年度に終了し、魅力ある科学館を維持できるよう、平成 27 年度から平成 32 年度にかけて生命館 4 階の展示更新を行っています。また、リニューアルオープン後、初めてのプラネタリウムの機器更新を行い、今後も充実した魅力ある投影をできるようにしました。 ○地元商店街や白川公園周辺施設と連携したイベントを開催し、科学館や美術館の魅力を発信しながら集客力の向上と交流を促進しました。 ○蓬左文庫では、徳川美術館と連携し、特別展や近世武家文化を紹介する企画展を開催し、266,134人（平成27年度）の入館者がありました。また、古書市や「古典の日」の記念事業を開催し、歴史や文化に関心を深める機会としました。 ○外国人来訪者（インバウンド）を含め一層の交流人口の増加に向けた都市魅力の向上、発信をはかるため、金シャチ横丁構想の実現に向け、平成27年度には事業者公募の開始、平成28年度には事業者の選定および整備工事の着手を行いました。	

2	コンベンション等 MICE の振興による多様な交流の促進
○都市の知名度やイメージの向上、交流人口の増加による都市の活性化、経済波及効果による関連産業の振興、地域の国際化、国際交流の進展に寄与するため、MICE の誘致を推進し、平成 27 年度には、国際第四紀学連合第 19 回大会など 5 件の国際会議の開催を助成しました。 ○MICE 誘致における多様化したニーズに対応し、国際会議などの開催件数を増やすために国際会議場の機能強化に向けた調査を行いました。 ○平成 32 年の第 29 回人工知能国際会議を誘致し、名古屋での開催が決定しました。	
3	観光情報発信とおもてなしの充実
○なごや観光ルートバスを通年運行したほか、JR 名古屋駅、金山総合駅、オアシス 21 に設置した観光案内所において、国内外の観光客 859,906 人（平成 27 年度実績）に観光案内などを行いました。	

■今後の課題および取り組み方針

○歴史観光の推進、まちなか観光案内所の開設、なごやめし普及促進事業、愛知県大型観光キャンペーンの推進、愛知・名古屋観光キャンペーンの推進に取り組み、さらなる観光客の誘致・おもてなしの充実をはかります。 ○民間事業者と連携した無料公衆無線 LAN の整備を推進することで、訪日外国人をはじめとした観光客の利便性向上をはかります。 ○広域連携による海外プロモーションの実施に取り組むとともに、市独自の取り組みとして、東アジア・東南アジアに加え姉妹友好都市とのつながりを活かし、海外からの観光客誘致につとめます。 ○大きな経済波及効果をもたらす MICE 誘致の都市間競争が激しくなる中、MICE の誘致・開催支援に関する事業に積極的に取り組み、既存の国際会議開催助成の制度拡充に加え、企業等が市内で行うインセンティブ旅行等に対する助成制度を新設します。 ○MICE 基幹施設である国際会議場の整備に関する調査を実施するとともに、国際会議場の利便性向上をはかるため、地下鉄日比野駅との間を結ぶ屋根付歩廊の整備を実施します。 ○名古屋の武家文化のシンボルである名古屋城およびその周辺の魅力を一層向上させるとともに、名古屋の魅力を発信するため金シャチ横丁構想を推進します。 ○スポーツやコスプレを名古屋のブランド力を高める新たな魅力として発信し、世界からの目的地となることをめざします。 ○東京オリンピック・パラリンピックや第 20 回アジア競技大会の開催を見据え、スポーツを活かした魅力を創出・発信し、世界からの目的地となることをめざします。 ○名古屋魅力向上・発信戦略に掲げた「歴史・文化魅力軸」「まちづくり・ものづくり魅力軸」に点在する各エリア（栄、名古屋駅、熱田、港、有松・桶狭間）と名古屋城を結ぶ魅力を創出・発信し、国内外から人々を呼び込みます。 ○東山動植物園再生プランにより、動植物園の魅力がさらに高まり、市民に愛され、日本を代表する動植物園として国の内外から訪れる人々を魅了する文化・観光拠点となることをめざします。 ○芸術と科学の杜(もり)事業の認知度が高まっていないため、イベントの実施などにより、認知度の向上につとめます。 ○蓬左文庫の蔵書と徳川美術館所蔵の大名道具をあわせて近世武家文化を魅力的に紹介する展覧会や関連行事を実施し、市内外からの来館者数の増加をはかります。また、収集、保存や調査研究など文庫機能の充実につとめ、全国に向けて古典籍文庫としての魅力を発信します。 ○科学館には市外・県外からも連日大勢の来館者があり、またリピーターも年々増加しているため、魅力ある事業などを引き続き行い、来館者の満足度向上につとめます。	
--	--

■関連する個別計画

・観光戦略ビジョン	・東山動植物園再生プラン新基本計画	・名古屋魅力向上・発信戦略
-----------	-------------------	---------------

施策 3 9 地域の産業を育成・支援します

めざす姿 地域の産業が育ち発展している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 国による経済対策や地方創生に関する動向として、平成25年12月に「産業競争力強化法」、平成26年6月に「小規模企業振興基本法」、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。
- 平成28年下期の名古屋市景況調査によると、総合景況DIは全体でマイナス32ポイントです。
- 愛知県が常滑市の空港島に、展示面積約60,000㎡の大規模展示場を2019年秋頃までに整備し、新たな交流による新産業の創出や既存産業の充実をはかるとともに、首都圏に並ぶ交流拠点をめざす方針を打ち出し、設計施工に向けた準備等を行う事業準備支援業務などを予算化しました。

※DI（ディフュージョン・インデックス）とは、総合景況について、前年同期と比べて「良い」と回答した事業所の割合から、「悪い」と回答した事業所の割合を差し引いた値

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	法人事業所数	95,108 (25年度)	97,190	106,200	117,300	↗
2	設備投資の実施率	20.0% (25年度)	23.0%	22%	24%	↗
3	産業見本市、展示会来場者数	255万人 (25年度)	253万人	282万人	311万人	↘

■これまでの取り組み

1	競争力強化・ものづくり基盤技術強化の支援
○平成 27 年度は、産業振興施策および就労支援施策の基本方針と施策の方向性を示す産業振興ビジョン 2020（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）を策定しました。また、挑戦型中小企業創出プロジェクトとして、名古屋挑戦型企業塾を設置しセミナーの開催や専門家による販路開拓支援等を実施しました。平成 28 年度は、地方創生推進交付金を活用し、中小企業のイノベーション活動を促進するため、新たな商品やサービスの創出等を支援する中小企業新商品・サービス創出等支援事業を実施しました。 ○小規模企業者の競争力強化および経営安定化をはかるため、機械設備の導入・更新に対し助成するとともに、経営環境の厳しい小規模企業者の経営改善・強化をはかるため、小規模企業を訪問して各種相談に対応する経営アドバイザーを新事業支援センターに設置するとともに中小企業診断士などの専門家派遣を実施しました。 ○中小製造業の新製品開発・品質向上などに関わる研究開発を行い、その成果に基づき受託研究や人材育成、提案公募型事業を実施するとともに、出向きます技術相談、共同研究、技術研修などを実施しました。また、中小製造業に対する技術相談・指導や各種の依頼試験・分析などを実施するとともに、技術の普及を目的とした、講演・講習会の開催、施設の貸出などを実施しました。	
2	経営基盤安定化の支援
○中小企業の経営基盤の安定や事業の多角化などを促進するため、各種融資制度の実施、信用保証制度の運用を通じた支援を実施しました。 ○中小企業の経営基盤の安定・強化をはかるため、経営上の各種相談、経営管理に関する各種セミナーの開催および中小企業経営に役立つ情報の提供等を実施しました。	

3	産業交流の促進
○中小企業振興会館と国際展示場の管理運営を実施し、産業見本市・展示会の誘致・開催などにより、産業見本市等への参加促進や国内外での販路開拓を支援したほか、国際展示場については平成 27 年度に大規模展示場の整備等に関する調査をすすめました。 ○本市内外の展示会や見本市で自社製品やサービス等をアピールする機会として、見本市・展示会への出展支援や企業アピール大会を実施したほか、中小企業のビジネスチャンスの拡大をはかり、異業種交流を促進するための国際見本市「メッセナゴヤ」を開催しました。また、海外販路開拓に意欲的な中小企業に対し、専門家によるアドバイスにより、海外販路開拓の着手から商談実施までの一貫した支援を実施しました。 ○産業交流のための更なる展示会機能の強化に向け、国際展示場の整備等に関する調査を実施しました。	
4	地域商業の活性化
○地域商業地の活性化をはかるため、商店街が地域で実施するにぎわいづくりやまちづくりなど商店街の魅力向上に資する事業や、人材育成を促進する事業のほか、街路灯等の共同施設の維持管理にかかる事業への助成などを実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○大きな経済波及効果をもたらす MICE 誘致の都市間競争が激しくなる中、MICE の誘致・開催支援に関する事業に積極的に取り組み、新たに見本市・展示会に対する助成制度を新設するとともに、国際展示場については、第 1 展示館の移転整備を着実にすすめます。また、更なる展示場の拡充については、金城ふ頭との一体的な運用を前提とした空見ふ頭における展示場整備に向け、愛知県と調整の上、検討していきます。 ○社会経済環境の変化に対応しようとする意欲的な中小企業に対し、経営・技術面などでの総合的な支援を行う必要があります。このため、中小企業における設備投資、人材の確保、技術・技能向上、知的財産権の活用を支援するほか、工業研究所等を活用し、ものづくり基盤技術の振興や人材の育成をすすめます。また、産業見本市の誘致・開催などによる幅広い新製品発表機会の確保とともに、中小企業の見本市などへの参加促進や国内外での販路開拓を支援し、関連支援機関と協力しながら、競争力の強化をはかります。 ○厳しい経営環境に直面している中小企業に対し、金融面での支援など経営基盤の安定・強化を行う必要があります。このため、引き続き中小企業・組合などのニーズを把握し、社会経済環境の変化に対応した経営・技術相談、情報提供、融資の支援を行うなど、経営基盤の安定・強化をはかります。また、市の調達において、公正性、競争性、透明性をふまえ、地元企業の受注機会を確保します。 ○工業研究所にて、新製品開発・品質向上などに関わる研究開発を行うとともに、国等の補助金を活用して機械装置の更新をすすめることで、3D ものづくりや材料の分析・評価等の技術面での支援能力を維持・向上させます。また、中小企業製造業に対して技術相談・指導、各種の依頼試験、受託研究、技術研修などを引き続き実施していくことで、中小企業製造業の競争力強化をはかります。 ○地域の商店街を取り巻く環境は、社会や経済の構造変化により厳しい状況にあり、とりわけ商店街を支える担い手不足の解消が課題となっています。このため、引き続き中部圏の中核都市として魅力ある商業地の形成を支援するとともに、地域と一体となった身近な商業地の人材育成支援やコミュニティ機能の充実支援を行います。	
--	--

■関連する個別計画

・産業振興ビジョン 2020

施策 40 次世代産業を育成・支援します

めざす姿 次の時代を担う産業が育ち発展している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成26年7月に、医療分野の研究開発の推進および実用化による世界最高水準の医療の提供、経済成長への寄与を理念とした「健康・医療戦略」が閣議決定されました。
- 平成27年6月に、企業の本社機能の移転または拡充を促進するための税制上の特例措置（企業の地方拠点強化税制）などを盛り込んだ「地域再生法の一部を改正する法律」が成立しました。
- 平成27年7月に、「ロボカップ2017名古屋世界大会」の本市開催が決定しました。
- 平成28年4月に、国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」制度の期間が延長されました。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	法人設立等件数	4,416件 (25年度)	5,015件	5,100件	5,700件	▲
2	製造業の付加価値額	11,183億円 (24年)	11,475億円 (26年)	12,600億円 (30年)	13,900億円 (40年)	▲
3	新事業進出等に取り組む企業の割合	25.8% (25年度)	29.4%	36%	40%	▲

■これまでの取り組み

1 成長分野産業の振興

- 平成26年8月に、医療分野における革新的機器等の研究開発、臨床研究およびこれらの推進に必要な人材の育成を実施するオープンイノベーション拠点として、市立大学病院に「医療デザイン研究センター」を設置し、医学部、薬学部、芸術工学部、看護学部および病院の連携のもと、医療機器開発の支援、補助金事業の申請等に取り組んできました。あわせて産官学連携により各種事業を推進するために、医療デザイン研究センターのもとに企業および行政が参加するコンソーシアムである「医療デザイン研究開発機構」を設置しました。また、メディカルメッセへの出展、国際福祉健康産業展ウエルフェアへの出展、本学と産学連携協定を締結している十六銀行とのマッチングイベントの開催、3Dプリンタによる製造受託などを行いました。平成28年度は、名古屋産業振興公社の医療介護ものづくり研究会に参加し、病院からのニーズ提供と企業とのマッチング、産学の共同研究および試作品の評価、アドバイス、モニター調査へ協力しました。
- 市立大学薬学部において、革新的医薬品等実用化のため、国の機関などと連携して、主に抗がん剤の有効性と安全性を評価する手法に関する研究をすすめ、医薬品開発の迅速化に貢献できるよう取り組んでいます。
- 市立大学において、医療機器等の開発に貢献できる人材育成を目的として、大学院医学研究科修士課程に臨床医療デザイン学を平成29年1月に設置しました。
- なごやサイエンスパーク事業について、公的研究機関などが集積するAゾーン、テクノヒル名古屋として民間の研究開発施設などが集積するCゾーンの運営などの事業を推進するとともに、Bゾーンについては活用策を全庁的に検討し、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の振興等をはかるゾーンとして整備する構想をまとめ、事業用地の一部を取得しました。

- 中小企業の航空宇宙産業への新規参入を支援するための普及啓発・情報提供を実施するとともに、新規・既存参入企業の販路拡大を支援するため、国内外における展示会等を活用した商談支援、機械設備やソフトウェアの購入にかかる経費の一部助成を実施しました。
- 当地域が誇る高度なものづくり技術を活かし、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の活性化や革新的な医療介護福祉機器等の開発を促すため、関係機関と連携しつつ、情報提供から研究開発、販路開拓に至る一連の支援を実施し、企業の当該産業分野への参入等を促進しました。

2 クリエイティブ産業の振興

- 伝統的地場産業の振興をはかるため、若手技術者の育成や、新商品を開発する事業および伝統産業をPRするための事業を実施しました。
- 地域のファッション風土づくりを推進し、デザイナーなどの優秀な人材の発掘と関係業界の振興をはかるため、ファッション情報の収集・提供、コンテストの開催、人材育成、ファッションビジネス・風土づくり、産業振興事業への助成等を実施しました。
- 中小企業におけるデザインの活用・導入を促進するため、デザイン等の専門家を企業に派遣し支援しました。また、デザイン分野で加盟認定されたユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワークを活用し、国際デザインセンターやデザイン団体と連携して、国内外に向けて広くユネスコ・デザイン都市なごやを発信する事業を実施しました。
- 国際的なデジタルアニメーション・コンペティションを核としたデジタルコンテンツ博覧会を開催しました。

3 企業誘致・創業等支援

- クリエイティブ人材の活動の機会の創出をはかり、ものづくりに新たな価値を付加するクリエイティブ産業の強化をめざすため、クリエイティブ人材とものづくり企業との交流、3D プリンタなど最新デジタル技術にふれられる場を国際デザインセンターにおいて設置するとともに、事業化を推進するための講演会の開催や、工業研究所において製品開発のための試作支援を実施しました。
- 土地・建物を新たに取得・賃借し、オフィス、工場、研究施設を開設または新・増設する企業に、その経費の一部を助成したほか、企業誘致専門員の配置や、I-BAC、GNI を通じて、すぐれた投資環境を広く国内外に紹介するとともに、市外企業への進出意向アンケートやパンフレットなどを利用した企業誘致活動を実施しました。
- 市内中小企業の活性化や雇用機会の創出をはかるため、プロジェクトマネージャーなどの設置、事業可能性評価委員会の設置、専門家派遣事業、創業研修、起業家支援事業、創業準備ルームの提供など、創業や新事業の創出を事業化まで各段階に応じた総合的な支援を実施しました。
- 都市型産業研究施設の開設促進と雇用機会の拡大をはかるため、名古屋ビジネスインキュベータ等に入居する企業に対し、テナント賃借料の一部を助成しました。
- 成長が見込まれる企業の創業を促進し、本市の産業競争力の強化をはかるため、創業時等に要する経費の一部を助成しました。
- 平成26年6月に、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市立大学において、医学部、薬学部、芸術工学部、看護学部および病院が連携し、医療機器・医薬品開発の流れを学ぶフォーラムや企業とのマッチングにつながる面談会などを設定し、医療機器等の研究開発を推進していきます。
- 市立大学において、知的集約産業である創薬分野における国の国際的競争力の強化をはかる観点から、大学院教育の充実をはかり、創薬科学とその基礎となる生命科学の進展を支える研究者、技術者を今後も育成していきます。
- 圏域における経済の持続的な発展のために、今後の成長が期待される新たな産業の創出を支援し、多

様な産業群を育成することにより地域経済の活性化や雇用機会の創出をはかる必要があります。また、産業振興を行うにあたっては、民間企業との共同研究開発など、より効果的な施策展開を行うことが求められています。さらに、国内外の活力ある企業の誘致や本社機能の立地促進により地域経済の一層の活性化をはかる必要があります。このため、次世代産業として期待される航空宇宙をはじめ、医療・福祉・健康、環境・エネルギーなどの分野において国・県・企業・大学などと連携し、民間の知恵を活用しつつ、産業の振興をはかります。また、なごやサイエンスパークにおいて次世代産業の基盤技術であるナノテクノロジーをはじめとした先端技術の研究開発や既存技術の高度化を推進するとともに、Bゾーン事業用地を医療・福祉・健康産業の振興等をはかるゾーンとして整備します。

○平成 29 年 7 月に本市で開催する「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」を契機とし、次世代ロボット産業をはじめとしたものづくり産業の更なる発展をはかります。

○地域資源である文化と産業が相互に刺激しあい、付加価値を高めていく取り組みを促進するため、デザイン、ファッション、コンテンツ、伝統産業などのクリエイティブ産業を強化します。なお、デジタルコンテンツ博覧会については、当初の計画期間を終えたため、事業成果を検証し、本市の関わり方を検討します。

○将来の産業力強化につながる研究開発施設の立地を重点的に支援するとともに、ものづくり産業や、商業・サービス産業の厚い集積等本市の特色を積極的に PR し、国内外企業の誘致を推進します。また、相談体制の充実やインキュベート施設の運営、創業資金の助成などにより、若者や女性をはじめとした起業家による創業を支援するとともに、今後の成長が見込まれる分野へ新たに進出しようとする中小企業などを、研究開発から事業化までの各段階に応じて総合的に支援します。

○首都圏の ICT 企業と市内企業等との共創イベントを開催し、創出されたアイデアの事業化に向けた支援を行うなど ICT 企業の市内への集積を促進します。

■関連する個別計画

・産業振興ビジョン 2020

施策 4 1 市民サービスの向上をすすめます

めざす姿 市民の立場に立ったサービスが迅速・丁寧に行われている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 来庁者が快適かつ迅速に手続きを行えるよう、庁舎案内や申請書等の記載案内などを行うフロアサービス員の配置や日曜窓口の実施など、サービスの向上に取り組んでいます。
- コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」において市民からの問い合わせに対応するとともに、市民相談などを通じて市民からの意見・要望を幅広く受け付け、市民ニーズの把握につとめています。
- インターネットを活用して、市民に身近な行催事などの申し込みができる電子申請システムの利用拡大につとめています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27年度実績値	目標値		傾向
				30年度	40年度	
1	区役所・支所窓口における対応に満足している市民の割合	97% (25年度)	96%	100%	100%	↓
2	コールセンター利用者の満足度	93.4% (25年度)	96.0%	95%	95%	↑
3	電子申請システムの利用部署数	154 部署 (25年度)	157 部署	157 部署	167 部署	↑

■これまでの取り組み

1	窓口サービスの改善・拡充
○区役所・支所において日曜窓口、地下鉄駅取次ぎサービス（平成 27 年度証明書取次件数 33,775 件）を実施し、栄サービスセンター（平成 27 年度証明交付件数 32,953 件）を運営するなど、市民サービスの向上につとめました。 ○住民票の写しなどの取得機会拡充による市民サービスの向上に向けた、国がすすめるコンビニ交付への参加検討のため、他の導入自治体の状況調査等を行いました。 ○中村区役所の改築について、庁内検討会議を実施するとともに、平成27年度には改築調査を行い、平成28年度には改築基本構想策定調査を行いました。	
2	広聴活動の実施
○コールセンター「名古屋おしえてダイヤル」を運営し、平成 27 年度には 61,714 件の利用がありました。平成 27 年度に市民相談として、市民相談室、16 区のまちづくり推進室で受け付けた市民の声は 10,368 件であり、弁護士による法律相談が 7,677 件ありました。 ○平成 27 年度には、集会広聴として 16 団体と話し合いを行い、調査広聴として市政世論調査を 1 回、市政アンケートを 5 回、ネット・モニターアンケートを 8 回実施しました。	

3 ICT 活用による利便性の高いサービスの実現

- イベントの申し込みなどを行う電子申請システムを運営し、90,085 件の利用がありました。また、新たな情報提供ツールであるソーシャルメディアを 91 アカウントまで拡充し、市政などの情報発信を行いました。
- 利用者の声を反映したシステム改善や利用拡充に向けた啓発を行うなど、市民サービスの向上をはかりました。

■今後の課題および取り組み方針

- 電子申請やソーシャルメディアなど ICT を活用したサービスの利用向上をはかるため、引き続き、市民が利用しやすいシステムへの改善を行うとともに、利用部署の増加やサービス提供数の拡充に向けた啓発を行うなど、より多くのサービスを市民に提供できるようつとめていきます。
- 中村区役所については改築の基本計画を策定し、千種区役所については改築調査を実施します。
- 事業・イベントの問い合わせ窓口としての活用など、コールセンターで提供できる情報の充実をはかったことにより、「コールセンター利用者の満足度」は目標値を達成しました。今後も、引き続き情報の充実をはかり、利便性の高いサービスが提供できるようにつとめるとともに、市民相談等さまざまな広聴活動を通して市民からの意見や要望を幅広く聴くことにより、市民ニーズを的確に把握し、そのニーズに即した施策展開へとつなげていきます。

■関連する個別計画

- ・区のあり方基本方針 ・第 2 次情報化プラン

施策 4 2**市民への情報発信・情報公開をすすめます****めざす姿**

市政に関する情報が市民にわかりやすく提供され、十分に公開されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律並びに個人情報の保護に関する法律および行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法への対応のため、個人情報保護条例の改正および関連規定の整備を行います。
- スマートフォン・タブレットの普及が進み、SNSによる広報や動画と広報紙などの既存媒体とを連携させる技術を活用するなど、スマートフォン・タブレット向けの情報発信を行う自治体が増えてきています。
- 行政不服審査法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことから、情報公開条例および個人情報保護条例の一部を改正し、同年同月から施行しています。

■成果指標の状況

	指 標	計画策定時の値	27 年度実績値	目標値		傾向
				30 年度	40 年度	
1	市政に関して知りたい情報が十分に得られていると思う市民の割合	49.9% (25 年度)	46.4%	55%	60%	↓
2	情報公開率	98.3% (25 年度)	98.7%	99%	99%	→
3	広報なごや全体の印象「わかりやすい」と思う市民の割合	67.4% (25 年度)	68.5%	70%	70%	↗

■これまでの取り組み

1	情報提供、情報公開の推進
○市民情報センターでは、市政に関連する情報提供を行うとともに、市民からの市政情報の相談にも対応し、平成 27 年度の利用者数は 75,851 人でした。 ○情報公開制度の着実な運用により、平成 27 年度は 4,062 件について情報公開（一部公開を含む）を行い、その公開率は 98.7%となりました。	
2	伝わる広報の推進
○伝わる広報の推進を図るため、重点的に広報する事業を設定し、広報なごや、市政広報テレビ・ラジオ番組、市公式ウェブサイトなどの各種広報媒体の特性を生かした組み合わせをするなど、効果的な広報につとめました。 ○広報なごやについては、広報モニターの意見などを参考に、従来文字で表現してきた情報を図表にするなど、よりわかりやすい紙面づくりにつとめました。また、市政広報テレビ番組については、広報する施設へのアクセス方法の表示を丁寧に行うなど、番組内容の改善につとめました。 ○平成 27 年 10 月に市公式ウェブサイトのトップページのリニューアルを行い、サイト内検索窓やよく利用される分類メニューを中央付近にまとめ、必要な情報を探しやすくする改善につとめました。	

- 個人情報保護制度を適切に運用し、さらなる充実をはかるとともに市民の個人情報の保護を推進しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 市民の市政への参加をすすめ、民主的で公正かつ透明性の高い市政を推進するため、市民情報センターにおいて市政情報の提供や行政文書の公開をすすめるとともに、本市が保有する個人情報の保護および管理を適正に行い、市民の安心と信頼を確保するようつとめていきます。
- ライフスタイルが多様化し、情報を得る媒体も多様化する中で、より多くの市民に対し、必要な市政情報を伝えていくためには、メディアミックスの考え方から、それぞれの広報媒体の持つ特性を生かした、より効果的な広報につとめていきます。

施策 4 3

地域主体のまちづくりをすすめます

めざす姿

多様な主体が地域において地域のことを、自ら考え、行動している

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成 26 年 5 月に地方自治法が改正されたことを受け、区の分掌する事務を条例に規定（平成 28 年 4 月 1 日施行）するとともに、区民の区政への参画を推進し、住民自治の強化を図るため、平成 28 年度より全区で区民会議を実施しています。
- 区にゆかりのある人や区民の区のまちづくりへの想いを活かす「区まちづくり基金」が平成 28 年 4 月 1 日に創設され、区の特性に^い応じたまちづくりに寄附金を活用していくことが可能となりました。
- 地域まちづくりに取り組むまちづくり団体が増加傾向にあり、活動内容の幅も広がっています。それにともない、まちづくり団体の取り組みの実情に沿った支援の必要性が高まっています。
- 現在市内に主たる事務所のあるNPO法人数は900団体を超え、その活躍の場が広がりを見せるとともにまちづくりを担う力が育ってきています。
- 空家等対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に全面施行されたことと^いもない「名古屋市空家等対策の推進に関する条例」等の規程を整備し、平成 27 年 11 月に施行しました。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	地域の住民によるまちづくりが活発に行われていると思う市民の割合	30.5% (25 年度)	32.0%	40%	60%	↗
2	地域活動やボランティア・NPO 活動に参加している市民の割合	25.7% (25 年度)	28.4%	30%	35%	↗
3	市内に主たる事務所を有する NPO 法人数	853 団体 (25 年度)	907 団体	1,000 団体	1,270 団体	↗

■これまでの取り組み

1 住民が主体となったまちづくりの推進

- 新しい住民自治の仕組みについては、地域委員会の新たなモデル実施の検証結果や市民フォーラムでの意見等に基づく幅広い検討の結果、多様な主体が連携した地域主体の取り組みをめざすものとし、その実現に向け、「地域コミュニティ活性化の推進」の一環としてまちづくりに関する知識や経験を有するコミュニティサポーター（地域コミュニティ活性化支援員）を設置しました。
- 266の学区連絡協議会等地域団体に対し地域活動への補助金を交付しました。
- 地域コミュニティの活性化をはかるため、団体運営に関する講習会を開催するなど地域活動への支援を行うとともに、市民の地域活動への参加のきっかけづくりとして講演会を開催したほか、平成26年度に実施した地域活動やコミュニティセンターの現況調査結果に基づき、地域コミュニティ活性化の検討のため、有識者等による懇談会や市民ワークショップを平成27年度に実施しました。

2	地域のまちづくりへの支援
○名古屋都市センターにおいて、平成 27 年度は、まちづくりに関する企画展 22 件・講演会等 25 件、まちづくりびと養成講座 6 件を実施し、地域主体のまちづくりを推進しました。 ○地域まちづくりサポート制度として、平成 27 年度までにアドバイザーを累計 94 回派遣し、助成金も累計 21 団体に交付しました。また、重点地域支援として、平成 27 年度までに団体設立の支援を累計 10 団体、構想作成の支援を累計 12 団体、構想実践の支援を累計 1 団体に対して行いました。さらに地域まちづくりの推進に向けた制度も検討しました。	
3	市民活動の活性化
○住民の自主的な地域活動の拠点とするため、コミュニティセンターの整備を順次すすめるとともに、地域住民により組織された公共的団体を指定管理者として自主管理・自主運営を行いました。 ○ボランティア・NPO活動の促進のため、市民活動推進センターを運営し、平成27年度は112,676人の来館があり、6,044件の相談・情報提供を行いました。また、講座・イベント等を計42回実施しました。 ○NPO法人の所轄庁事務においては、平成27年度は新たに49件のNPO法人を認証、5件のNPO法人を認定した結果、市内に主たる事務所を有するNPO法人数は907（うち所管NPO法人数は831）、所管認定NPO法人数は13（数値はいずれも平成28年3月末時点）となりました。 ○住民の学習・スポーツをはじめ、地域コミュニティにおける活動の場として市立の小学校の施設を27校、高校の施設を1校開放しました。中学校111校の体育館・運動場等の施設について、学校教育に支障のない範囲内で地域に開放し、市民のスポーツ・レクリエーション等の場所として活用をはかりました。また、「PTA指導者研究集会」「PTA活動研究大会」や「市地域女性団体研究協議大会」の中で、地域活動の活性化を促す事例発表等を実施し、PTAおよび女性会の活動を支援しました。	
4	区の総合行政機能の強化によるまちづくり・魅力づくりの推進
○各区役所において住民のニーズを的確に把握し、「区の特性に応じたまちづくり」を主体的にすすめました。 ○名古屋市空家等対策の推進に関する条例および空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等の適切な管理を推進するため、必要な指導や支援等を実施しました。	

■今後の課題および取り組み方針

○PTA・女性会など地域の団体との連携を一層強化するとともに、地域活動を促進していくことにより、地域のつながりを深めます。 ○今後についても引き続き、小学校の施設 27 校、中学校の施設 111 校および高校の施設 1 校を地域に開放していきます。 ○地域のつながりの希薄化などによる地域コミュニティの機能低下が指摘されているほか、地域のコミュニティ活動の拠点として整備されているコミュニティセンターは、整備開始から 30 年以上が経過しているため、地域活動やコミュニティセンターにかかる現況調査結果およびそれをふまえた検討に基づき、地域活動支援やコミュニティセンターの持続可能な管理運営など、今後も地域コミュニティのさらなる活性化に取り組んでいきます。 ○少子高齢化の進行などにもとない、空家等の増加が見込まれるため、「空家等対策計画」を策定し、空家等対策を総合的・計画的にすすめていきます。 ○区まちづくり基金への寄附も活用し、区の事務分掌に掲げる「区の特性に応じたまちづくり」に取り組んでいきます。 ○区役所が地域課題解決の拠点としての役割を果たすため、住民に身近な行政サービスは住民に身近な区役所の組織で提供できるよう検討をすすめます。	
--	--

- ボランティア・NPOに関する情報発信や相談の受付、交流イベントの開催などを通じて、より多くの市民がボランティア・NPO活動に参加する機会を提供していきます。
- NPO法人の設立認証や認定を行うほか、法人の設立や運営の相談などの支援を引き続きすすめていきます。
- 名古屋都市センターのまちづくり事業を推進するため、引き続き市の広報メディア等を活用して市民・まちづくり団体への周知につとめます。
- モデル地区における地域まちづくりを先行例として、市内各地域での地域まちづくりに対する機運を高めるとともに、平成29年度より新たに地域まちづくり推進要綱を施行し、地域まちづくりに取り組む団体を登録・認定による位置づけをすることで成長に応じた適切な助成等支援を可能にするほか、資金面以外の支援体制も整え、地域まちづくりの推進に資する取り組みをすすめていきます。

■関連する個別計画

・区のあり方基本方針 ・市民活動促進基本方針 ・都市計画マスタープラン

施策 4 4

公共施設の適切な維持管理、保有資産の有効活用をすすめます

めざす姿

公共施設(市民利用施設・道路など)の計画的な維持更新によって、市民へ安心・安全で適切なサービスが提供されている

■施策を取り巻く状況（計画策定後の状況変化等）

- 平成26年7月に施行された省令により、橋りょうや横断歩道橋をはじめとした道路構造物について、5年に1回の近接目視による点検が義務化され、点検・診断・措置・記録というメンテナンスサイクルを確立した計画的な維持管理を着実に実施することが求められています。
- 画地の形状や立地面で比較的条件のよい土地の売り払いが進んでおり、そうでない土地のPRや適切な維持管理が課題となっています。

■成果指標の状況

	指 標	計 画 策 定 時 の 値	27 年 度 実 績 値	目 標 値		傾 向
				30 年 度	40 年 度	
1	公共施設の維持管理状態に不満を感じている市民の割合	25.3% (25 年度)	20.6%	17.2%	13.4%	↗
2	市設建築物の応急保全実施済み項目の割合	37.9% (25 年度)	77%	100%	100%	↗
3	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合	27% (25 年度)	43%	70%	100%	↗

■これまでの取り組み

1 施設の長寿命化と保有資産の有効活用

- 「アセットマネジメント推進プラン」に基づき、施設の長寿命化に向け、おおむね築40年以上の市設建築物の構造体耐久性調査の結果等をもとに、リニューアル・セミリニューアル改修に取り組んだほか、施設の安全性や運営に重大な支障を及ぼすことがないように、応急保全として引き続き外壁改修や空調設備の更新などを実施しました。
- 民間からの相談や提案をもとに、保有資産の有効活用を拡大・推進する様々な財源確保策を展開しました。
- 提案型ネーミングライツについて積極的なPRを実施し、平成27年度に引き続き、2ヶ年連続で平成28年度においても2件導入しました。
- 橋りょうの維持・補修として、予防保全型の補修を実施しました。
- 車道舗装の補修、街路灯をはじめとする道路附属物等の更新・補修を実施しました。
- 平成27年度までに、ポンプ施設の更新・整備33か所、排水路の調査162.9km、改良12.7km、修繕509か所を実施しました。
- 平成27年度は公園遊具（鋼製）の更新214基を実施しました。
- 公共事業用地の代替地等の処分として、保有資産の有効活用のため、事業関係者に提供の見込みのなくなった代替地について一般公開入札を実施するなど積極的に売却をすすめ財源化につとめました。
- 平成27年度は、公共土木施設の有効活用として、歩道橋ネーミングライツパートナー事業（12橋）、街路灯パートナー事業（72基）、道路施設への広告添加（1件）を実施しました。

- 久屋大通公園希望の広場で「にぎわい広場社会実験」を実施し、公園パートナーによるにぎわい創出の取り組みを行うとともに、「なごやかベンチ」「まごころ遊具」「スポンサー花壇」といった寄附・協賛事業の充実をはかりました。さらに、平成 27 年度には「名城公園(北園)営業施設等」の事業提案の公募を行い、民間活力の導入を推進しました。
- 平成27年度は学校の大規模改造を1.1万㎡実施しました。また、モデル校として東志賀小学校のリニューアル改修が完了しました。
- 緑図書館において、改修工事が完了し、平成28年7月にリニューアル開館しました。

2 保有資産量の適正化

- 今後の市設建築物の整備について、施設の廃止・縮小を含め、保有資産量の適正化に向けた基本的な考えを取りまとめた「市設建築物再編整備の方針」を平成 27 年 9 月に策定しました。

■今後の課題および取り組み方針

- 近い将来訪れる人口減少社会など人口構造の変化をふまえた社会的ニーズの変化に対応するため、「市設建築物再編整備の方針」に基づき、施設の廃止・縮小も含めて保有資産量の適正化への様々な取り組みをすすめることとなります。まずは、再編整備のモデル事業の設定と着手、施設総量の削減に向けた中長期計画の策定、またアセットマネジメントを全庁横断的に推進するための体制の整備に取り組みます。
- ネーミングライツに関しては、市場ニーズのある大規模な施設は徐々に活用が進んでおり、今後は小規模な施設への導入促進に向けて、各施設の特徴を明示するなど積極的な PR につとめます。
- 公共事業用地の代替地等の処分については、引き続き入札による売払いを実施するとともにその情報提供につとめ、計画の達成に向けて処分をすすめます。
- 公共土木施設について、引き続き確実な施設点検をはじめ計画的・効率的な維持管理による長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化をすすめます。
- 工事入札における不調・不落が発生しているため、工事の発注が集中しないように、年間を通して発注ができるよう平準化を検討していきます。
- 公園経営の推進では、寄附に対する市民や企業の参画が伸び悩んでいる状況にあるため、新たな寄附事業のメニューを増やすなど、市民や企業が参画しやすい環境整備に取り組みます。
- 施設の老朽化がすすんでいる図書館のリニューアル改修をすすめ、快適な利用環境の確保と施設の長寿命化をはかります。
- 大規模改造第 4 次計画に基づき、学校の大規模改造をすすめます。
- 学校施設のリニューアル改修はモデル的に実施した東志賀小学校の検証を行い、標準的な整備手法について検討します。
- 学校施設の中長期的な整備計画である「学校施設長寿命化計画」を策定します。

■関連する個別計画

- ・アセットマネジメント基本方針 ・アセットマネジメント推進プラン ・市設建築物再編整備の方針
- ・公園経営基本方針 ・公園経営事業展開プラン ・公共土木施設維持管理計画

